

令和6年第4回基山町議会（定例会）会議録（第4日）								
招集年月日	令和6年12月6日							
招集の場所	基山町議会議場							
開閉会日時 及び宣告	開会	令和6年12月6日		9時30分	議長	重松一徳		
	散会	令和6年12月6日		16時43分	議長	重松一徳		
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席1名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別		
	1番	工藤 絵美子	出	8番	大久保 由美子	出		
	2番	水田 志保	出	9番	末次 明	出		
	3番	中牟田 文明	出	10番	棄野 久明	出		
	4番	佐々木 敦雄	出	11番	大山 勝代	欠		
	5番	中村 絵理	出	12番	松石 信男	出		
	6番	天本 勉	出	13番	重松 一徳	出		
	7番	松石 健児	出					
会議録署名議員		12番	松石 信男		1番	工藤 絵美子		
職務のため議場に 出席した者の職氏名		(事務局長) 井上 克哉		(係長) 天野 拓也		(書記) 真崎 静		
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	松田 一也	産業振興課長		大石 順			
	副町長	熊本 弘樹	まちづくり課長		井上 信治			
	教育長	柴田 昌範	定住促進課長		山田 恵			
	総務課長	平野 裕志	建設課長		今泉 雅己			
	企画政策課長	亀山 博史	会計管理者		寺崎 博文			
	財政課長	吉田 茂喜	教育学習課長		古賀 浩			
	税務課長	古賀 満宏	福祉課参事		松田 美紀			
	住民課長	藤田 和彦	こども課保育園長		舟木 徳茂			
	健康増進課長	村上 妙子	産業振興課参事		佐藤 定行			
	福祉課長	戸井 竜二	まちづくり課図書館長		城本 直子			
	こども課長	山本 賢子	建設課参事		酒井 孝行			
議事日程		別紙のとおり						
会議に付した事件		別紙のとおり						
会議の経過		別紙のとおり						

## 会議に付した事件

### 日程第1

### 一般質問

1. 中牟田 文 明

- (1) 自転車危険行為に対する罰則強化について
- (2) 町内外国人の現状と課題について
- (3) 不登校について

2. 大久保 由美子

- (1) 地域計画策定による農業施策について
- (2) 持続可能な農業に向けて
- (3) ひきこもり支援について

3. 佐々木 教 雄

- (1) 特定健診と健康増進のあり方について
- (2) 基山町ゼロカーボンシティ宣言と環境対策について

4. 水 田 志 保

- (1) 安心・安全なまちづくりについて
- (2) 鳥獣被害対策について

5. 重 松 一 徳

- (1) 入札及び契約の適正化について

～午前9時30分 開議～

○議長（重松一徳君）

ただいまの出席議員数は12名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。  
これより直ちに開議します。

日程第1 一般質問

○議長（重松一徳君）

日程第1、一般質問を議題とします。

最初に、中牟田文明議員の一般質問を行います。中牟田議員。

○3番（中牟田文明君）（登壇）

おはようございます。

3番議員の中牟田文明でございます。

傍聴者の皆様におかれましては、お忙しい中また朝早い中、傍聴にお越しいただきまして、誠にありがとうございます。最後までよろしくお願ひいたします。

それではまず、1項目めの質問でございます。

自転車危険行為に対する罰則強化についてでございます。

令和6年5月24日に道路交通法の一部が改正されました。11月1日から、ながらスマホや酒気帯び運転に対し新しく罰則が整備され、違反行為に追加されました。今後さらに、令和8年5月23日までに、交通違反通告制度いわゆる青切符による取締りが行われるようになります。今回の改正には、増加する自転車事故の抑制や歩行者・運転者の安全確保が目的となっております。本町においても自転車の危険行為が多々見られることがございますので、本町の自転車危険行為防止対策について質問いたします。

- (1) 現在の自転車危険行為に対する罰則制度の概要をお示しください。
- (2) 令和8年5月23日までに施行される交通違反通告制度とは何かお示しください。
- (3) 令和5年度からの検挙件数をお示しください。
- (4) 歩道拡幅を予定している町道牛会・八並線は、歩道への自転車の乗り入れができるかお示しください。
- (5) 自転車危険行為防止対策を行っているか、お示しください。

次に、2項目め。町内外国人の現状と課題についてでございます。

町長は、令和2年3月の所信表明において、国際化が進展する中、外国人の方への支援や

多文化共生も重要な取組であると言われております。町内技能実習生の方もスーパーなどいろいろなところでお見かけするところでございます。この所信表明から2年半が過ぎておりますが、多文化共生を進めるための課題・問題について質問いたします。

- (1) 町内の外国人の現状をお示しください。
- (2) 多文化共生を進めるため、課題・問題は何かお示しください。
- (3) 課題・問題の解決のため、どのような施策を実施し、また今後どう進めていこうと考えているか、お示しください。

次に、3項目め。不登校についてでございます。

少子化が叫ばれ子供の数が減っていますが、全国の小中学校では不登校が増加しています。2023年度は約34万6,500人、前年度から16%も増加しています。本町では、不登校児童の居場所としてまいる一むが設置され、本年度から新たにさくらる一むが作られました。居場所の設置はされていますが、不登校児童生徒を減らす対策はどのようにしているか質問いたします。

- (1) 全国的に不登校が増えている理由をお示しください。
- (2) 不登校を減らすための対策は行っているかお示しください。

以上、1回目の質問です。御回答よろしくお願ひいたします。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

皆さん、おはようございます。

あさって、ふ・れ・あ・いフェスタがあって、その中で基山美術館というのをやるんですけども、実は今日からオープン10時オープンになっております。議員の皆さん方も傍聴の方も、10時から今日は夜の7時まで基山体育館で基山美術館やっておりますので、よかったですひ帰りにのぞいていただければなと思っているところでございます。

さて、中牟田文明議員の一般質問に答弁させていただきます。

まず、3の不登校についてというのを柴田教育長から、私から1と2を答弁させていただきたいと思います。

まず、1、自転車危険行為に対する罰則強化についてということなんですが、(1)現在の自転車危険行為に対する罰則制度の概要を示せというそういうことなんですが、自転車の

危険行為として、信号無視、一時停止等の場合には3か月、一時停止を怠った場合には3か月以下の懲役または5万円以下の罰金、それから無灯火の場合は5万円以下の罰金、2人乗りそれから並進等、並んで自転車を乗ることですが、は2万円以下の罰金及び過料などがございます。

令和6年11月1日から、自転車運転中の酒気帯び運転や携帯電話の使用等に罰則が設けられたところでございます。

酒気帯び運転は3年以下の懲役または50万円以下の罰金、酒酔い運転は5年以下の懲役または100万円以下の罰金となります。また、自転車の提供者は3年以下の懲役または50万円以下の罰金、酒類の提供者や同乗者は2年以下の懲役または30万円以下の罰金となります。

このように、本人だけではなく周りの方も対象になるということを十分に注意していかなければいけなくなっているところでございます。

携帯電話の使用等は、携帯電話を保持したり、それから通話したり画面を注視したりした場合は6か月以下の懲役または10万円以下の罰金、携帯電話の使用により事故を起こすなど交通の危険を生じさせた場合は1年以下の懲役または30万円以下の罰金となっているところでございます。

(2) 令和8年5月23日までに施行される交通違反通告制度とは何かということで、その内容でございますが、交通反則通告制度とは、比較的軽微な交通違反について、警察官から反則行為として告知された違反者に交通反則告知書と仮納付書が渡され、仮納付書に記載された納付期限内に反則金を納付することにより、刑罰が科せられないという、そういった制度でございます。

この交通反則通告制度が令和8年5月23日までに、16歳以上の自転車等の運転者に対して適用され、信号無視や一時不停车などの違反行為が対象になるということでございます。

これが実際に運用されますと、かなりいろんなところに問題が出てくるということで、これ以下の問い合わせがまた出てくるわけなんですけれども、(3) 令和5年度からの自転車危険行為の検挙件数を示せということでございますが、佐賀県全体で自転車危険行為の検挙件数は、令和5年度で40件、令和6年9月末現在で7件、主なものは酒気帯び運転、信号無視、一時不停车ということでございます。

(4) 歩道拡幅を予定している町道牛会・八並線は歩道への自転車の乗り入れはできるかということでございますが、歩道は道路交通法第17条の規定により原則自転車の乗り入れは

できないようになっております。原則であれば何が乗り入れられるかというと、13歳未満のお子さん、それから70歳以上のお年寄り、さらに身体障害をお持ちの方はこの原則に入らないということになっていますので、乗り入れられるということになっています。これは今もそうなので、この仕組みがなかなか分かっていらっしゃらないので、13歳未満、12歳でももう大きい大人みたいに見える子供が歩道を行くようなケースも多いわけですから、その辺りのところがこれから問題点かなと思います。

ただし、基山町内でもかなりのところの歩道がそうなっているんですが、歩道の幅員が3.0メートル以上あり、警察が特別に認めた場合は自転車が通行可能な歩道という形になって基山町内にも数か所そういう歩道があると。残念ながら、八並線はそれには入らないということで今進んでいるところでございます。町道牛会・八並線は道路構造令の基準の2.0メートルで拡幅予定としているため、先ほど申しましたように3メートルございませんので、乗り入れができないという形になっているところでございます。

ただし、先ほど言いましたように、全ての歩道が13歳未満、70歳以上、身体障害者オーケーになっていますので、その辺りが、全員がオーケーな歩道とそうじゃない歩道がここに存在しますので、それをこれからきっちり町民の皆さんに分かっていただく広報がより大事になっていくんじゃないかなと、それは今もそうなんですけれども、令和8年のいわゆる制度が適用されるようになると、なおそれをきっちりしておかなければいけないというのが、この分野のポイントかと思います。

（3）課題解決のためにどのような施策を実施し、また今後どのように進めていこうと考えているのかという……失礼しました。失礼しました、1個飛ばしてしまいました。

（5）自転車危険行為防止対策を行っているのかを示せということでございますが、日頃から登下校時に安全な町づくり推進協議会委員や交通安全指導員の方に見守り活動を行っていただくて、自転車のマナーについても御指導をいただいているところでございます。

また、令和6年11月14日に交通安全講習会として、安全な自転車の乗り方について鳥栖警察署の方から講話をいただき、自転車運転による危険行為を理解し、安全運転を心がけるよう周知を行っているところでございます。

さらに、毎年基山小学校、若基小学校は3年生以上、基山中学校では1年生を対象として、自転車の乗り方等について鳥栖警察署の方から講話ををしていただき、安全な自転車の乗り方や交通ルールに関して学び、知識の向上や事故防止に努めているというところでございます。

2、町内外国人の現状と課題についてということでございますが、（1）町内の外国人の現状を示せということで、技能実習生等の人数ということで、令和6年7月1日現在本町の在留外国人数は377人となっており、総人口に占める割合は2.2%となっております。国籍では、ベトナム国籍の方が一番多くて206人、54.6%いらっしゃいます。続いて、フィリピン国籍の方が43人、ネパール国籍の方が26人となっており、それ以外では、ミャンマー、中国、インドネシア、カンボジア、韓国、タイ、スリランカ等の国籍の方となっておるところでございます。在留資格別では、技能実習生の方が一番多く271人、71.9%いらっしゃいます。続いて永住者が27名、そして技術・人文知識・国際業務等の専門の方が22人となっております。それ以外では、留学、家族滞在、日本人の配偶者等、それから特別永住者等に分類されるところでございます。

（2）多文化共生を進めるための課題は何かということでございますが、日本は少子高齢化により人口減少が予想されており、国においても外国人技能実習制度の見直し検討が進められていることから、今後は労働力として外国人人口がさらに増加していくと考えているところでございます。

課題といたしましては、本町の外国人の多くが、先ほど申しましたように71.9%を占めている技能実習生でございますので、これは基本受入れ企業が責任を持って3年の場合が一番多いんですが、3年ないしケースによっては5年とかということで受け入れておりますので、こういった責任を持って受け入れている企業のところと連携し、日本の言語や文化、交通ルール等の制度について御理解いただくことが大事かと思っております。特に、自転車の並走は非常に多いかと思っておりますので、こういったものに対して、なかなかどこか外に、技能実習生の方を外に連れ出すというのは非常に今は難しくなっています、企業もあまり外に出さない、そういう傾向になっておりますので、どちらかというと、企業に我々が出向いていって講習会とか注意等をしていくということをしていかないと進まないのではないかなど思います。

（3）課題解決のためにどのような施策を実施し、また今後どのように進めていこうと考えているかということでございますけれども、日本人と外国人、相互理解とその人に応じた行政サービスの提供や支援が求められているため、様々な制度や仕組み、手続について図式化や簡易な説明文を作成するなど、分かりやすく理解しやすいマニュアルづくりが必要なを考えているところでございます。

令和5年度には、役場庁舎窓口での対応をスムーズにするために、指さしコミュニケーションを取る庁内コミュニケーションボードを作成したところでございます。また、ごみ出しカレンダーをやさしい日本語、英語、ベトナム語で作成し配布しているところでございます。今後も、県の国際交流課や公益財団法人佐賀県国際交流協会と連携し、アドバイスも受けながら外国人の方への支援を行っていきたいと考えております。

技能実習生の場合には、やはり一番のチャンスは住民課へ住民票の登録のために来ていただく、そのときが一番のチャンスで、企業の方だけ来られる、本人が大体一緒にいて来られるケースが多いと思いますので、その辺りを今から生かしていきながら、とにかく外国の方もっともっと、先ほど7月の数字でございましたが最新ではもう400人を超えてるということになっておりますので、今後ともそこについて様々な細心の注意ではなくて最新の取組というかうまく対応できるように頑張っていきたいなと思っているところでございます。

私からの1問目への答弁は以上です。

○議長（重松一徳君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）（登壇）

皆さん、おはようございます。

それでは、私から中牟田文明議員の不登校についてということについてお答えいたします。まず、（1）全国的に不登校の児童生徒が増えている理由を示せという御質問についてですけれども、不登校児童生徒の増加には様々な要因が考えられます。ストレスや不安などのメンタルヘルスの問題、昼夜逆転などの生活リズムに起因することであったり、友達関係のトラブルであったり、集団への不適応であったり、学習へのやる気が持てなかつたりと様々でございます。

かつての日本では、不登校の子供に対して強制的に学校に行かせようとした時代もありましたが、今では不登校の考え方、受け止め方が変わってきております。

以前と違い最近は無理に学校に行かせなくてもよい、ほかの選択肢の中で過ごしやすいところで学べればいいというような考え方で、子供たちの居場所をきちんと確保する流れもでてきたことも要因だと考えております。

次に、（2）不登校の児童生徒を減らすための対策を行っているかということについてですけれども、不登校の要因がいじめや友達関係にあることもあるため、いじめの未然防止や

早期解決については、アンケート調査の実施や人権集会、人権週間の設定などをはじめ、様々な取組を行っております。そして、子供たちにとって学校が楽しい場所となるよう、学習だけでなく、学校行事の設定や勤労生産、体験的な学習を取り入れることなどもしております。

また、学校・学級への不適応、不登校、いじめ被害の可能性の高い子供を早期に発見できる心理テストQ-Uテストを実施して学級集団の分析を行っております。

そのほか、担任だけでなく各学校の教育相談担当や管理職などで組織的にこの問題に取り組み、スクールカウンセラー、指導主事などとも連携を取るようにしております。

完全不登校となる児童生徒が出ないように、教育支援センターまいるーむを設置したり、基山小学校と基山中学校には別室を設けたり、基山中学校には不登校加配教員を置いたりするなどの対策も行っております。

以上、1回目の答弁とさせていただきます。

○議長（重松一徳君）

中牟田議員。

○3番（中牟田文明君）

ありがとうございます。

では、次の質問に行きたいと思います。

1項目めの自転車危険行為に対する罰則強化についてでございます。

（1）で、ここで現在の自転車危険行為に対する罰則制度の概要をお聞きしました。今回の質問をするに当たり、現在の自転車の罰則行為について調べましたが、なかなか難しいところでございます。道路の形態によって、違反、罰則、そういうところも全然違いますし、制度も大変複雑だったと思っております。

ここでちょっと質問したいと思いますけれども、（1）で挙げた懲役または、すみません、罰金、これを受けるということは、いわゆる赤切符、これを発行されるということでしょうか。

○議長（重松一徳君）

藤田住民課長。

○住民課長（藤田和彦君）

この反則行為で、特に事故を起こしたり警察官の指示に従わないとか、複数の違反をした

場合には切符が交付されるということでございます。

○議長（重松一徳君）

中牟田議員。

○3番（中牟田文明君）

そうしたならば、赤切符ということでございますね。赤切符を切られるということですと、罰則、罰金となる。これは刑事罰ということになりますか、そして前科がつく、そういうことになっていくということですか。

○議長（重松一徳君）

藤田住民課長。

○住民課長（藤田和彦君）

赤切符を切られた場合にはそういうことになります。現行では、現在違反があつても、自転車の違反につきましては、ほとんど厳重注意とか指導警告ということになっております。それに従わなかつたりした場合は重要な違反となつてきますので、そういうことになつくると思います。

○議長（重松一徳君）

中牟田議員。

○3番（中牟田文明君）

そうしたら、具体的に罰則、罰金までの流れ、これを教えてください。

○議長（重松一徳君）

藤田住民課長。

○住民課長（藤田和彦君）

先ほど申しましたとおり、違反行為があつたときに、現在は厳重注意とか指導を行つております。ただ、酒酔い運転、ふらふらして運転ができない状態とか、先ほど申しました注意しても何度も繰り返したり、そういうつたりする場合につきましては赤切符を切られまして検挙されまして、検察へ送致されまして、そこで罰金になるか自転車運転講習会を受けるかの処分が下されるというところでございます。

○議長（重松一徳君）

中牟田議員。

○3番（中牟田文明君）

そういう流れでなる、ほとんど車の赤切符、それと同じような感じになるということで理解しました。

そうしたら、（3）で自転車危険行為の検挙件数をお聞きしましたが、県内で令和5年度が40件、令和6年度9月までで7件ということでございます。これは、赤切符を切られた件数ということで考えてよろしいですか。

○議長（重松一徳君）

藤田住民課長。

○住民課長（藤田和彦君）

そのように御理解いただいて結構だと思います。

○議長（重松一徳君）

中牟田議員。

○3番（中牟田文明君）

そうしたら、一般的な違反、さっき口頭の注意ということもありましたけれども、悪質でない危険行為の場合はどうなっているか教えてください。

○議長（重松一徳君）

藤田住民課長。

○住民課長（藤田和彦君）

厳重注意とか指導警告、そういう場合につきましては、自転車指導警告カードというものを警察官から運転者に渡されるということになっております。

違反者に対しましては警告がされますけれども、自転車指導警告カードにつきましては刑事罰ではないため罰金とか罰則が適用されるということはございません。

○議長（重松一徳君）

中牟田議員。

○3番（中牟田文明君）

そのほか、自転車運転者講習制度というのがございますが、それと自転車指導警告カードとの関係を教えてください。

○議長（重松一徳君）

藤田住民課長。

○住民課長（藤田和彦君）

自転車運転講習制度につきましては、危険行為を反復して行った場合、自転車の運転者に対して実施される制度でございますけれども、自転車の危険行為が3年以内に2回以上反復された者につきましては、自転車運転講習者の対象ということで受講命令が下されるということになっております。

○議長（重松一徳君）

中牟田議員。

○3番（中牟田文明君）

それをするためには、手数料が6,000円かかるんですね。そしてあと3か月以内に受講しなかったら、これについても罰金5万円というのがあるということですね。そこはそのとおりだと思いますので。そうしたら、現在の自転車危険行為に対しての制度が今の回答でおむね分かったところでございます。

警察の判断で悪質な違反行為は赤切符が切られ刑罰となり、罰則、罰金の対象になる。悪質でない危険行為は口頭の注意、警告、自転車指導警告カードが切られる。3年以内に2回以上警告カード等を交付された者は3時間の違反講習を受けなければならない。これらの対象に、新たに11月から酒気帯びと携帯電話の使用等が加えられたということですね。

次に、（2）に移りたいと思います。

令和8年5月23日までに施行される交通違反通告制度につきましてお聞きしました。これは車と同じ青切符の導入です。刑事罰ではなく、行政処分の反則金となります。自転車関連事故で検挙数の増加、取締りの実効性や合理化のため、比較的軽微な違反、それについてはその場で処理することになります。

そこでお聞きしますが、青切符が切られたら、必ず反則金が発生すると考えてよろしいでしょうか。

○議長（重松一徳君）

藤田住民課長。

○住民課長（藤田和彦君）

交通反則、青切符を交付された場合につきましては、同時に仮納付書というのが交付されます。それが含めて8日間以内に納付された場合につきましては、手続がそれで終わる形になりますけれども、それに不服ということで納付とかしなかった場合につきましては先ほど申しましたように、送検されましてそこでまた判断がされるということでございます。

○議長（重松一徳君）

中牟田議員。

○3番（中牟田文明君）

悪質でなければ現在は自転車指導警告カードまた口頭注意、それだけで済んでいたものが青切符の違反になると、反則金となる。制度が変わったら、もう急にそういうふうに変わることことなんすけれども、それ少し乱暴かなと思います、いきなり変わるのであればですね。乱暴だなと思いますが、それについてはどう考えられますか。

○議長（重松一徳君）

藤田住民課長。

○住民課長（藤田和彦君）

導入されて、まず現在のとおり指導、警告とかをまずされます。それに継続して従わなかつた場合につきまして、青切符が交付されるというところでございます。

○議長（重松一徳君）

中牟田議員。

○3番（中牟田文明君）

そうしたら、警告と口頭注意そら辺は残る。ただそれに従わなかつた場合に青切符ということになるんですね。分かりました。そういうのは初めて聞きました。そういう情報については、今住民の方は知つてあるんですかね。

○議長（重松一徳君）

藤田住民課長。

○住民課長（藤田和彦君）

ここにつきましては、令和8年5月からということになっております。ですので、対象が16歳以上になりますので、ここにつきましては早いうちから周知に努めてまいりたいと思っております。

○議長（重松一徳君）

中牟田議員。

○3番（中牟田文明君）

今回の改正で、今年の5月ですか、の改正でやっぱり交通違反通告制度、この青切符の導入に対する対応が一番重要だと考えております。一番変わるものではないかと考えております。

ます。施行まで1年半ですが、現状の情報どういうのが入っているか教えてください。

○議長（重松一徳君）

藤田住民課長。

○住民課長（藤田和彦君）

現状につきましては、先ほど申しました令和8年5月23日から、こういった青切符の導入がされるというところでございます。先ほど申しましたように、自転車の悪質な違反とか事故を防止することを目的としてこの制度が導入されますので、そのあたりにつきましては周知をしていかなければならぬと思っています。

○議長（重松一徳君）

中牟田議員。

○3番（中牟田文明君）

どの程度のことを今知っていますか、この制度の変わることに対して、どういう項目について。

○議長（重松一徳君）

藤田住民課長。

○住民課長（藤田和彦君）

信号無視とか2人乗りとか、あと無灯火、そういったところにつきまして先ほど申しましたとおり、警告、指導に従わない場合は青切符が切られるというところで、まだその辺りのところの情報が入っております。また、反則金につきましてもまだ原動機自転車同等の5,000円から1万2,000円程度になるというぐらいの情報しかございません。

○議長（重松一徳君）

中牟田議員。

○3番（中牟田文明君）

今回のこの質問に当たりましてちょっと調べてみたんですけども、制度、青切符の対象が113種類の項目がある。青切符の対象以外の赤切符についてはあと24種類、そこは危険な酒酔い運転や妨害運転など、反則金についてはそういう言われた今まだ決まっていませんけれども、原付バイク同等の方針で施行日まで整備される。14歳以上は赤切符も対象である。14歳以下は、児童相談所への通告、学校への情報提供、これについては個人情報はないということでございます。先ほど言われた16歳以上は青切符、反則金がある。また、自転車事故

が多い時間帯について重点的に取締りをする、こういうことが自治体のホームページ上で一部改正について説明してあるのが見受けられました。

それで、青切符は導入されると、取締りも強化されると思っております。制度情報の確実性もありますが、どのように住民に周知を行いたいと考えているか、特に、高齢者、児童生徒、外国人にはどのようにしたいかお尋ねします。

○議長（重松一徳君）

藤田住民課長。

○住民課長（藤田和彦君）

周知につきましては、基本的にございますけれども、ホームページ、広報紙、またあとLINE等が活用できればLINE等で行いたいと思っております。あと、小学校とかにつきましては教育委員会を通じて文書等、外国人につきましてはチラシを作成したものを企業等に回って周知を図っていきたいと思っております。また、高齢者につきましても、そこも併せて、そこはプラチナ社会政策室とも協議してよりよい方法で周知をしていきたいと思います。

○議長（重松一徳君）

中牟田議員。

○3番（中牟田文明君）

プラチナとの連携取りながら高齢者に行っていくし、チラシ、広報、そういうところで周知していくということでございますけれども、そこに各区の自治会、そこら辺の協力を得ようという考えはございませんか。

○議長（重松一徳君）

藤田住民課長。

○住民課長（藤田和彦君）

各区の協力というところでございますけれども、チラシ、回覧でチラシ作成したものを回覧したいとは思っております。あとは、要請等があれば出前講座で出向いて説明はしてまいりたいと思っております。

○議長（重松一徳君）

中牟田議員。

○3番（中牟田文明君）

ぜひ自治会とも連携しながらやっていただきたいと思います。そのほうが一番住民の方に周知されると思いますので、それはよろしくお願ひいたします。

(4) です。歩道の拡幅が予定されている町道牛会・八並線の自転車の通行につきましてお聞きしたところでございます。

今回の改修は、側道部分を狭くして道路2メートルに拡幅します。改修による歩道への自転車の乗り入れができるかお聞きしましたが、歩道が3メートル以上であり、特別に警察が認めないとできないということでございます。

ここで聞きたかったのは、青切符の制度との関係でございます。制度が始まり、車道を通行しないと青切符が切られます。側道を狭くしているので自転車と車、特にトラックとの接触事故を誘発するのではないかと心配しております。再度お聞きしますが、やっぱり3メートル以上にして自転車通行可にすることはできないでしょうか。

○議長（重松一徳君）

今泉建設課長。

○建設課長（今泉雅己君）

まず、できるできないの前に3メートルで通れるかという話を警察とも行ったんですけども、ここには、子供さん、児童生徒がたくさん通学で歩いていらっしゃるということで、3メートルにしたとしても、通行の許可は出ないだろうという意見はいただいております。

○議長（重松一徳君）

中牟田議員。

○3番（中牟田文明君）

弥生が丘から八並線、通称八並線ですので、それはつながっていますね。弥生が丘のほうは自転車通行可ですよね。それとあと丁字路、園部団地の南側、こちらも自転車通行可ですよね、朝ちょっと見たんですけども。そこにつながっている部分は通行可であれば、多分3メートル、多分ちょっと確認していないんですけども、弥生が丘は3メートルぐらいじゃないかなと思うんですよ。そこまで通行可で八並線につながったところから歩道が3メートルあるならば、やはり警察も許可せざるを得ないんじゃないかなと思うんですが、そこはどう考えますか。

○議長（重松一徳君）

今泉建設課長長。

○建設課長（今泉雅己君）

もちろん、当時通行可とした経緯はあるとは当然聞いております。ただ、昨今自転車事故が非常に多くなってきており、この特別に許可する場合という基準もどんどん変わってきております。一度許可したものについては不可にすることはないと言っていますので、弥生が丘の分については引き続き許可が出たままとなると思うんですけども、先ほどお話ししましたとおり、あそこの道路については通学路になっております。子供さんが歩いているということも加味して、許可はできないだろうと意見をいただいているところでございます。

○議長（重松一徳君）

中牟田議員。

○3番（中牟田文明君）

通学路になっているのは知っております。ただ、通学時間帯だけの話だと思うんですよ。そのときは、そこまで1日のあれだって15分程度じゃないかな、歩いているのは、そんな感じで私見ていますけれども。それも高島団地側の側道、右のほうだけを歩いているように感じております。今度やっぱり八並線に入って同じ3メートル、自転車の乗り入れできんということであれば、何かやっぱりそこだけぽんとまた車道に出ていく、本当にやっぱり事故を誘発する、逆に何か戸惑う住民の方がそういうふうに考えておりますけれども。やはり3メートルにして、歩道を同じように、ほかのそこに接続されている道路と同じようにするということはやっぱ難しいんですかね。

○議長（重松一徳君）

今泉建設課長。

○建設課長（今泉雅己君）

まず、2点考えないといけないんですけれども、まず3メートルにして本当に通したほうがいいかという議論をまずしないといけないと思うんですけども、何で道路交通法改正になつたり自転車が厳格化になったかというのは、歩行者と自転車の事故が非常に多くなってきた、それは車と自転車の事故よりも多いということでそういう改正があつてますので、そこはそれに準じた形にしなければならないと思っています。

それから、今回の事業に関してコスト面も考えて行いました。3メートルもしくはそのほかの方法として、自転車通行帯、自転車だけが通る道が1.5メートルで造ることは可能です。

そういうのを造ることがどうかという検討もしたんですけども、交通量調査等を行いました、自転車の通行が、実際は1日で67台、その半数以上の37台が今逆走をしているという状況でございましたので、まずその逆走をなくさないといけないんだろうということで道路上に視覚的に分かるように、今回矢羽根を表示したいと思っているところでございます。

○議長（重松一徳君）

中牟田議員。

○3番（中牟田文明君）

やはり難しいですか。難しいだろうとは思いました。ここで、やっぱり今の自転車の事故、これの関係の歩道での事故、そういう道路の関係のお話で回答されるとはちょっと思わなかったんですね。できないのは費用の関係、あと工期の関係、なるべく早くやっぱり整備をしたいという意思が強いんじゃないかなということで私は予想しておりましたけれども、そういう回答じゃないかなと思っておりました。

それで聞きたいんですけども、もし歩道を3メートルにする、道路幅を全部広くするということですね。そうした場合の費用、今の計画ではたしか9億何千万円、10億円近くだったと思うんですけども、それがどのくらいまで跳ね上がりますか、また工期としてはどんなふうになるか、想定で結構ですか、もし3メートルにした場合、歩道を、そのときはどうなってくるか、お尋ねします。

○議長（重松一徳君）

今泉建設課長。

○建設課長（今泉雅己君）

正確な数字は出しておりませんけれども、最初に検討は行いました。拡幅をしますので用地買収、それから橋が3本架かっているんですけども橋を3本架け替えるということで、時間については別途工事をしたとしてもさらに10年、それから費用については2倍以上かかると検討しているところでございます。

○議長（重松一徳君）

中牟田議員。

○3番（中牟田文明君）

そうですね、なかなか難しいところもあるのかなと思います。

それでは、（5）の自転車危険行為防止について対策についてお聞きしております。

1つ目は登校時の安全なまちづくり推進委員会委員や交通安全指導員の方の自転車マナーへの指導。2つ目が、交通安全講習会での鳥栖警察署の講話、3つ目が小中学校での鳥栖警察の講話において自転車危険行為防止の対策を行っているとお聞きしました。これで、安全なまちづくり推進委員会の委員さん、交通安全指導員さんに対して11月からの罰則強化、また今後の青切符についての御説明は行っているのか教えてください。

○議長（重松一徳君）

藤田住民課長。

○住民課長（藤田和彦君）

定例で開いておる協議会の中でも説明させていただいておりますし、この11月14日に行いました講習会の中でも、鳥栖警察署の講話の中で改正によるこの理解をしていただいているところでございます。

○議長（重松一徳君）

中牟田議員。

○3番（中牟田文明君）

そうしたらもう青切符の導入、これについての説明も行われているというところですね。

○議長（重松一徳君）

藤田住民課長。

○住民課長（藤田和彦君）

先ほど申しましたとおり、まだ令和8年5月からということでございますので、警察からもそこはもう、特に現場状況に警察の判断とかございますので、そこまで詳しいどういう場合は取り締まりますよと、そういうところまでの話は行っていないところでございます。

○議長（重松一徳君）

中牟田議員。

○3番（中牟田文明君）

ここでやっぱり、安全なまちづくり推進委員会の委員さんや交通安全指導員さん、これはもう専門家、大体言うならば住民の方よりも知識を持っておられなければやっぱりある程度の指導、そういうところはできないと思いますので、概略でもいい、そういうところを令和8年までにこういう制度が導入される予定ですよ、そこぐらいは教えるべきじゃないかなと思いますけれども、どうですか。

○議長（重松一徳君）

藤田住民課長。

○住民課長（藤田和彦君）

ですので、先ほど申しました繰り返し違反した場合はされますよとかというところまでは説明いただいていると思っています。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まだ国全体でも方向性がきれいに決まっているわけではないので、佐賀県警ましてや鳥栖警察署で細かいところまで、まだ、そこまで下りてきていないとまず想定できますので、今現段階ではこういうことがあるというのはもう周知しているので、あとはタイミング見て令和8年度に向けて、なるだけ早いタイミングで、より現実にそういう専門の人からの問い合わせに答えられるような情報をもつた人に講演会、講習会をするようなそういうのをなるだけ早くセットしたいなと思います。

それは多分1年ぐらい前になるのか、半年ぐらい前になるか分かりませんが、なるだけ早くそれをセットして、特に安全なまちづくりとか交通安全指導員の方々を中心に、ほかにも関心ある方たくさんおられると思います。乗られる方、それから乗られる方の家族とか、すごく関心ある方おられると思いますので、そのタイミング、一番いいタイミングを見て、またそういうのを検討していきたいと思いますので、そういうことでよろしくお願ひいたします。

○議長（重松一徳君）

中牟田議員。

○3番（中牟田文明君）

なるべく早く情報は、特に専門的指導的立場になりますので、情報を早めに住民よりも早くやっぱり知らせるべきだと思いますのでよろしくお願ひいたします。

それで、11月14日の交通安全講習会ですけれども、参加者は何名ですか。

○議長（重松一徳君）

藤田住民課長。

○住民課長（藤田和彦君）

参加者につきましては31名参加しております。

○議長（重松一徳君）

中牟田議員。

○3番（中牟田文明君）

中学校での鳥栖警察からの講話ですけれども、ここでは11月からの罰則強化、今後の青切符についての説明、概略でもよろしいですけれども、そういうふうなことは話されてあるんですか。

○議長（重松一徳君）

古賀教育学習課長。

○教育学習課長（古賀 浩君）

すみません、その詳細の部分はこちらで今現時点で把握しておりませんが、ただ通常1年生が通学に自転車を使いますので、その旨の歩道の、先ほどもちょっと言わされました逆走をしないとか、そういう基本的なものを中心と現時点はしているというところになります。

○議長（重松一徳君）

中牟田議員。

○3番（中牟田文明君）

交通ルールを守ってもらえば青切符を切られることはないという感じですよね。でもやっぱり、あと2年後、1年半かな、1年半したら、16歳以上は罰金払わなくてはならなくなるので、やっぱり中学生もある程度こういうふうに変わってくるんだということを理解してもらったほうがいいと思いますので、何かのタイミングでは伝えたほうがよりいいと思っております。

自転車の交通ルールは自動車より複雑じゃないかなと思っております。違反については現在14歳以上は罰則ありませんけれども、赤切符の対象でございます。今度青切符が導入されますと、16歳以上は反則金の支払いを生じます。取締りが強化されると思います。今が、制度が変わる重要な時期ではないかと思っております。情報等は少ないかと思いますけれども、ある程度分かったら早めに住民周知をお願いしたいと思います。特に児童生徒、外国人には十分お願いいたします。

次に移ります。

2項目の町内外国人の現状と課題です。

1項目めの自転車危険行為の罰則強化について質問しましたが、外国人の方の自転車の逆走、話しながらの並走運転など危険な行為を見かけることがあります。母国と自転車ルールが違う国から来た方も多いと思いますけれども、町として多文化共生の取組を行う上で日本の制度への理解は重要ではないかと考えております。町としてどのような課題を持ち、どう対処されているか質問したいと思います。

(1) で町内外国人の人数をお聞きしました。在留外国人377名、今は400名を超えたということで聞いておりますけれども、在留資格別では技能実習生が271人で一番多く71.9%のことです。

今回労働者として来日している技能実習生についてお聞きします。国において外国人技能実習生の制度の見直しが検討されているとのことです。労働力として外国人の増加が見込まれると回答されましたが、どのような見直しを検討されているかお願ひいたします。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

今回の、基山町の場合は人口がそれほど減っているわけではありませんけれども、全国的な流れでいきますと人口が減少していくということで、労働者としての外国人のそういう活躍の場が今後広がっていく、そういう必要があるということでございまして、今の技能実習生制度そのものの廃止も含めた検討となっております。廃止も含めた、技能実習生の今は期間期限が決められたり、もしくは介護系だったら少し長くなったりとか、あとはいろんな日本語の能力によって業務がいろいろ分かれていますけれども、そういうところを見直されるとなっています。

○議長（重松一徳君）

中牟田議員。

○3番（中牟田文明君）

今後も外国人の方が増えていくということで、課題として71.9%を占める技能実習生への対応、受入れ企業と連携し日本の言語、文化、交通ルール等の制度について理解してもらうことと回答されております。これらについて、現状で企業と連携した取組を行っていると思っておりましたが、行っているんですか。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

町と企業が直接連携を取ってやるということは今十分にできていないと思っております。これまでいろいろな日本語教室を開催しながら、出てきていただこうということで、スペイン語のイベントをやってみたりとか、過去はモール商店街でそうめんを食べるような日本の文化と一緒に合わせたような楽しいイベント等やっておりましたけれども、やはり、昨年技能実習生の方にアンケートを取ってみましたけれども、回収はあんまりよくなかったんですけども、そういうアンケートを取った中では、やはり休みの日に出て行きたくないと、それとか、イベントには参加したくないとか、はっきりそういう回答をしてきている方も多かったです、やはり今議員おっしゃるように、私の課題でもありますけれども、企業に直接赴いて、そしてこういうふうな情報の取り方があるよとか、または佐賀県におきましてもセミナーや日本語教育を企業でする場合には県で補助金も出してありますので、そういう制度をお知らせしたりとか、そういう連携を少し進めていかないとこの辺は難しいなということで、今企業に出ていって御挨拶をしたりというようなことを始めようと考えております。

○議長（重松一徳君）

中牟田議員。

○3番（中牟田文明君）

やはりそういう理解をしてもらって、企業がやっぱり動いてもらわないといけないんじゃないかなと思うし、それが一番重要なところだと思います。頑張ってもらいたいと思います。

それで、こここの課題、いろいろあると思いますけれども、交通ルール等の制度、制度ですね、日本の制度、これについての理解を一番外国人にしてもらいたいなというところを考えております。

制度で、昔の話になりますけれども、企業で働いている外国人の方が町税を未納のまま転出される、ちょっと問題になったころがあると思います、どうすることもできないということで。今はそれに対してはどういうふうな状況ですか。

○議長（重松一徳君）

古賀税務課長。

○税務課長（古賀満宏君）

現在もやはりきっちり勤務先、事業所と役場で手続をされて、国に帰られる場合はその場

で企業とうちで調整して連携を取って徴収ができているんですけども、やはり急に帰られる方とかそういった方がたまにいらっしゃいます、そういった方はやはりもう何も連絡が取れなくなつて徴収が困難になるというのが現在も実情でございます。

○議長（重松一徳君）

中牟田議員。

○3番（中牟田文明君）

税についてはやっぱり企業との連携を取りながら今対処をしているけれども、それでもやはり残る部分がある。そうしたら、不納欠損ということになりますね。そこもやはり企業との連携、外国人に対しては町長も言わされましたけれども、企業との連携それがやっぱり重要なじやないかと思いますので、共生のためには、やはり企業、そこで外国人を受け入れている企業、そことの連携の強化を町としても十分やってもらいたいと思います。

次に移りたいと思います。

3項目めの不登校、ここの部分で、前回も話したんですけども、9月議会でも不登校の関係を。前回不登校の居場所の整備、まいるーむ、さくらるーむについて質問いたしましたけれども、時間の関係もありまして、ソフトの部分、不登校児童に対してどういうふうなことを行っているか、そういうところの部分を聞けなかつたので今回質問いたします。

不登校を減らすための対策について質問しております。

（1）で不登校児童が増えている理由をお聞きしております。児童生徒についてはメンタル、生活のリズム、友人関係のトラブルなど様々な理由がある、それと、不登校の考え方、受け止め方が変わり、無理に学校に行かせなくともよい、過ごしやすいところで学べばよい、そういう考え方になった、このことから不登校が増えた理由だと回答されております。

不登校について調べている中で疑問に思ったんですけども、2017年に施行された教育機会確保法ですか、これにより不登校の考え方、受け止め方が変わり、無理に学校に行かせないでよく過ごしやすいところで学べばよいという考え方になったということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（重松一徳君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

不登校の考え方については、以前は保護者の方ももう学校に行かないなんて考えられない、

絶対行きなさいというふうなことでほとんどの方が考えておられましたし、そういう時代だったんですけども、現在は、医療機関に受診されるお子さんも非常に多いんですけども、そういったところでも無理して学校に行かせなくていいと、かえって無理に学校に行かせると状況が悪くなるとか、そういった考え方も出てきております。教育の機会均等法でやっぱりそういったお子さんに対してきちんと教育の機会を、学ぶ場所を学校以外にも用意しようと、多様な学びを保障しましょうというような法律もできた関係から、やっぱり学校以外の場所を選択されるというところも増えてきたというのは事実でございます。

○議長（重松一徳君）

中牟田議員。

○3番（中牟田文明君）

それでは、不登校がやっぱり増えた理由の大きな部分は児童生徒の様々な要因の増加、法施行により不登校の考え方方が変わった、この2つあると思うんですけども、どちらの要因が多いと考えておりますか。

○議長（重松一徳君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

非常に難しい御質問ですけれども、もう本当不登校の原因 자체も様々です。ここに書いて1問目で答えたように、友達関係であったり、いじめで不登校となることはそうないんですけども、やっぱりなかなか学習に意欲ができなかつたり集団への不適応とか、やっぱり友達と一緒に活動するというよりも1人でいたほうがいいというふうな考え方もあつたりとか。何が一番の原因かと言われると非常に難しいんですけども。何かはっきり答えが出ないところで非常に申し訳ございません。

○議長（重松一徳君）

中牟田議員。

○3番（中牟田文明君）

なかなかやっぱり難しいですよね。

それでは、この法改正、ここの部分がやはり重要になってくるのかなということで調べていきながら思ったんですけども、この法施行によって教員の不登校に対する指導の仕方、ここはどう変わりました。

○議長（重松一徳君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

やっぱり以前の不登校の考え方でいくと学校に絶対連れてこなくちゃいけないというところがありましたので、とにかく学校に行こう少しでもということで、無理やりにでも、家に行って外に出そうとしたり、学校に連れてこられたお子さんについてももうできるだけ車から引っ張り出そうと無理やりにでもしていたような状況があります。

ただ、いまはやっぱり多様な学びということで学校に来られないならば、一歩手前の基山小だったらさくらる一む、別室に行こうかとか、保健室はどうとか、それでも駄目ならばまいる一む、まいる一むも駄目ならばフリースクールを紹介するとか、できるだけ引きこもりの状況をつくらないような形でその子に応じたステップを踏んだ形で、完全不登校、ひきこもりにならないような形で、先生たちもアシストするというような状況になってきていると思います。もうとにかく強制的に学校、教室に連れていって授業を受けさせようというふうな強制的な学校に引っ張るというスタンスからはちょっと離れてきているとは考えております。

○議長（重松一徳君）

中牟田議員。

○3番（中牟田文明君）

前回9月議会で居場所づくりについて質問いたしました。居場所をつくっていったのは、私は独り親家庭の増加、生活困窮など生徒児童の生活環境が要因であるという理由だと考えておりました。そのためのシェルター的役割を持つ居場所、まいる一む等をつくっていったという考え方を持っておりましたけれども、そういうところもあるかとは思いますけれども、行きたくない児童生徒は行けるところに、場所としてそこをつくった、そういうところが大きな要因であるというふうな回答だと思いますけれども。私も昔の人間なものでちょっと理解しがたいところはあるんですけども、学校に行きたくないときでもやっぱり無理やり学校に行かせられたし、今の制度が、制度というかこの考え方方が本当にいいのかどうか自分で理解することができないような状況ですけれども。

教育長、教育長の意見としては、無理に学校に行かせなくてよい、過ごしやすいところで学べればよいという考え方について、どうお考えですか。

○議長（重松一徳君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

やっぱり昭和の考え方からすると、学校に行くのは当たり前だろうと、もっと厳しく指導しなくちゃいけないというふうな考え方で、中牟田議員がおっしゃるように、弱い子供、なかなか耐性のない子供たちをつくってしまうんじゃないかなというような考え方もあるかとは思います。

一方で、やっぱり、今の考え方、国の考え方が今こうなってきていて、多様な学びということで、様々な居場所で子供たちが学習している状況にあり、世の中を見てもやっぱり通信制の高校とかも非常に増えてきているんですよね。そういった選択肢も増えてきて町内にも通信制の高校ができました。そういったところで、学び方も高校も単位制になってきたりとかしていますので、やっぱり時代に応じて教育も変わっていきますので、ある意味厳しさも必要ですけれども、やっぱり完全に引きこもって家から出られない子供をつくらないためのこういった多様な今の考え方、教育の機会均等というCOCOLOプランとかも国から出していますけれども、そういった考え方も大事じゃないかなとは思っております。

○議長（重松一徳君）

中牟田議員。

○3番（中牟田文明君）

それでは質問します。

児童生徒が学校に行くこと、それと行かないの、どちらがいいとお考えですか。

○議長（重松一徳君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

やっぱり集団の中で学ぶには学校に行くのがベストじゃないかなと思っています。ただ、どうしても行けない子についてはまいるーむとかに来て集団の関わりを持つというところが大事ですので、不登校の児童生徒が人間関係、人間性、社会性を養える場というものの確保というのが課題になっているところだと思っております。

○議長（重松一徳君）

中牟田議員。

○3番（中牟田文明君）

ベストはやっぱり学校に行くのがいいということですね。そうしたら、我慢できる子であれば、学校に行かせるような指導、促すようなことはするべきだと思います。そのところを考えてももらいたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

ありがとうございます。

○議長（重松一徳君）

以上で中牟田文明議員の一般質問を終わります。

ここで10時50分まで休憩します。

～午前10時40分 休憩～

～午前10時50分 再開～

○議長（重松一徳君）

休憩中の会議を再開します。

次に、大久保由美子議員の一般質問を行います。大久保議員。

○8番（大久保由美子君）（登壇）

皆様こんにちは。

8番議員の大久保由美子でございます。

早いもので師走となりました。傍聴にお見えの皆様には何かと御多用の中、また本当急に寒くなってきました、その中を傍聴にお越しいただき誠にありがとうございます。どうぞ最後までお付き合いのほどよろしくお願ひいたします。

9月定例会に引き続き、今回また3項目通告しておりますので、早速通告による1回目の質問を始めさせていただきます。

質問事項1は、地域計画策定による農業施策について質問いたします。

質問の要旨として、全国的に高齢化や人口減少により農業者の担い手不足や耕作放棄地が拡大し続けています。国は地域の農地を次世代に引き継ぐために、人・農地プランから地域で話し合い目指すべき将来の農地利用を明確化する地域計画を定めるため、令和5年4月に農業経営基盤強化促進法が改正されました。本町も地域計画策定に向け、各地域で農業関係者や農地所有者と目標地図策定が始まり、策定状況や進捗状況を質問いたします。

具体的な質問としては、（1）地域計画策定の目的をお示しください。

- (2) 地域計画策定の進捗状況をお示しください。
- (3) 目標地図策定後の取組をお示しください。
- (4) 地域計画により本町が目指す農業についてお示しください。

次に、質問事項2、持続可能な農業に向けて質問します。

質問の要旨として、国は平成11年に食料・農業・農村基本法（以下、基本法）を制定し、基本法の基本理念を具体化するため、平成12年に食料・農業・農村基本計画（以下、基本計画）を策定し、農業の産業政策、地域政策を車の両輪として、食料安全保障の確保に取り組むとする基本的な方針を掲げ、5年ごとに見直しを行っています。

11月に行政視察した岡山県矢掛町をはじめとし各市町村は、国の中長期計画に基づき県の方針を踏まえ、自治体独自の特性を生かし、農業の持続可能な発展に向け農業ビジョン等を作成しています。本町も基本計画を踏まえ、農業の施策に反映しているのか質問します。

また、矢掛町は独自事業に農業振興対策基金を原資とする補助事業を行っています。本町の独自の農業振興施策についての考え方を質問します。

質問の要旨として、(1) 国の基本計画の概要をお示しください。

- (2) 基本計画を踏まえ、本町の農業施策をお示しください。
- (3) 本町独自の農業振興支援事業をお示しください。
- (4) 農業支援に向けた今後の展望や施策をお示しください。

最後に、質問事項3、ひきこもり支援について質問します。

質問の要旨として、近年長期のひきこもりによって80代の親が50代の子を抱えて困窮する状況の8050問題が深刻化しています。

内閣府が2023年3月に公表した調査結果では、全国15歳から64歳のうち、ひきこもり状態にある人は146万人と推計され、この世代の約50人に1人がひきこもり状態にあります。

11月厚生産業常任委員会は、岡山県総社市の全国屈指の福祉文化先駆都市を目指す福祉王国プログラム8部会のうちひきこもり支援部会の行政視察研修を行いました。民生委員等による実態把握、市独自事業として社会福祉協議会に委託し、ひきこもり支援センターや2か所の常設居場所設置、家族会設立、サポーター養成など積極的な支援と事業を行い、市民の理解やひきこもり本人の社会参加を目指しています。

本町のひきこもり支援の現状や施策について質問します。

具体的な質問としては、(1) ひきこもり支援に対する自治体の役割は何でしょうか。

- (2) ひきこもり状態の方の実態把握の状況をお示しください。
- (3) ひきこもり支援の相談窓口や周知・啓発活動の取組をお示しください。
- (4) 小中学生のひきこもり予防についてお考えをお示しください。
- (5) ひきこもり状態の方や家族への支援をお示しください。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

大久保由美子議員の一般質問に答弁させていただきます。

中牟田議員のときからまた新たに来られた傍聴の方にお知らせいたします。基山美術館が今開催されております。今日7時まででございますので、お帰りもしくはお昼休みにでもぜひのぞいていただければと思います。私もさつき10分間の間に走って行つてきましたけれども、ちょっと息が切れているところでございます。

それでは、3のひきこもり支援の（4）を柴田教育長から答弁させていただきまして、残りを私から答弁させていただきたいと思います。

1、地域計画策定による農業施策について。

（1）地域計画策定の目的を示せということでございますが、高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されるため、地域農業の現状と課題を把握し、農地利用の将来像、誰がどこの農地をどのように利用していくかを明確にして、農地を継続的に利用できるようにすることが地域計画策定の目的と考えております。

（2）地域計画策定の進捗状況を示せということでございますが、これは昨日の天本議員とほぼ同じ答えになりますが、令和5年5月に町内農業者を対象とした今後の農地利用についてのアンケート調査を行い、そのアンケート調査の結果を反映させた地図を用いて町内を1区、2区、4区、6区の4地域と、3区、5区、7区、9区を合わせて1つの地域とした合計で5つの地域ごとに、将来の農地利用の姿を明確化し、誰がどのように農地を使って農業を進めていくのか、地域計画と目標地図の策定に向けて話し合いを行っているところでございます。

（3）目標地図策定後の取組を示せということでございますが、目標地図策定後は、将来

の耕作者が決まっていない保留となっている農地について、農業委員会と連携して、農業者や新規就農者、新規参入希望企業等との農地マッチングにより、目標地図が埋まっていくよう取り組んでいきます。また、地域農業の担い手として位置づけられた農業者に対して、大規模化や農地の集約化が進むように支援を行っていきたいと考えているところでございます。

(4) 地域計画により本町が目指す農業について示せということでございます。これも同様で先日と一緒にございますけれども、地域計画の策定により、各地域での農地利用の将来像や実情が明確になるため、地域の実情に合わせた農業施策の検討や、担い手への農業の大規模化や農地の集約化の推進、地域内外からの多様な農地を利用する者の受け入れなど、町内全域が一律ではなく、各地域の特性や実情を踏まえた農業を目指していきたいと思っているところでございます。

町としては、有機農業をはじめとする環境保全型農業を推進する地域や、施設園芸、観光農園、貸農園、体験農園の開設を推進する地域、地産地消による酒米の生産を推進する地域、農業機械の共同利用を推進する地域など、それぞれの地域に合った農業を目指していきたいと考えております。

## 2、持続可能な農業に向けて。

(1) 国の基本計画の概要を示せということでございますが、基本計画では、令和12年度を目標年度として、将来にわたって国民生活に不可欠な食料を安定的に供給し、食料自給率の向上と食料安全保障を確立するため、食料自給率目標、作物ごとの食料消費の見通し及び生産努力目標、農地面積の見通し、延べ作付面積及び耕地利用率の目標が示されているところでございます。

その目標を達成するために講すべき施策としては、食料の安定供給の確保に関する施策として、消費者と食・農とのつながりの深化、農業の持続的な発展に関する施策として、担い手の育成・確保、多様な人材や主体の活躍、農地集積・集約化と農地の確保、農村の振興に関する施策として、地域資源を活用した所得と雇用機会の確保、農村を支える新たな動きや活力の創出等の具体的な施策が示されておるところでございます。

(2) 基本計画を踏まえて本町の農業施策を示せということでございますが、基本計画を踏まえた本町の施策といたしましては、食料の安定供給の確保に関する施策として、米消費拡大推進協議会による活動や、学校給食への地元産食材の供給など地産地消の推進、農業の

持続的な発展に関する施策として、新規就農者支援、企業の農業参入の支援、地域計画策定による担い手への農業の大規模化や農地の集約化、農地の確保、農業委員活動による荒廃農地の発生防止・解消、経営所得安定対策等による農業経営の安定化、ため池の整備などの農業生産基盤の整備等を実施しているところでございます。

また、農村の振興に関する施策として、中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払交付金、ジビエ利活用拡大、有害鳥獣に関する施策などがあるところでございます。

（3）本町独自の農業振興支援事業を示せということでございますが、まず、本町独自の施策といたしましては、圃場整備やかんがい排水施設の新設・改良などの農地・農業用施設等の整備に対する経費の一部を補助する農業・農村振興整備事業補助金、それから農業の生産性向上や規模拡大を行う農業者に対して産業の振興に寄与する団体等に対する補助金により支援を行っているところでございます。

また、今年度より有害鳥獣に対する農産物等への被害防止を図るためのワイヤーメッシュ柵及び電気柵整備や狩猟免許取得などの経費の一部を補助する鳥獣被害防止対策補助金を創出したところでございます。

（4）農業支援に向けた今後の展開や施策を示せということでございますが、農業者の高齢化や担い手不足による農業者の減少、開発などによる農地の減少、共同乾燥調製施設などの共同施設の老朽化、そして自然災害の頻発それから激甚化、有害鳥獣による農産物被害など、農業を取り巻く状況は年々厳しくなっております。その中で、今年度中に見直しが予定されている食料・農業・農村基本計画を踏まえつつ、既存の農業のさらなる充実と新しい農業の支援の実現に向けて施策の展開を図っていきます。

具体的には、有機農業をはじめとする環境保全型農業の推進、農業の規模拡大や担い手への農地の集約化、新規就農者や企業の農業参入支援、そして農業機械の共同利用、酒米や学校給食の地産地消化、施設園芸や観光農園の推進による高収益化、農地活用と交流を促進する貸農園や体験農園の推進、農業所得向上のための農産加工場の検討等により農業を振興していきたいと考えているところでございます。

### 3、ひきこもり支援について。

（1）ひきこもり支援に対する自治体の役割は何かということでございますが、ひきこもりの状況にある方やその家族はそれぞれ異なる経緯や事情を抱えており、中にはなるべく周りに隠しておきたいという方がおられます。自治体の役割といたしましては、まずは気楽に

相談できるところがあるということを情報発信し、早期に支援につなげていくこと。そして、実態を把握できた際には、その家族を含めて対話を重ね、時間をかけて寄り添っていくことが必要であると考えております。

(2) ひきこもり状態の方の実態把握の状況を示せということでございますが、ひきこもり状態の方の実態把握については、御家族からの相談のほか民生児童委員や地域の方からの情報提供を基に訪問などを行い、把握しているところでございます。また、ひきこもり状態の方の実態数につきましては、表に出てこない部分があるため、正直把握が難しい状況でございますが、現在何らかの形で関わりを持つことができているひきこもりの件数が12件となっております。

(3) ひきこもり支援の相談窓口や周知や啓発活動の取組を示せということでございますが、相談窓口につきましては、役場福祉課のほか、社会福祉協議会、佐賀県生活自立支援センター、佐賀県ひきこもり地域支援センターさがすみらい、それから総合相談支援センター キャッチなどがあります。周知につきましては、広報やホームページへの掲載のほか、ポスター掲示、チラシ等を配布しているところでございます。また、民生児童委員による訪問の際に、相談窓口を御紹介いただいているところでございます。

(5) ひきこもり状態の方や家族への支援を示せということでございます。実態を把握できた際には、すぐに関係機関と連携して対応しているところでございますが、御本人と会えるようになるまでには何度か訪問し、相当の時間をかけてやっと少し話ができるといったような状況が実態でございます。何がきっかけでそうなったのか、これから先どう考えていくかなど事態が深刻化する前になるだけ早く一緒に話をしていくことで、御本人や御家族の不安を解消できるように努力支援しているところでございます。

以上で、私の1答目とさせていただきます。

○議長（重松一徳君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）（登壇）

それでは、私から大久保由美子議員の3、ひきこもり支援についての（4）小中学生のひきこもり予防について考え方を示せという御質問についてお答えいたします。

小中学生が完全不登校となりひきこもってしまうと、社会性の育成やコミュニケーション能力の育成などが難しくなり、本人に将来へ影響が及ぶ可能性があるため、学校だけではなく

教育委員会、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による連携した対応が必要です。

町では教育支援センターまいりるーむの設置のほか、基山小学校と基山中学校に別室を設けるなど居場所づくりにも力を入れております。

また、昨年度からは、県の不登校コーディネーター派遣事業により不登校に係る組織的な取組や対応等について点検、評価をしてもらい、保護者と関係機関を交えた話し合いの場を設定するなど、組織的に解決していくことが重要かと考えております。

以上、1回目の答弁とさせていただきます。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

ただいま通告により、具体的で大変詳しく町長答弁をいただきましたので、これより一問一答による質問を進めてまいります。

質問事項1、地域計画策定による農業施策についてです。

私も、米作りは夫と40年以上種まきから取り入れまでやってきましたが、年々減らしていき、現在は耕作をしておりません、貸している状況ですね。これまで農業するに当たり、JAや生産組合などは夫任せで、質問等で文言等の間違いなどがありましたら御指摘いただければと思います。それでは、また昨日の天本議員と質問が重なるところがあれば御了承いただきたいと思います。

（1）地域計画策定の目的についてですが、国の地域計画策定の事業がなければ、本町の農業を将来的にどのように推進していくお考えだったのかをお尋ねいたします。

○議長（重松一徳君）

大石産業振興課長。

○産業振興課長（大石顕君）

今回法改正によって地域計画の策定が義務づけされましたが、その前に、人・農地プランという制度がございまして、人・農地プランに沿って農業政策関係も、こちら人・農地プランが基本的に担い手への集積という形を目標化しているもので、それに沿って集積を進めてきたところでございます。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

では、地域計画は令和6年度の事業として令和7年3月までに策定義務が課されています。

今後地域計画を策定することで本町の農業がどう発展していくとお考えでしょうか。

○議長（重松一徳君）

大石産業振興課長。

○産業振興課長（大石 顕君）

1答目の町長の答弁にもございましたが、基山町は町内コンパクトな町でございますけれども、各谷等に分かれて地域や気候、実情が異なっております。そういう地域に合わせて、町内一律ではなく、各地域と地域の特性に合った農業施策、具体的に先ほど申し上げました有機農業だったり、お米の生産を主にするところだったりと、そういう各地域に合わせた農業の施策をやっていきたいと考えております。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

最初は人・農地プランに沿って今までやっていたということですけれども、では、この地域計画の策定が求められたんですが、そのポイントが、簡単で結構ですけれども、もし御答弁できたらお願いします。

○議長（重松一徳君）

大石産業振興課長。

○産業振興課長（大石 顕君）

先ほど申し上げましたとおり、人・農地プランというものが基本的には担い手への集積というような形の制度でございました。そうなると、それ以外の農業者であったり町全体であったり、各地域ごとの今後の目標というものまでは定めておりませんでしたので、そういうものを担い手の集積ではなくて地域農業の全体の将来の在り方、今回の地域計画でございましたら5地域になりますけれども、そういう各地域ごとに違った農業の将来の在り方について策定するような形となったのが1つのポイントと、また新たに目標地図という、基山町でいうと5年後にどういった形で農業を誰がどこの農地をどのようにしているかという目標地図を策定することになったのがポイントと考えてございます。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

次に、（2）地域計画策定の進捗状況についてお尋ねしますが、農業委員会から、地域計画策定の協議内容が封書で届き、参加しました。会場は準備された椅子が足りないほど多くの農地所有者等が参加され、そのとき配布された資料もありましたが、それをゆっくりと読むような状況ではなく、また十分な話し合いによる場でもなく、地区の現地地図に自分の農地がどこにあるか、テーブルが4か所ぐらいありましたけれども、その中から自分の農地を探し、そしてそこをチェックする、そういう状況でした。私も含め農業関係者や既に農地を委託されている農地所有者は、地域計画や目標値策定についての意図を十分に理解を得られているのか疑問に感じましたが、担当課はどのように受け止められていますか。

○議長（重松一徳君）

大石産業振興課長。

○産業振興課長（大石 順君）

確かに、農業者さんの協議の場については、皆さんの貴重な時間をいただいておりますので、できるだけ速やかに協議をして円滑に進めたいという意図もありますし、十分に説明ができるていない部分もあるかなと感じているところでございます。

現在、話し合いの計画については基本的には2回行うようにしておりますが、その中でもう少し深く理解を求めていきたいと思っておりますし、2回で足りない場合については、3回目も場合によっては検討していきたいと思っておりますので、協議が終わった後に生産組合等を通じて協議の結果を改めて文書等にしてから皆さんにお知らせしたいなと考えてございます。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

この制度改正により地域計画は公表されると思いますが、各地域によって様々な意見も出たと思いますが、これを、質問やその回答も公表されるのかお尋ねします。

○議長（重松一徳君）

大石産業振興課長。

○産業振興課長（大石 順君）

今現時点では、公表の内容については、地域計画の中身という形で義務化されているもの がございますので、基本的には将来の地域の農業の在り方であったり、集積するべき担い手 だったり、そういったところにとどまるかなと思ってございます。各個人さんの意見につい てまでは今のところ公表までは考えてございません。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

では、大石課長が1点、2点、もし質問内容が分かれれば、特にポイントとして御相談があ ったというか質問が出たのは何か御答弁いただけますか。

○議長（重松一徳君）

大石産業振興課長。

○産業振興課長（大石 順君）

多くの方が言われるのが、やはりこれが5年後であっても誰が農地を維持していくのか、 今自分がやっているけれども5年後ですら分からぬという意見が結構多いのかなと思って いるのと、やはり近い集落の中で見知った関係の中でも、農地を手放したいとか農業をやめ たいとか、そういったところはなかなか面と向かって言えないというような意見であったり、 今回5地区でやっていますけれども、もう少し小さな集落単位、各農業の生産組合だったり、 そういった細かいところから話し合いをやるべきじゃないかというような意見がございました。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

私も委託したりしていますので、なかなか農業とかそういうふうなものに関わって今現在 いませんので、見えた方もかなりそういう方がいらっしゃったんじゃないでしょうか、第三 者に委託してお願いして。ですけれども、農地所有者に来るからそういうことが大変分かり づらかったなということを思っております。

では、原則として農地バンク経由により貸し借りや売買、借地代等の手続が今回農地バン クによって請け負うことになりますよね、改正の一部を今申し上げていますけれども。です るので、農地を持っている方や農業に関わっている方に、今後、今答弁されましたように改正

をどのように伝えていくか、そこら辺が私は課題ではないかなと思うんですが、もちろん説明すれば農地所有者は協力していただけると思います。ですので、この農地計画ということをやっぱりしっかり所有者にはお伝えしたほうがいいと思いますので。答弁もいただきましたので小さな小部落というか農業組合とかでお話ししたいなとおっしゃいましたけれども、ぜひそういう形の方向性を取っていただきたいと思います。

次に、基盤整備事業も、もちろん集積、集約ですので、基盤整備は大変大事な制度だと思っておりますが、この地域計画の目的の大きなポイントである農地の集積・集約化による効率化を基本とし、長期的な整備事業の推進を上げていますが、この事業は地域や農地所有者の理解が必要で大きな課題のように思いますが、町の考えとしては集積・集約化をどのように進めていかれるお考えかお尋ねいたします。

○議長（重松一徳君）

大石産業振興課長。

○産業振興課長（大石顕君）

1答目にありましたとおり、基本的には地域計画の目標地図の中で白地といいますか保留となっているところから担い手等に集約・集積していきたいと考えておりますし、その支援の一環として、国が行っています農地耕作条件改善事業という補助金であったり、これ基盤整備の事業なんですけれども、そういったものの推進であったり、農業委員さんを中心として農地マッチング、そういったものを行なながら、集積・集約を進めていきたいと思っております。

また基山町の中にも補助整備であったりかんがい排水、そういったものを整備する事業もございますので、そういったものも併せて推進していかなければなと考えております。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

基盤整備事業が今回の地域計画によって改善される項目がございますけれども、そこは把握されていらっしゃいますか。

○議長（重松一徳君）

大石産業振興課長。

○産業振興課長（大石顕君）

恐らくおっしゃっているのが先ほど申し上げました農地耕作条件改善事業がそれに当たるのかなと思ってございますけれども、その分機械の共同利用化であったり、条件が悪い農地について基盤整備というか、2つの農地を1つにしたり、あぜの撤廃だったり、そういうことができるような事業になっておりますので、そちらの事業ではないのかなと思っております。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

私も認識不足とは思いますけれども、今回この農地中間管理機構の農地整備事業によって農地バンクを利用して借りていれば、基盤整備が農家負担ゼロというふうな資料がございます。今までが整備するときには農業者が12.5%の負担金、受益者負担があったのが、国が全額負担するというような資料がありましたので、これが間違いでなければ、そういうこともぜひ普及していただきたいと思います。

では、次に進んでいきます。

（3）目標地図策定後の取組についてです。本町には市街化区域と市街化調整区域がございますね。どちらにも農地があります。地域計画では市街化区域の農地の取扱いについてはどうなっているのかお尋ねいたします。

○議長（重松一徳君）

大石産業振興課長。

○産業振興課長（大石顕君）

地域計画におきましては、市街化調整区域の農地を対象としておりますので、市街化区域の農地については地域計画の中には含めないという形になっております。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

私にも3区、6区等に農地がございますけれども、今回地域計画の連絡がありませんでした、私の認識不足もございますけれどもね。確かに、我が家が持っているところは市街化区域の農地でございますので、それは来なかった、それからもう既に6区とか3区で終わったという話を聞いて、では農地はあるけれども市街化区域には来ないんだということがそれで

初めて分かったような状況です。では、なぜ市街化区域の農地は地域計画を外されるのか。それは何かもちろん開発が簡単にできるということもあると思いますけれども、よかつたら御説明いただきたいと思います。

○議長（重松一徳君）

大石産業振興課長。

○産業振興課長（大石 顕君）

議員おっしゃるとおりで、今回の地域計画につきましては、農地を農地として守っていくということが大前提となっておりますので、市街化区域につきましては、基本的に市街化、都市化を進める区域ですので、今までの農業政策においても市街化区域の農地については支援等も基本的にはございませんし、農業振興地域に重点的に支援をしておりますので、そういった形で地域計画につきましても市街化区域は除外するというような形となってございます。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

本当大変申し訳ないんですけども、そういう形で農地はあっても委託したり十分に農業していないと、要するにこういう制度が分からず、農地はあるけれども委託して、そういう方が大変多いのではないかと私自身は考えておりますので、そういうところもぜひ広報していただきたいと思います。

続いて、今年度末で目標地図策定がどのようになるかは分かりませんが、特に水稻耕作には水利組合の加入が必要ですね。維持管理についてお尋ねいたします。

地域計画によって、もちろんそのまま自分が耕作する方は水利組合はそのまま利用されると思うんですが、委託した場合、これからも農業が続けられないから第三者というか担い手に委託した場合の水利組合の管理、これはどのようになるのでしょうか。今現在うちが委託しているところはあくまでも農地所有者なので、自分のところに連絡も来ますし、簡単な管理、水路の保全とか、時には維持管理費等も発生しますが、そういうところの制度はどうなるのかお尋ねいたします。

○議長（重松一徳君）

大石産業振興課長。

○産業振興課長（大石 順君）

水利であって水利組合につきましては、町としては基本的な水利権者さんの集まりで、そういう制度だったり、手続だったりそういったところは決められておりますので、町が介入することは基本的にはございませんので、各組合さんでそのやり方等は決めていただければと思っております。しかしながら、地域計画を進める中でも課題として農業者が減っていくであったり、また逆に大規模化とか集約化を進めると農業者全体のパイは少なくなっています中で、やはり水利を管理する人数自体が減っていくと思っておりますので、そこも今後の町の農業の課題であるとは認識しておりますので、今後そういった水利組合であったり、水利自体の実態、実情を把握する必要があるのかなと考えております。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

そういうところもしっかりと御支援していただければと思います。

次に、（4）地域計画により本町が目指す農業についてです。地域計画により本町の目指す農業をお尋ねしましたが、地域の実情に合った農業施策としてそれぞれ違う具体的な4つの目指す取組を答弁されました。この答弁内容を地域計画に盛り込み策定されるのか、今までが人・農地プランにあったので、人・農地プランはそのまま残っていると思いますけれども、大変詳しく具体的に答弁されましたので、どういう意図でこれからこの4つの目指す取組を地域計画に盛り込まれるのかなという思いがあつて分かりませんので、お尋ねします。

○議長（重松一徳君）

大石産業振興課長。

○産業振興課長（大石 順君）

施策4つ書いておりますけれども、一部という形で思っていただければと思います。今まで議会等でも答弁させていただいた町がやっていきたいと思っている施策の一部でございまして、特に地域計画を策定する中で各地域でお話をさせていただく中で、その地域に合った施策があるんじゃないかなと上げさせていただいております。議員おっしゃいましたとおり、目指すべき将来の在り方の中で、地域計画をつくるその話し合いの場において、町としてもこういった考え方方が合うんじゃないかとかそういったふうな形で話をさせていただいて、話し合いの場の皆さんがあなたを承認というか認めていただければ、各地区の地域計画の中にこうい

った施策を組み込んでいくような形と考えております。

例えば、先日第2区の話合いの場がございましたけれども、そういった中では、やはり最近第2区で増えております有機農業だったり環境保全型農業をされる農業者が増えてございますので、そういったことを進めていったほうがいいんじゃないかというふうな町の助言に対して地区はそういったことを認められておりますので、地域計画の中に具体的に書き込んでいければなと考えております。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

町が方向性として4つの目指す取組を答弁されましたけれども、本当にこういう形になればベストじゃないかなと思いますけれども、なかなかやはり農業者また担い手がここまでいけるのかどうか、5年間ではちょっと厳しい状況とは思いますけれども、ぜひ方向性は示してありますのでそれを目標として取り組んでいただきたいと思いますね。

最後に、同じようなことですけれども、本年度から始まった地域計画が農業耕作者や農地所有者との話合いの継続により地域の理解をまず得られる必要があると思いますけれども、それを要望して次の質問事項に、持続可能な農業に向けて質問をしてまいります。地域計画と関連してはおりますけれども。

（1）の国の基本計画の概要についてです。1回目の通告の質問の要旨で説明しましたが、行政視察に伺った岡山県矢掛町は、国の基本計画、岡山県の岡山農林水産プランを踏まえ基幹産業である農業が持続的に発展できるため10年先程度の施策の方向性を示す農政の中長期的なビジョンです。それが矢掛町農業ビジョンを作成しています。同じように近隣の福岡県久留米市や筑前町も、国の基本計画や福岡県の農林水産振興計画を踏まえ、まさに食料・農業・農村基本計画を策定しています。

そこで、佐賀県は国の基本法や基本計画を踏まえ策定している計画があるのかお尋ねいたします。

○議長（重松一徳君）

大石産業振興課長。

○産業振興課長（大石 順君）

佐賀県においても、国の基本計画を踏まえて、佐賀県食と農の振興計画という形で策定し

ているものがございます。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

では、（2）の基本計画を踏まえ、本町の農業施策をお尋ねしますけれども、これまで本町の農業の施策や方向性についてはどこが中心となって推進されているのでしょうか。また、行政の役割についてお尋ねします。

○議長（重松一徳君）

大石産業振興課長。

○産業振興課長（大石顕君）

本町の農業施策の中心としましては、やはり町、関係機関としてJA等が協力機関と一緒にやっていっているところでございます。町としては、やはり国の基本法、基本計画に沿って、佐賀県の先ほどの計画等も踏まえて国の政策自体を推進していくというのが町の役割かなと思ってございまして、ただ、各地域等によって実情は違いますので、計画等を踏まえて町独自の政策を進めていく役割を担っているのかなと考えております。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

国の基本法や基本計画に沿って今答弁されました、佐賀県は食と農の振興計画が作成されていると答弁されました。国の基本計画には、食料の安定供給の確保、多面的機能の発揮、農業の持続的発展及び農村振興など4つの基本理念がございます。町長答弁では、基本計画を踏まえ、本町の施策を具体的に答弁されました。基本計画や県の食と農の振興計画に沿って本町も農業の個別計画を策定されているのか、お尋ねいたします。

○議長（重松一徳君）

大石産業振興課長。

○産業振興課長（大石顕君）

佐賀県だったりほかの市町が策定してあるような振興計画はございませんけれども、農業の計画としましては、先ほどの農地の集積に取り組む人・農地プランであったり、優良農地の確保、保全を計画する農地振興地域整備計画書であったり、担い手の確保・育成の計画の

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想であったり、水田活用、生産調整とかに使っておりますけれども、そちらの目標を示した水田収益強化ビジョンというような個別な計画がいろいろとございます。そして、基山町総合計画に基づきました施策を実施するための実施計画というものもございますので、町は農業の振興計画ではなく、そういった別の個別計画に沿って施策をしてございますので、そちらで対応していると考えております。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

それでは、今おっしゃったように、視察しました矢掛町農業ビジョンは令和4年度から8年度までの5年間の計画で、その中の基本方針1にはもう人・農地プランの実質化が記されており、地域計画策定の文言はございませんでしたが、関連する目標地図策定の取組は既に明記されておりました。県内では佐賀市が第4次佐賀市農業振興基本計画を今年作成されています。内容には、地域計画、目標地図による取組も記されており、目指すべき佐賀市の農業を具体的に明記し、重点取組と目標値も示されております。

また、質問の（4）農業支援への今後の展望や施策について、町長答弁でも具体的に農業の振興を示されていることから、具体的な取組や目標値を掲げ、農業の方向性や4つの基本理念を踏まえ、持続可能な農業の維持を目指すため本町も個別計画策定の必要性を担当課はお考えではないでしょうか。

○議長（重松一徳君）

大石産業振興課長。

○産業振興課長（大石顕君）

先ほど申し上げましたとおり、農業の分野ごとに個別の計画がございます。確かに施策の推進の姿勢を見せるためにはそういったビジョンというものは効果があるのかなと考えてございますが、現在先ほどの第1問目にありました地域計画、まずはそちらの策定に注力しておりますし、先ほどの個別計画に沿って進めるべきと考えておりますので、ビジョンの策定のメリットについては理解はしておりますけれども、すぐさまに必要とは考えてございません。地域計画を策定した後にそういったものが必要と考えましたら、検討したいと思っております。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

では、（3）の本町独自の農業振興支援事業についてお尋ねいたします。また、すみません、行政視察した矢掛町は独自の農業振興対策基金事業というのを令和5年度から開始されていました。事業は5項目あり、当初予算に900万円ほど町独自で費用を計上されておりました。最も活用されたのが、農地流動化助成基金事業で、経営規模の拡大や農地の荒廃を防止し、中核的担い手を育成するために農地耕作者に助成金を交付する事業です。条件には農地中間管理事業や利用権設定による貸借権や賃貸権の設定済みなどいろいろありましたが、質問事項1で取り上げました地域計画が策定される中で、今後貸借権による耕作者が増えると考えられます、第三者に委託してですね。新規就農者をはじめ人材確保に農地耕作者へ持続的な農業の拡大や推進に町独自の補助メニューで農業維持の手助けができないか、お尋ねいたします。いろいろ補助はあると思いますが、要はそういう担い手、その方たちに公平性を持ちながら補助金制度をつくられてはいかがでしょうか。

○議長（重松一徳君）

大石産業振興課長。

○産業振興課長（大石顕君）

言われるとおり、担い手への集積集約化を進める上で、そういった補助金も効果があるのかなと思います。矢掛町の今おっしゃった補助金事業につきましては、私も詳しく見たわけではないんですけども、現時点では担い手への集積とかそういったものは何ていうんですか、条件化されていないように感じております。基本的に貸借があれば、その面積に応じて中間管理機構を通した場合に補助金が交付されるとなっておりますので、そういったところに議員がおっしゃったように、担い手への集積とかそういったものを条件化して補助金を交付するのであれば、効果があるのかなと。現在の制度については研究しながら、今後検討していきたいと考えております。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

今地域計画に注力されていると思いますので、なかなかそこまではこの提案を飲み込めてはいただけないと思いますけれども、地域計画を進行するに当たっては、多分もともとの耕

作者プラス担い手、第三者、新規就農者が増えていくんじゃないかなと思います。そのところで収益性を上げるためにもそういうことはこれからも必要ではないかと私は考えております。

最後に、（4）農業支援に向けた今後の展望の施策についてですね。これは最後に町長にお尋ねいたします。

質問の農業支援に向けた今後の展望や施策や（2）での基本計画を踏まえ本町の農業施策についての町長答弁も含めて、農業を取り巻く多くの課題がある中で具体的に本町の農業の取組を示されました。そこで、再度提案いたします。本町の上位計画である第6次基山町総合計画を策定中ですが、農業分野の個別計画の上位計画として、国の基本法や基本計画、そして県の計画を踏まえ、これから始まる地域計画とともに重点的な取組や目標値の設定等を立てて、中長期的に持続可能な農業に向け農業の個別計画策定が必要と私は思いますけれども、町長のお考えを最後にお尋ねいたします。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まず、基山には基山の農業、矢掛には矢掛の農業があると思っております。矢掛は農業町、農業の町、今は商工、観光、非常にバランスよくなっている町なんですけれども、その点基山町はまずそこがちょっと違うので、ではこれから農業をどうやっていくかというと、まず4月に産業振興課を農林課とそれから商工観光課に分けますので、課長の仕事も今は商工、観光、全部やっているんですね。きのくに祭りのときには先導してやっているし、草スキー大会のときも一番中心でやっているみたいだけれども、それが結局外れますので、まず今の課長の頭の中でいうともう仕事いっぱいでしょうし、今の地域計画もいっぱいでしょうから。

ただ、ポイントはまず今基山の農業がどの方向に行っているかというのを見極めることだと思うんですね。それはもう幾つかの状況が出てきております、1つは、大規模化、集約化がもう既に行われてきているんですね。これは、明らかにそれがもう既に行われてきていますし、それからあと有機系の流れも確かに今出てきているわけでございます。それ以外にも、観光農園の流れとかいうのも今出てきておりますので、まずは既存の流れに沿った形でそれをもっと発展させるのには、もしくはそれをどうやって支援したらもっと発展するかみたいなことを考えていくことが、地域計画をつくることと、私は方向は同じ方向になると思いま

す。同じ方向になるということになれば、地域計画は単に将来地図を描くだけではなく、その方向性などもコメントするはずですから、そのコメントがまさに基山町の今後の農業の方向性になると思いますので、その方向性と今つくっている総合計画の方向性をまたきちと合わせることが大事なんじゃないかと思いますので、まずそこはすぐにでもできることだと思っていますので、やっていきたいなと思っております。

また、そういった動き、新しい動き、新規就農の動きもあります、それから60歳で自分の勤めをやめた人が農業にまた戻ってくる動きも今出てきております。そういう人たちが5ヘクタール以上作るようなそういう状況も今出てきておりますので、そういった人たちをいかに応援するか、そして応援するためにはどういう新しい施策が必要なのかというのも考えていきたいと思っております。例えば、具体的に言うと、ミニ直売所みたいなものとか移動直売所みたいなものはあつたらいいんじゃないかなと私は今思っているんですけどもね。だから、そういうものも、農家の方々今まさに前向きで、何というかな、自分の力でやってある人たちともっともっと話をして、その人たちのニーズに合ったものじゃないと、全く私は意味がないと思っているので、施策があるから新しい人たちが入ってくるんじゃないくて、新しく入ってくる人たちを応援する施策をつくっていくみたいな順番にならないといけないと思っていますので、それに力を入れていきたいなと思っているところでございます。

また、基山の場合は企業も、ライチが来ましたし、今度イチゴが観光農園来ますので、企業のそういった動きも決してばかにならない。農業というカテゴリーの中では大きくくりの中では、そういった力も活用していくかなければいけないと思っていますので、そういった新しい動きにきちと対応していくように、また、新農林課と一緒に基山の農業が少しでもよくなるように頑張っていきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

何を言いたかったかというと、上位計画である総合計画の中にやはり農業のビジョンというか、それをしっかりと入れていただきたい。その中に、小さな水田収益強化ビジョンとかいろいろございます、それをまた構築していくそういうふうな体制をこの機会につくっていただきたいなということを思っておりましたけれども。また基本計画というのもう平成12年

からいろいろな県そして市町でつくられているわけですよね。それが今になっても基山町がない。むしろ、地域計画が国の事業によってできたことで今それに集中していらっしゃる。本来なら基本計画できた頃からやはり基山町としては個別計画を5年ごとにでもされたらよかつたんじゃないかなという思いがいたしますので、これは私の私見でございます。

次に、最後に、質問事項3のひきこもり支援についてお尋ねいたします。

国はこれまで明確な支援施策がなかったことからひきこもり支援推進事業として、ひきこもり地域支援センターを平成30年4月までに全ての都道府県に設置し、令和4年度から設置主体を市町村に拡充し、ひきこもり支援ステーション事業や任意選択し実施するひきこもりサポート事業の取組を開始するとございましたけれども、要するに基山町としてはこの令和4年度からひきこもり支援ステーション事業、これは町にどのように下りてきて、取組がされているかをお尋ねします。

○議長（重松一徳君）

戸井福祉課長。

○福祉課長（戸井竜二君）

御質問のひきこもり地域支援センターにつきましては、国でそういう指針が出されておりますが、まだここが義務づけになっている部分ではございませんので、現在基山町としては佐賀県で佐賀県ひきこもり地域支援センターさがすみらいというところで開設をしておりますので、そちらを活用する形で今進めているところでございます。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

では、今最後に答弁された佐賀県のそちらとはどのような連携ができているのか、お尋ねします。

○議長（重松一徳君）

戸井福祉課長。

○福祉課長（戸井竜二君）

こちらは、直接の依頼は県がこちらの事業所とやり取りを行っておりますので、基山町とさがすみらいで直接というよりも県を通じて各種報告等をいただく形で状況を把握していることでございます。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

それでは分かりましたので、（2）ひきこもり状態の方の実態把握の状況ですね。実態把握というのは大変難しいと思います。関わってほしくない、知られたくない、長期化してどうしていいのか分からぬ、また相談する場合も民間の支援団体や遠方の相談窓口を選ぶ方もいらっしゃると思います。また、近所の知り合いの方もどう関わっていいのか分からぬとか話題に上げられないなどの思いもあり、実態把握は難しいと思いますが、答弁では実態把握は関わりを持つ方は12件と答弁されましたけれども、実際はまだまだいらっしゃるんじゃないかなと思いますが、このひきこもり支援での行政の課題は何でしょうか。

○議長（重松一徳君）

戸井福祉課長。

○福祉課長（戸井竜二君）

おっしゃいますとおり、なかなか実態把握が難しいものでございます。関わりを持つことができれば、そこへ対する支援というのはできるんですけども、まず接触できないことはこちらも支援のしようがございませんので、できる限り民生児童委員や地域の方から情報をいただきながら、まず実態把握を優先的に進めていきたい。その実態把握をする上で様々な問題が出てきますので、経済的な理由であったり、家庭環境の問題であったり、それぞれの課題に応じた形で対応していくと。ただ、こちらにつきましては非常に時間がかかるものでございます。すぐに会って話ができるというわけではございませんので、こういった役割を果たす上での課題としましては、掘り起こしをすると同時に今度受入れ側、相談支援機関もかなりもう手いっぱい状態になってきているところでございます。こういった相談も今後まだ増えていくと思いますので、この辺のマンパワー不足、この辺も社会全体の問題として捉えていく必要があると感じております。

町に関しましても、福祉課で職員一生懸命対応していますし、社会福祉協議会でも様々な問題に対応していただいております。ひきこもり以外でも、通常の高齢者の方の相談対応、生活困窮者の対応、成年後見関係の対応と様々なニーズが求められておりますので、この辺のマンパワー不足も解消しないとなかなか1個1個の対応がおろそかになってしまふと思いますので、繰り返しになりますけれども掘り起こしと併せてそういう体制確保というこ

ろも重要な事項ではないかと考えております。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

本当に福祉課は多様な対応が必要だから、でも最近の社会情勢の中でひきこもりの支援というものがクローズアップされております。それで、よその市町等々では積極的な支援をやっている市町もございまして、その中の1つにサポーター養成などもあるところはありますが、それで提案ですけれども、やはり町民とかがひきこもりに対する何ていうんですか、前向きな支援というか理解が必要ではないかなと私は思いますので、それに向けてのひきこもりの啓発講座等を実施されるお考えはないでしょうか。

○議長（重松一徳君）

戸井福祉課長。

○福祉課長（戸井竜二君）

住民さんの理解を求める啓発も非常に重要なことは思っております。今の基山町の抱える問題に対してどういった方を対象にどういう内容のそういう啓発講座とかするのがいいかというのを考えていきたいと思いますし、まずは一番近いところにいらっしゃるのが割と民生児童委員さんが地域をそれぞれ回られていますので、そういったところから、出前講座的な講座から始めていきながら、また住民さん全体というところも今後研究をしていきたいと思います。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

では、（3）の小・中学生の引きこもり予防についてです。

9月議会の一般質問で不登校についてお尋ねしましたが、現在教育支援センターまいりーむ、4月から基山小に増築された校舎の2階に設置されたさくらるーむ、また答弁の中で小学校、中学校に別室を設けるなど居場所づくりに対応されております。不登校からひきこもりへとつながることが大変危惧されます。教育学習課としては、福祉課等々はじめ関係団体とどのような手立てや支援が必要とお考えでしょうか。

○議長（重松一徳君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

やっぱり組織的な対応というのは非常に大事ですので、学校だけでなく教育委員会並びに町の福祉あたりと、深刻な場合についてはケース会議等も行いながら支援していきたいと考えておりますし、1回目の答弁でもお答えしましたように、県の不登校コーディネーターの派遣というのが始まりましたので、そういったところも活用しながらきちんと対応していきたいと考えております。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

では、最後ですね。最後はひきこもり状態の方や家族への支援というところで答弁はいたしましたので、私から、ひきこもりは生活困窮やいじめ、リストラなど各種の問題から誰にでも起こり得る社会全体の課題と言われています。厚労省は2023年の調査で、ひきこもり推計が146万人と算出し、2019年の調査から4年間で50万人増えたことになります。自治体に向け初めて策定するひきこもり支援ハンドブック寄り添うための羅針盤を2024年度中に全国の相談窓口に配布し活用する予定ですが、福祉課にその情報や窓口にハンドブックの配布が来ておりますか。

○議長（重松一徳君）

戸井福祉課長。

○福祉課長（戸井竜二君）

ハンドブックは厚生労働省が11月にパブリックコメントを終えたところでございまして、3月に公表の予定ということで伺っております。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

時間も来ましたので、最後に、十分な提案はできませんでしたけれども、今後ひきこもり支援のハンドブックが届き、相談窓口での活用により少しでもひきこもり支援につながることを願い、私の一般質問を終わります。

○議長（重松一徳君）

以上で、大久保由美子議員の一般質問を終わります。

ここで午後1時まで休憩します。

～午前11時59分 休憩～

～午後1時00分 再開～

○議長（重松一徳君）

休憩中の会議を再開します。

次に、佐々木教雄議員の一般質問を行います。佐々木議員。

○4番（佐々木教雄君）（登壇）

皆さん、こんにちは。

4番議員の佐々木教雄でございます。よろしくお願い申し上げます。

傍聴の皆様、御多忙の中ありがとうございます。

早速質問に入らさせていただきます。今回は、2つの質問をさせていただきます。

まず、1項目め、特定健診と健康増進のあり方についてでございます。老眼がひどくなつて、眼鏡を外さないと全然字が読めなくなつてしんどい思いしていますけれども。

基山町では、健康増進のため、通いの場やいきいきスポーツ教室などに取り組んでいます。また、データヘルス計画に沿って、国民健康保険の被保険者が健康・医療データを分析、活用して、健康づくりや重症予防化ができるように、特定健診受診率向上にも取り組んでいます。特定健診やレセプトなどの健康医療情報を活用し、P D C Aサイクルに沿って効果的、効率的な保健事業を目指しています。

しかし、健診の受診率を見てみると、令和3年度50.2%、4年度53.6%、5年度53.7%と、微増ではありますが、横ばい状態が実情でございます。町民の健康を守ることは当然ですが、国民健康保険税の高騰にもつながりかねず、国民健康保険財政の安定を図るためにも受診率向上が必要だと考え、質問いたします。

（1）過去受診率向上のために様々な取組を行ってまいりました。基本受診料の無料化、健康ポイントの付与等々行ってまいりましたが、その成果と反省点をお示しください。

（2）過去からの受診率をどう分析しているか、お示しください。

（3）事業実施において連携している外部団体をお示しください。

（4）近隣市町の受診率をお示しください。また、その結果に対し、他市町と比較して基

山町の受診率をどう分析していますでしょうか。

次の質問です。

基山町ゼロカーボンシティ宣言と環境対策についてでございます。

近年では、地球温暖化による豪雨などの異常気象によって甚大な被害が多発しています。

世界的にストップ・ザ・温暖化は待ったなしの状況にあり、本町においても、令和4年基山町環境基本計画にて、平成25年度比で令和13年度の温室効果ガス排出を46%削減、2050年に実質ゼロを目指す基山町ゼロカーボンシティ宣言を行いました。この事業は大いに評価するものでございますが、基山町環境基本計画で明記した令和13年度に二酸化炭素排出量9万8,000トンに至る具体的な施策が示されておりません。町民、議会に、今後の計画を広く示すべきと考え、質問いたします。

(1) 令和13年度まで6年しかございません。二酸化炭素排出量9万8,000トンに向けて、3年ごとの二酸化炭素排出量目標及び目標達成のための具体的施策と施策実施にかかる経費、財源をお示しください。

(2) 令和13年度以降2050年度までの二酸化炭素排出量ゼロに向けての5年もしくは10年ごとの二酸化炭素排出量目標及び目標達成のための具体的施策と、施策実施にかかる経費、財源をお示しお示しください。

以上、1回目の質問でございます。御答弁よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

佐々木教雄議員の一般質問に答弁させていただきます。

1、特定健診と健康増進のあり方について。

(1) 過去、受診率向上のため、基本受診料無料化、きのくにポイントの付与等様々な取組を行ってきた、その成果と反省点を示せということでございますが、健康ポイント事業は平成29年度から実施し、特定健診受診率は、平成28年度が48%、平成29年度が49.9%、平成30年度が50.1%、令和元年度が51.9%と上昇しております。これに何がしかのプラスにはなったと思っております。ちなみに令和2年度からがコロナになったので、もうこの率 자체があまり比較がしにくくなっています。

また、集団健診で特定健診の自己負担無料化は令和3年度から実施し、特定健診受診率は、

令和2年度が46.4%、これは先ほど申したように令和元年が51.9%だったんですけれども、令和2年度は46.4%になっていますけれども、やっぱりコロナの影響が大きいと思います。令和3年度が50.2%、令和4年度が53.6%、令和5年度が53.7%と上昇しておりますので、ある程度かなりの効果はあったのではないかと思います。

しかしながら、健康ポイント事業や集団健診での特定健診の自己負担無料化は、最初はそれ自体が、それをやったときにはかなりの効果があったものの、ある一定の年数を経過すると、そのインセンティブはやっぱり薄れてくる、そういうことになっておるのが課題かと思いますので、さらなる対策等を考えいかなければいけないと考えております。

（2）過去からの受診率推移をどう分析するのかということでございますが、特定健診受診率は特定健康診査等実施計画第1期の平成20年度は、実は35.9%しかございませんでした。そのときに国が示す60%という数字が目標としてございましたので、その大きな差があるということでそこから様々な受診率向上の取組が基山町で始まった結果、17.8ポイント上昇して、令和5年度には53.7%ということで、国が示す目標60%、まだありますが、かなり目標に近づいてきたという、そういうところであると思います。

ただ、その一方で、この2年間は受診率が3.5ポイントしか上がりていませんので、先ほども言いましたがまた新たな取組が必要なのかなというふうなそんな感じをしているところでございます。

（3）事業実施において連携している外部団体を示せということで、質問の趣旨を十分に理解できなかつたもので答えがちょっとピンぼけになっているかもしれません、集団健診を委託している事業者、それから個別健診を委託している医療機関や、健診結果などを取りまとめていただいている佐賀県国民健康保険団体連合会、健診の予約などを管理するシステムを開発支援を行っていただいている事業者、未受診者の受診勧奨業務を委託している業者などが健診に関わっている業者と認識しているところでございます。

（4）近隣市町の受診率を示せ、その結果に対して他市町と比較して基山町の受診率をどう分析するかということでございますが、県内の近隣市町の令和5年度の特定健診の受診率は、鳥栖市が46.8%、みやき町が40.2%、上峰町が57.4%で、基山町は先ほど申しましたように53.7%です。基山町の受診率は、多久市、そして今申しました上峰町に続いて、県内で3位となっているところでございます。そして、今後も引き続き国が示す60%以上の目標を目指していきたいと考えております。

2、基山町ゼロカーボンシティ宣言と環境対策についてということでございます。

(1) 令和13年までに6年しかない二酸化炭素排出量9万8,000トンに向けて、3年ごとの二酸化炭素排出量目標及び目標達成のための具体的施策と施策の実施に係る経費・財源を示せということでございますが、国では、2030年二酸化炭素排出量を2013年度比で46%の削減の目標を掲げ、様々な施策を実施しているところでございます。基山町では、2031年度に2013年度比46%を削減するために、2013年度の二酸化炭素排出量18万2,000トンを2031年度には9万8,000トンにすることを目指しているところでございます。

日本全体の削減状況を基に国が基山町の削減状況を推計しているものでは、2013年に比べて2021年度基山町の二酸化炭素排出量は既に31.3%減少しており、12万5,000トンとなっているところでございます。また、その推計を伸ばしていくと、2031年には37%の減少となり、11万5,000トンになる推計となっています、これは国が公表しているものでございます。

このため、全体で46%を削減するためには、残りの9%、具体的には1万7,000トンを町の取組で削減していくと考えているところでございます。

もちろんこの1万7,000トンはさらに国の状況に応じてはこれが増えたり減ったりするということが将来的には起こり得るということが前提なんですけれども、今1万7,000トン削減する目標達成のための具体的施策として考えているのが、公共施設への太陽光発電設備の導入、一般家庭への太陽光発電設備の普及促進、そして電気自動車の普及促進、町内の企業や一般家庭への省エネの推進、そしてごみの減量化等を想定しているところでございます。

施策の実施にかかる経費・財源につきましては、公共施設への太陽光発電設備の導入、一般家庭の太陽光発電設備の普及促進、電気自動車の普及促進、町内企業や一般家庭の省エネ促進、生ごみ減量化等も含めたところの再資源化など、こういった全体を合わせて全体事業費で約7億円を想定しているところでございます。ただし、この7億円のうち、できる限り国の補助金等を活用しながらやつていけば町の負担は減っていくと考えているところでございます。

なお、国全体での削減の努力が進むと、先ほど申しした町単独で取り組むべき1万7,000トンという目標はさらに減ると理解しているところでございます。

(2) 令和13年以降2050年までの二酸化炭素排出量ゼロに向けての5年もしくは10年ごとの二酸化炭素排出量目標及び目標達成のための具体的施策と、施策の実施にかかる経費・財

源を示せということでございます。

国の施策に基づき、本年9月30日現在で全国で約61%に当たる市町村がゼロカーボンシティ宣言を行っているところでございます。そういう意味では、そういった自治体との横の連絡も取っていかなければいけないと思っておりますし、それから2050年度までに二酸化炭素排出量実質ゼロに向けた取組を進めていく場合には、国や世界の動向に影響されるということはもちろんのことです。米国の大統領がまた来年変わりますので、この分野に非常に非積極的だと聞いておりますので、そういった動きがあれば、当然日本全体への影響もあり、それは取りも直さず基山町への影響も出てくると思っております。

こういった様々な不透明な部分がございますので、現時点では町でゼロまでの具体的な施策と経費・財源を出すことは現段階では非常に難しいと考えているところでございます。

以上で1回目の答弁とさせていただきます。

○議長（重松一徳君）

佐々木議員。

○4番（佐々木教雄君）

答弁ありがとうございます。

それでは、一問一答に入りたいと思いますけれども、まずは特定健診についてなんですが、お手元にアンケート調査結果の資料を配付させていただいております、表裏面。これはサンプルが何せ私の地元の17区のサロンの悠友クラブの皆さんに御協力いただいてつくったもんですから、サンプル数が25名と非常に少ないので、あくまでも参考という形で見ていただければと思っております。

では、1問目から入りたいと思いますけれども、1問目の問い合わせに様々な取組についてかなり効果が見られたということなんですが、その効果というのは年々やはり薄れていく可能性が高い。問題は、未受診の方にいかに受診していただくかということが大きな課題、問題であろうかと思います。現在の未受診の方に取り組む姿勢として、再度受診を促すはがきを配達、郵送されていると思います。こういうやつですね。非常に立派な切り取り線のついたはがきで詳しく内容もいろいろ書いておりますし、料金なども書いております。この郵送していただいているはがきなんですが、これの結果、その後どのくらい受診につながったのか、またそうでないのかというものが検証できているかどうかということで、要は、何名このはがきを送付して、何名の方が受診に結びついたか。この案内状にかかる印刷費、

もしくはデザイン料、郵税まで含めて、総経費は幾らかかるのかが分かれば、お答えをお願いします。

○議長（重松一徳君）

村上健康増進課長。

○健康増進課長（村上妙子君）

未受診者の対策に関しましては、今おっしゃられた勧奨はがきの送付、ほかには電話や訪問の取組も行っています。未受診者のはがきの送付に関しましては、健診の希望の調査票をあらかじめ送って、その後に回答がない方を対象に過去の健診データを用いて分析して、昨年度受診があるとか、昨年度は受診はないけれども過去に受診がある、受診歴がないとかパターンに分けて、3回ほどはがきを送って受診勧奨を行っています。

令和5年度の実績で申しますと、第1回目が1,414人に送付して受診につながったのが237人、2回目の送付では600人に送付して受診につながったのが43人、3回目が249人に送付いたしまして受診につながったのが91人。実質対象者としましては1,676人になって、受診者数は382人で、効果率としましては22.8%でございました。

費用といたしましては、これも令和5年度の実績にはなりますが、対象者の抽出とか分析、はがきの作成としての委託料といたしまして、224万9,500円になります。

それからはがきを送る郵送代になります。これは健康増進課だけの金額というのが出せませんので、はがきを1通63円として計算しまして、第1回目は1,414通なので8万9,082円、2回目がA4判の先ほど手元に持っていたいたはがきの形なんですけれども、これが定型外120円で計算しまして600通で7万2,000円、それから3回目ははがきの形ですので63円で計算しまして249通1万5,687円で、郵送代は2,263通で17万6,769円になります。

以上でございます。

○議長（重松一徳君）

佐々木議員。

○4番（佐々木教雄君）

わざわざありがとうございます、本当に詳しく調べていただき。こういうふうに町としては一生懸命受診に向けて、費用をかけて取り組んでいただいているわけですけれども、対費用効果としては今御報告、答弁にあったように、なかなか受診につなげる率としては難しいということは、今後このやり方というのも再度検討しながら改善を行っていかなければいけな

いのかなと強く感じました。

その中で、未受診という方の中で、例えば個人経営の会社とか商店、そういう方々が特定のクリニック等で社内健診を行っているとか、かかりつけ医で各個人の方が受診を受けていいるというような部分での受診者数の把握というのはできておりますでしょうか。また、かかりつけ医とかクリニック等での結果データというのが町の健康増進課にフィードバック、もしくは連携体制というができているのか、またその計画はあるのか、お答えをお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

村上健康増進課長。

○健康増進課長（村上妙子君）

個人経営の会社などでの特定の病院で社内受診をされている情報というのはございませんので把握はできません。ただ、未受診者さんの訪問をさせていただいたときに、会社で受けたよとかいう方がいらっしゃったら、その方に結果を持って来ていただくようにお願いしているということはさせていただいている。

以上です。

○議長（重松一徳君）

佐々木議員。

○4番（佐々木教雄君）

僅かこのアンケート調査だけなんですけれども、しかもこのアンケート調査、何せ悠久クラブの皆さんですので、平均年齢ももうかなり75歳以上行っているのかな行っていないのかなというようなところなんですけれども。それでも25名中の3名の方が会社で受けたり、かかりつけ医での受診ということで、これを全体で把握すると、ひょっとしたらかなり60%に近づいているのかなと感じております。ですから、今後こういう部分の横での町内でのクリニック及び医院との連携というのが必要になってくるんじゃないかなと。もう少し、国の言う60%に近づけばデータとしての精度がかなり上がるということがまず基本にあると思いますので、結びつけていただきたいなと思います。

では、次の質問です。

昨年度の受診者数の年代別の人数の比率等は分かりますでしょうか。また、その計数から分析して今後取り組むべき方向というのは見えておりますでしょうか。

○議長（重松一徳君）

村上健康増進課長。

○健康増進課長（村上妙子君）

令和5年度の特定健診の受診者数をお答えいたします。受診者数は1,315人です。年代別の受診者数は、40代が70人で5.3%、50代が81人で6.2%、60代が570人で38.5%、70代これは70歳から74歳までになりますが、657人で50%でございます。分析といたしましては、年齢が高い方が受診者数は多いと、それは対象者数も多いので必然的に受診者数が多くなると思っております。取り組むべき方向性としましては、年齢に応じた取組が必要になってくるかなと考えております。

以上です。

○議長（重松一徳君）

佐々木議員。

○4番（佐々木教雄君）

ありがとうございます、わざわざ、お願ひしたんで出していただいて。この年齢、年代別等々見ますと、やっぱり圧倒的に高齢者が多いと。当然国保ですから、高齢者が多くなるのは当然のことです。この健診に関しての課題、問題というのを聞くと、やはり待ち時間が長いということと問診票の記入が大変であると、年齢とともに目は見えづらくなるし、手も震えたりして字を書くことがつらいようでございます。要はこの問診票をデータ化することはできないかと、毎年同じ問診をされて同じように記入してやっているんですけども、これをデータ化することによって簡素化でき、もちろん待ち時間の短縮等にもつながると思うんですけども、このデータ化ということに関してのお考えをお聞かせください。

○議長（重松一徳君）

村上健康増進課長。

○健康増進課長（村上妙子君）

まず、国で、医療情報機関、介護情報機関、行政自治体情報基盤を備えた様々な主体が保有する情報の共有ができる全国医療情報プラットフォームというものの構築をされているというか進められていて、市町村が実施する健診情報を連携させる仕組みの構築を目指しています。この自治体健診事務のデジタル化の方向性といたしまして、問診票をスマホで入力したり、マイナンバーカード1枚で健診受診が可能になるというようなことを示されていて、

それがいつになるのか分からぬけれどもそういうふうなことを示されていますので、問診票のデータ化に関しましては、自治体健診DXの動きを注視して進めるべきところは進めていきたいと思っております。

それから、現在の紙ベースの問診票の記入の問題につきましては、改善ができるところは検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（重松一徳君）

佐々木議員。

○4番（佐々木教雄君）

データ化に関しては後ほど松田参事にもちょっとお聞きしたいと思っております。

では次に、松田町長、すみません、1つだけお聞きさせてください。

課題の中にやはり健診の中でがん検診、これがやはり苦痛であると。1つはバリウム検査胃がんの、アンケート調査の中で、私ちょっとと思わずあれだったんですけどもバリウム検査でぐるぐる回されて腰痛になったというような方もいらっしゃるようでございますし、大腸がん検診の便の採取なんですけれども、私が聞いた話の中では、今オートマチックな便座といいますか、立ち上がったらざっと流れると。大腸がん検診された方は分かると思うんですけども紙敷いてその上にやってそれを取るというんですけれども、それが立ち上がったらそのままざんと流れちゃったと、元のコンセント抜かなきゃ駄目という、そういう失敗もあるようでございますし、そういった何だかんだで、がん検診というのがちょっと年齢とともにやはりしんどくなっているというのも実態としてあるようでございます。

金額では、胃がん、大腸がん、前立腺がん、肺がん検診を一応全て受けると2,800円かかるわけなんですけれども、疑いが発見されると当然そこから胃カメラとか大腸カメラ等々の精密検査受診になるわけでございます。もちろん女性の場合はさらに子宮頸がんであるとか乳がんであるとかプラスされていくわけなんですけれども。そこでなんですけれども、もう御承知とは思いますけれども、これですね、線虫によるがん検診、これはもう今テレビなんかでも時々CMなんかでも流れておりますけれども、この線虫がんの検診というのはもう5年前、6年前からスタートしているわけなんですけれども、民間でございますけれども、1万6,000円と非常に高額である。ただし、今現在で15のがんが発見される、確認できている。なおかつ発見率が95%と高確率なんですね、すごく。バリウム検査よりも確率は高いんです

よね、これ、95%って。さらにステージⅠ以下が発見されるという、ステージゼロというのがあるのかどうなのか私は分からないですけれども、かなり初期の段階で発見されるわけなんですけれども。当然それなりの疑わしい部分が発見されれば、その後精密検査になるわけなんですけれども、バリウムとかそういういたきつい思いから解放されるというのがエヌノーズという線虫がん検診のいいところであると思います。この線虫がん検診を特定健診の中に盛り込めないかどうか、金額が金額ですので大変難しい部分もあろうかと思います。もちろん有料で、もしできないのであれば、個別で受けるとしても、何か町としての助成は考えられないかいかがかと思って、町長に御質問いたします。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

事前に線虫がんの話をちらっと聞きましたので、私なりに調べてみたところ、確かに数年前から2年ぐらい前が一番ピークで、全国のいろいろな病院でやられているという話で、小都市とか久留米市なども調査したらしいんですが、結局調査で終わって現実はしないと、それから、私の仲のいい久留米大学の医学部もやったけれども、ちょっとまずいので自分たちは引きましたと、それから九州大学も引いたという、それが最近の話なんですね。だから、やっぱり我々行政なので、そういう話を聞いたり、それからあと佐々木議員よく御存じだと思いますけれどもネットを引くと、かなりネットが荒れておるところでございますので、それを公的な我々が公的なものとして使うというのは現段階では非常に厳しいかと思います。また、先ほどの久留米大学とか九大でまた見直されたり、それから今荒れている部分が落ち着いてきたりしたときには、そのときにはまた調べさせていただきたいなと思います。現段階では、非常に厳しいと思います。

○議長（重松一徳君）

佐々木議員。

○4番（佐々木教雄君）

ありがとうございます。今おっしゃったように、小都市がもう既に6年前チャレンジして、私も小都市さんに確認したんですね、そうすると、評価なり成果なりそういうものが残っていないですかと言ったら、担当者が何もないと言うので、ちょっとそんなのありと、まだまだ精度としてもう少し上げなきやいけないという部分は確かにあるようでございます。ただ、

私はこういう先進医療というのは、リスクもつきものだとは思いますけれども、やはりどこかで取り組んでいかなければいけない問題だなと思っておりますので、今後の動向というものを注視していただきたいと思っております。

次の質問でございます。

松田参事にお聞きします。久留米大学との提携によるDX化アプリを進めておるわけですけれども、個人の医療状況とか服薬状態を一元管理できると、いよいよ実装が可能であるという報告を受けておりますけれども、一応導入計画はいつからになっておりますでしょうか。

○議長（重松一徳君）

松田福祉課参事。

○福祉課参事（松田美紀君）

デジタル田園都市国家構想交付金の採択を受けまして、デジタル流通基盤による高齢者支援業務というものを実施しております。国の補助金は単年だったんですけれども、その後も連携協定を締結しております久留米大と連携して、健康増進計画推進の事業を展開しているところです。現在も実装にできる状態というのはもちろん単年でたどり着いたということは御報告させていただいているんですけれども、さらにそれを住民さんにということになりますと、カスタマイズとかバージョンアップなどが必要になりますし、その一つ一つを今確認しつつ、項目の検討とか変更を行っているんですけれども、まあ時間がかかりまして業者さんとのやり取りも、現時点での御質問のいわゆる医療機関との連携、もうそれ以前にまだ住民さんへの導入が進んでおりませんので、医療機関への連携という部分についての具体的な工程を今お示しできる段階ではございません。まずは、アプリのダウンロードを進めるために、特定健診後の保健指導の実施とかPRをしていきたいと思いますし、ダウンロードを個人にしていただくことによって、日々の血圧とか体重、歩数など個人の健康管理に御活用いただくことができますし、町から本人の同意があれば特定健診や介護予防検診の結果をアプリに取り組んで、個人のデータとして管理していただくことができますので、まずそちらの運用を目指していきたいと考えております。

○議長（重松一徳君）

佐々木議員。

○4番（佐々木教雄君）

私の質問ほとんど答えていただきましてありがとうございます。

ちょっと気になるのは、マイナンバーカード保険証という形で、これもいわゆる一元化、医療機関及び服薬等の一元化というのになっていて、同様みたいな機能といいますか、があるわけなんですけれども。マイナンバーカードとの差といいますか、違う相違点及びこのマイナンバーカード保険証とのひもづけというのは、今の計画ではどうなっておりますでしょうか。

○議長（重松一徳君）

松田福祉課参事。

○福祉課参事（松田美紀君）

相違点といいますかマイナポータル制度でいきますと、個人のデータも5年を限度で引き続くことが難しいという認識ですので、個人のアプリであれば、本人のデータ量の容量にもりますけれども、ずっとデータを保持することができると思っております。

あと、ちょっと分かりづらいかもしないんですけども、アプリそのものをマイナンバーカードにひもづけということは想定しておりませんで、いわゆるこの基盤の中で、デジタル地域パスポート、これ仮称というか仮想の状況なんですけれども、そちらの発行によりそれとひもづけになります。ですので、スマートフォンなどを所持していない方もマイナンバーを使って、デジタル地域パスポートというのを発行するというか、見えないんですけどもそれを発行することによって、経年的に健康情報などが蓄積できるということが、このシステム上の説明になっております。まだ具体的にそこまで進んでおりませんので、かなり仮想の話になっておりますけれども、マイナンバーカードにひもづけるわけではないです。

以上です。

○議長（重松一徳君）

佐々木議員。

○4番（佐々木教雄君）

分かりました。まだ時間がかなりかかるということもよく分かったんですけども、先ほどの特定健診での問診票なんですけれども、アプリをしての問診票をしつけてしまうもしくはアプリ導入とともに特定健診の予約まで結びつけられるか、そうすることによってかなりのさつき問題になりましたけれども、第1問目のところで、経費のところの削減にもつながるんじゃないかなと考えているんですけども、その辺のお考えはいかがですか。どちらでもいいです。

○議長（重松一徳君）

村上健康増進課長。

○健康増進課長（村上妙子君）

まず、健診とかでの業務については、先ほど言いましたとおり国の自治体健診事務のデジタル化の中で問診票をスマホで入力したりとか、マイナンバーカードで受診ができたりになるということは言われていて、また加えて、市区町村では受診券とか通知をペーパーレス化でき、通知の封入作業とか郵送料が不要になるのではないかというふうなことが言われていますので、この辺は注視して進めていきたいと思っています。

そして、導入してもすぐには事務が効率化になるかというと、デジタル化になった方と問診票の紙の媒体の方といらっしゃるから事務がしばらく煩雑するのかなと思っていますし、事務の流れも煩雑になることが予想されておりまして、しばらくは業務が煩雑になるのかなと思っています。

健診団体とかとの体制も整えていかなければいけないので、そこの辺の体制づくりとかも必要になってくるのかなと思っています。

あと、アプリを利用しての健診の予約というのは想定しておりませんで、別の形によってウェブの予約を進めたいと思っております。これによって、待ち時間というか予約のしやすさとかが改善されればということを思っております。

以上です。

○議長（重松一徳君）

佐々木議員。

○4番（佐々木教雄君）

では次に、今アプリの話といいますか質問しましたので、ちょっと久山町の件をお話しさせていただきたいんですけども。久山町方式、もう皆さん十分御承知のとおり、久山モデル、久山方式というのはもう全国的にも行政の中では皆さん知らない人はいないぐらいの、トップランナーで、久山町では既に九大、九州大学と提携アプリも実装、導入しているわけなんですけども、個人個人の健康情報をアプリで各個人に発信して、それぞれの健康は個人で守るということを推進しているわけなんですけども。詳しい内容はちょっと時間の関係上割愛させていただきますけども、行政はそのお手伝いとしてアプリの発信を行うわけなんですけども、今回のアプリの導入に当たって、このような久山方式的な部分は参考に

したり、計画に入っていますでしょうか。また、運用方法などを調査して、基山町ならではのまさに基山方式等の実施計画の立案状況というのはいかがでしょうか。

○議長（重松一徳君）

村上健康増進課長。

○健康増進課長（村上妙子君）

久山方式のアプリの計画につきましては、久留米大学だったりとか医師会とか協議とかが必要になりますので、現段階ではその計画に入ってはいません。また、この久山町のアプリ、ケンコムというのにつきましては、また今後勉強をさせていただいて参考にさせていただいって、取り入れられるところは取り入れたりとかして、久山方式のような健康管理に近づいたいとは思っております。

以上です。

○議長（重松一徳君）

佐々木議員。

○4番（佐々木教雄君）

再び、町長、ちょっとお伺いいたします。

もう町長も御存じだと思いますけれども、久山方式のすばらしいところというのは多々あるわけなんですけれども、私一番感心しているのが、健診結果の一部を除きその日のうちに担当医だとか保健師が説明できると、帰りには説明を受けられるということが一つ。それとまた、5年に1度の大健診と言われる総括健診も実施しておると。一昨日大山議員が、聴力検診を特定健診の中に盛り込んでいただけないかという質問もありましたすけれども、久山町の大健診では20項目の検査、診察を行って、いわゆるほぼもう人間ドックと同じような状態が5年に1度行われている、特定健診の中に組み込まれている。非常に参考になるんじゃないかなと。この検診によって、町民の健康というのが大きく担保されているわけなんですすけれども、御承知のように久山町と九大さんというのは、もう40年間、50年ですか、もう取り組まれているので、基山町で一朝一夕にこれができるとは思いませんけれども、まねができるとは思わないんですけども、近い将来に向けて、このような取組、システムの導入というのを検討をいただけないかと思って質問しております。よろしくお願ひいたします。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

久山町は本当に長い間やっていて、その途中危ない時期大分あったんですね、もう切れそうな時期があったんですけども、そのたびごとに国プロミみたいなやつ大きいプロジェクトがうまくはまってというか、誰かが持ってきたんだと思いますけれども、その最後のところがちょうど十七、八年ぐらい前に私がちょうど九大にいたころなんですけれども、まさにもう久山プロジェクトこのままいったら駄目だという感じだったのが大きいのがまた来たので、またよみがえって、今は久山町自体にたしか九大の出先というか、があったと思います。そういう意味でいうと、うちが久留米とやっているものと比べるのはあまりにも久山町に失礼になるとは思いますが、あそこまで徹底的にやれるかどうかは別にして人口も当時は久山町少なかつたんです、始めたころは、今はもう相当大きくなっていますので。努力して、要するに目標にはしたいと思いますが、その全体ができなくてもその一部だけでもとかそういう発想でやっていかないと、あれと同じことをやるのはなかなか今からでは難しい、国プロジェクトか何か引いてこない限りは難しいかなとは思っています。ただ当然ながら今久留米大学といい関係でやっていますので、その延長線上で、少しでも近づいたりもしくは逆に久山町でやっていないことも含めて何か新しいことができるよう努力していきたいなと思っています。

○議長（重松一徳君）

佐々木議員。

○4番（佐々木教雄君）

まさにおっしゃるとおりだと思います。久留米大学とのこの関係をもう少し発展させていただきたいなと。基山モデルが本当にできればいいなと思っております。（「もう一つだけ、いいですか」の声あり）どうぞ。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

あさってのきのくに祭りには久留米大学から先生が何人かな、全部合わせると6人ぐらい来るのかな、久留米大医学部から来て、2か所で様々な健康の測定したり相談を受けたり、そういうこともやるようにしていますので、ちょっとずつ前に進めていきたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（重松一徳君）

佐々木議員。

○4番（佐々木教雄君）

ありがとうございます。

健康関係に関して最後の質問で、柴田教育長、いきなり振って申し訳ございません。

今回の食育等々という部分でも計画が発表されておりますけれども、幼少期からの成人病予防に関する取組ということなんですけれども、幼児期、幼少期から取り組んでおると成人になったときの成人病になる確率が非常に低いと、いろんな大学の先生方も研究発表されていることはもう御承知だとは思います。高齢者の予防とか医療対象者が少ないほど、行政としては一人一人に手厚い取組ができる。そのために、幼少期よりこういう取組といいますか、小学生は無理でも中学校からでも結構ですので、成人病予防健診の取組というものが考えられないかなと。実際取り組んでいるところもありますけれども、将来のリスクを考えて最小限に抑えるということを考えると、小学生、中学生からの予防健診、実際に先ほど出ました佐賀県で多久市、健診率1位の、もう既に確かにやっているかと思いますし、九州ではあと南阿蘇市だったかな、がやっているかと思うんですけども、その他多数の自治体が取り組んでいるとは思いますけれども、本町のこういう幼少期よりの成人病予防、特に幼児性の糖尿病が絡んでくると思うんですけども、いかがでございましょうか。

○議長（重松一徳君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

生活習慣病の予防については、やはり今議員がおっしゃったように、小中学生の頃からの生活習慣も大事ですので、そういう教育が非常に大事かと思っています。実際、学習指導要領の中でも、今小学校の6年生でも学習内容の中で病気の予防というところで生活習慣病が取り扱われていたり、中学校の保健体育の中でも、健康な生活と疾病の予防というところで生活習慣病の予防について取り扱うようにしてたり、あるいは先ほど言われた食育のところでも取り扱ってはいるところです。

今議員がおっしゃった多久とか南阿蘇とかでどんな取組をしているのかなとよくよく調べてみると、やっぱり実際に健康診断で血液検査をして、脂質がどれくらいとか糖尿病が大丈夫かどうかという、そういうところまでやっている自治体があったので、そういうの

の値を見て異常がないかどうかとか確かめるとやっぱり知識として生活習慣病で危ないよと、勉強で習うよりは全然違うだろうなという気はしましたので、そういった先進自治体の取組の効果とかを見ながらまた今後勉強していきたいと思っております。

○議長（重松一徳君）

佐々木議員。

○4番（佐々木教雄君）

ぜひ取り組んでいただきたいと思います。健康増進に関しては本日質問をしたようなことの中から1つでも2つでも実施することで、健康ポイントのインセンティブとか使わなくて内容の濃い特定健診になれば受診率は上がると思いますので、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、ゼロカーボン宣言についてでございます。

全国の自治体でゼロカーボン宣言を行っているのが61%の市町村が行っているということなんですけれども、町村レベルではなかなか数が少ないよう思います。その中で、基山町が宣言しているということは非常に前向きで誇りにしてもよいんじゃないかなと受け止めておりますけれども。私がなぜこの質問するかというと、2050年にゼロにする、今から約25年後ですけれども、そのときには私を含めた議員のほとんどいないし、町長を含めたこの執行部の方々も大半が退職されておられるんじゃないかなと。ということは、次世代に丸投げじやいかんわなど。ある程度道筋をつくっておくべきであろうと考えて質問をいたしております。

第1回目の質問が非常にちょっと大きな課題に振っておりますんで、2回目以降はだんだんちっちゃくちっちゃくコンパクトな質問にさせていただきます。

第1回の質問で令和13年度までの計画で事業費全体が約7億円かかるということでした。国の補助金が、もちろんなんですけれども、いわゆる国の全額補助が出るわけではないと思っております。要は、自主財源をどういうふうに確保するかということなんですけれども、基金を含めたそういう計画というのはおありかお尋ねします。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

今後脱炭素を進めていくためには、いろいろな取組を進めていくわけでございますけれど

も、経費につきましては、基本的には国の交付金、補助金をまず前提に進めていきたいと思っております。その補助金の裏につきましては、今、脱炭素債というのが出てきておりますので、そちらで手出しが少なくなるような形で計画していきたいと思っておりますので、現段階として基金の設立というところまでは考えていないところでございます。（「国の政策は私は聞いていない」の声あり）

○議長（重松一徳君）

佐々木議員、もう1回質問してください。

○4番（佐々木教雄君）

町単独での基金の設立は必要ないのかと。25年後まである、2050年まであるわけですから、今回は7億円ということですが、この後の試算は何も出ていないわけで、相当な額が要るであろうということで、そのために必要ではないかということで基金の設立はないのかと聞いたんですけども、ないというお答えですよね、今の段階では。なかなか難しい問題だと思うんですけども、これ、回答の中でいろんなことが出ていましたね。家庭である、企業である、電気自動車である、推進をするという中で、やっぱりいろんな部分で補助が必要になってくると思うんですけども。

このゼロカーボンシティ宣言というのは、決して行政だけの取組ではないと思っております。町全体、要は国全体なんですけれども、自治体においては行政が中心となって、町全体で取り組んでいかなければ達成できない目標である。しかし、具体策としてはいま一つ見えづらいものがありますよね、まだ。国の方針が決まっていない指針が決まっていないみたいなこともあるんですけども。でも国内を見ますと、既に企業単位でカーボンニュートラルに取り組んでいるところもたくさんあります。先般、筑紫野・小郡・基山清掃組合の視察で視察研修で、姫路のペットボトルの再生工場に行ったわけなんですけれども、そこは姫路と東京工場と2つあるらしいんですけども、東京工場は工場単独でカーボンニュートラル達成しましたと堂々とやっておられて、会社全体というよりも事業所単位とか工場単位とかでもうやっておられるところたくさんあります。そういう中で、現在町内でゼロカーボンに取り組んでいる企業なり事業所なりございますでしょうか。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

今資源エネルギー庁で出しております太陽光の施設を設置している事業者でございます、  
公表されておりますけれども、この判断が10キロワット以上ということで、これが一般家庭  
ではございませんので、こちらの件数でいきますと、令和5年度では130件事業者が導入さ  
れているということになっております。（「基山町ですか」の声あり）基山町です。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

分かりやすい例でいくと、今頑張っているのは田中鉄工さんが頑張っていますね。だから、  
あそこはそのうちそういう発表というかあれをするんじやないかと思います。具体的に現実  
にいろいろ動かれているんですね。

○議長（重松一徳君）

佐々木議員。

○4番（佐々木教雄君）

要は、そういう真剣に取り組んでおられる事業者さん及び一般家庭なんかもそうなんです  
けれども、そういう方々に対しての補助云々、これももう国に頼るんじやなくて、やっぱある  
程度こういう部分での基金というのも必要じやないかなと思って先ほどの質問をさせてい  
ただいたような次第なんですけれども。ぜひ基金も、基金が全てではないんですけども、  
町単費として何らかの形ができるような道筋は考えるべきであると思っております。

町長にお聞きします。すみません、度々。

ゼロカーボン宣言なんですけれども、ゼロカーボン宣言とか再生エネルギーというの、  
実はこれは私個人的になんですけれども、産業として大きな可能性を秘めているのではない  
かなと、メンテナンスがあったりいろんな部分があったりするわけなんですけれども。新規  
事業者とか新規雇用の創出になるのではないかとは考えているんですよ。もう決して大手  
だけの部分ではないなど。町として行政指導を含めましてこういう分野を強化していくこうと、  
新しく産業観光課として産業に対する力を入れていこうという、まさに来年度からの取組に  
なるわけなんですけれども、こういう新規のまさに再生エネルギーであるゼロカーボンに向  
けての取組である中で、こういう地域産業の振興推進という部分に関してはどうお考えでし  
ょうか。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

様々な業者の方から事業者の方から、町外の方がほとんどですけれども、いろいろな技術の説明であったり、この技術を採用されませんかみたいなそういうのはもう本当に、1年間に二、三十件ぐらいはいただいている。その中で、確かに間違いなく使えそうだというようなやつは、実は採用して既に幾つかやったりしております。ただ、中にはやっぱり非常に分かりにくいというか、ちょっとはつきりしないようなものもありますので、そこは注意しながら対応しているところでございます。

取りあえず、来週にはまた九州電力さんと、そういった省エネ、新エネも含めたところのもっと地域おこしも含めたところで提携を結ばせていただくような計画もあったり、それから、今九電工さんとか、それからガス会社の筑紫ガスさんとかそういったところと今いろいろな話合いもしているところでございますので、そういったところの力も借りていきながら、やっていきたいと思っています。

そして、町内の事業所からの様々な相談にも対応できて、町内の事業所さんと一緒に省エネ、カーボンニュートラルに進んでいけたらいいと思っています。特に、基山町は運送業、倉庫業が多いので、そっち関係は相当削減ができるんじゃないかと思いますので、その辺りのところもまたみんなで考えるようなそういった感じのことも考えていきたいなと思っています。

ただ、いずれにしましても、全国の流れとか全国の動きをきちんと見て、それに沿っていないと、基山だけが単独で別のことをやるみたいな話ではこれはないと思いますので、その辺の最新の情報に耳を澄まして、そして、これはと思ったときにはさっと対応できるようなそういう体制をつくっていきたいと思います。

○議長（重松一徳君）

佐々木議員。

○4番（佐々木教雄君）

ちょっと時間がだんだん、かなり飛ばします。

ペロブスカイト太陽発電、もう御存じだと思うんですけども、通常の太陽光パネルの重量にして10分の1、厚さが20分の1、要はビルや施設の屋上に設置する場合に補強とか耐震性とか構造的な問題もスルーできて、非常に優れた太陽光電池というのは。ただデメリット

がコストと耐用年数が通常より若干短いということがあるんですけれども、もう既に天神ビッグバン、福岡市の再開発の真っただ中で今やっている中で、福岡市では新設ビルや新設の病院などのところにペロブスカイト太陽電池の設置を推奨して、なおかつこの事業でどこまでかは私分からないですけれども、国より40億円の補助金を取って推奨してこの天神ビッグバンを進めていると。同様みたいなことはもう御存じだと思うんですけれども、町も町としてこういった政策を調査研究していると思うんですけれども、進行状況はどうでしょうか。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

議員おっしゃっていただきましたペロブスカイトにつきましては、数年前から技術は出ておりまして、来年ぐらいには市場に出てくるんだろうということで考えておりまして、福岡市は先立って取り組まれているということでございます。先ほど議員おっしゃっていただいたように、コスト面と耐用年数の問題もございますけれども、やはり軽量でいろんなところに壁とかにもつけられるというようなところもございますので、今後公共施設の太陽光から進めていくことになりますけれども、その際には用途に合わせてそういう最新技術も検討していきたいと思います。

○議長（重松一徳君）

佐々木議員。

○4番（佐々木教雄君）

ぜひ、研究、今後も続けていっていただきたいと思います。

デマンドタクシーの実証実験が終わったばかりなんですけれども、環境基本計画の57ページに令和13年度に公用車EV車両8台、コミバス年間利用者数3万5,400人、令和2年度では2万2,600人、1日の利用者数122人、同令和2年度では78人で、これの達成の可能性はいかがでしょうか。

○議長（重松一徳君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

コミュニティーバスの年間利用者数につきましては、令和5年度、昨年度現在が2万8,890人となっております。これ1日当たり98人、コミュニティーバスの1日当たりの利用

者数は、昨年度は1日当たり98人でしたが、令和6年11月、何日か前の11月現在では110人を超えているようなところです。ですので、令和13年まであと5年ぐらいですが、目指すにはちょうどいい目標になっていると考えております。

○議長（重松一徳君）

佐々木議員。

○4番（佐々木教雄君）

実現可能なレベル、今後さらに努力次第、取組方次第では達成できるんじゃないかなと。そこでなんですけれども、提案なんですけれども、デマンドタクシーの小型車両よりもコミュニバスのほうが1人当たり、もちろん乗車人数が多ければということなんですけれども、燃費効率であるとか1人当たりの輸送コストというのは絶対優秀であると、当然なんですけれども。そこで、デマンドのA I式コミュニティーバス、既に直方市なんかが導入しているとは思うんですけれども、それも併せて御検討いただけたとありがたいなと思っておりますので、ぜひ調査、検討していただきたいと思います。

最後に、もう一つだけ町長にお聞きします。

ゼロカーボン宣言というのは、達成のためには行政が率先垂範しなければ前進することができないと捉えています。そこで私がこの質問すると、職員の皆さんから総反発を食らうのは分かっているんですけども、あえて質問しますけれども。例えば役場職員ですけれども、マイカー通勤を禁止したらどうだということなんですよね。二酸化炭素CO<sub>2</sub>削減のためには、環境的に見ても禁止してみては、どうだろうと。各企業においては、一部営業などを除いて公共交通しか認めていないというところがございます。これは環境だけじゃなくて通勤時における労災対策なんかも兼ねているわけなんですけれども。マイカー通勤を禁止することによって自転車通勤なんかも増えてくるとは思うんですが、ここで、今出したコミュバスの朝夕の運行計画を見直して、職員のコミュバス通勤を推奨してはどうだろうと。職員100名がもし毎日利用すればと仮定しますと、1日100円の往復ですから200円、100人ですから2万円、1か月22日と計算したら44万円、年間で528万円。単純に、今の厳しい運営状況からかなり楽になる、しかもコミュバスの利用率も上がる。皆さんが双赢・双赢になる、二酸化炭素も減るというようなことなんですけれども。まずは行政、職員さん、議員もそうかもしれませんけれども、みんなで率先垂範して、住民に得られるよう、スタイル、スタンスというのはいかがかなと思ってお聞きしております。いかがでしょうか、町長。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

今ぎりぎりのところで仕事してもらっている職員にそれを言うのは私はできません。もしそういう方がおられたらそういうのを公約にして、町長選に出ていただけたらいいかもしれません。現実的には、それを、何ていうかな、そういうことは本当に大変だと思います、朝本当に職員の皆さんのが努力して、8時20分ぐらい前には必ず来て8時半からの朝礼を全部されていて、その前には子供さんを保育園に送ったり様々なことをやって来られている人たちに、車通勤駄目と言ったら、恐らく採用のときに基山町役場に誰も今度は人が来ないようなそういう状況があると思います。今ほとんど町外から来ていただいているんですけども、応募していただいているんですけども。そこはちょっと私はそれはやり過ぎだと思いますので、あまりここで検討してみますとか研究してみますというのは非常に曖昧だと思いますので、大変残念なんですけれども、それは私としてはその検討はできかねます、すみません。

○議長（重松一徳君）

佐々木議員。

○4番（佐々木教雄君）

しかし、民間企業はそれが当たり前、事情は皆さん同じだと思いますので、ぜひいろんな意味で町一丸となってゼロカーボンに向けて推進していきたいと思います。

以上で質問终わります。ありがとうございました。

○議長（重松一徳君）

以上で佐々木教雄議員の一般質問を终わります。

ここで午後2時20分まで休憩します。

～午後2時10分 休憩～

～午後2時20分 再開～

○議長（重松一徳君）

休憩中の会議を再開します。

次に、水田志保議員の一般質問を行います。水田議員。

○2番（水田志保君）（登壇）

皆様、こんにちは。

2番議員の水田志保です。

傍聴にお越しいただいた皆様、本日はお忙しい中、足をお運びいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、12月に入り、やっとこの季節らしい気候となりました。明日、明後日とさらに寒くなるようです。皆様には、風邪やインフルエンザ、コロナなどに、体調お気をつけいただきまして、年末の忙しい日々を乗り越えていただければと思います。

それでは、今回の一般質問、3日目後半ではございますが、約70分のお付き合いをよろしくお願ひいたします。

それでは早速質問に入らせていただきます。

今回の質問、まず1つ目は、安心・安全なまちづくりについてです。

町民の安全や安心を脅かす要因として、犯罪、事故、災害、健康問題、食品問題、社会生活上の問題、経済問題、政治・行政の問題、環境・エネルギー問題など広範囲に挙げられます。6月にも安心・安全なまちづくりについて質問をいたしました。そして、昨日末次議員も質問をなさいましたが、今回私は身近に起こっている状況を踏まえ、犯罪から町民を守る、緊急時に人の命を守るという観点から本町の現状と取組を伺います。

(1) 特殊詐欺対策について。

ア、町内における特殊詐欺の発生件数、被害額をお示しください。

イ、特殊詐欺の主な手口についてお示しください。

ウ、関係機関との連携や防止対策の取組と課題についてお示しください。

エ、今後の詐欺対策についてお示しください。

(2) 自動体外式除細動器（AED）の設置場所について。

ア、町内の設置場所についてお示しください。

イ、町内でAEDを使用した件数及び場所について、過去5年間分をお示しください。

ウ、設置場所について基準はあるのでしょうか。

エ、今後の課題についてお示しください。

オ、公民館へのAED設置についての考え方をお示しください。

続いて、2つ目の質問は鳥獣被害対策についてです。

近年、獣との遭遇、特にイノシシやアナグマ、アライグマなどの目撃情報が多くなっています。警戒心の強いイノシシは箱わなになかなかかからず、一度に捕獲できる頭数も限られ

ています。また、ワイヤーメッシュによる防護柵も完璧ではありません。イノシシは田畠を荒らすだけではなく、土を掘り起こし何でも食べるので、平らなところ、土手、民家周辺とあたり構わず荒らし回っており、このままでは人との接触が起り被害が出るのではないかととても心配で危惧するところであります。繁殖率も高く1年間で相当数増えている状況のイノシシに対し、今根本的な対策を講じなければ被害はますます大きくなるのではないかと考え、質問をいたします。

- (1) 過去5年間の被害額、面積等の状況についてお示しください。
- (2) 本町が有害鳥獣の対象としているものについてお示しください。
- (3) 鳥獣ごとの被害の状況と傾向についてお示しください。
- (4) 防護対策及び捕獲方法についてお示しください。
- (5) 今後の対策についてお示しください。

以上で1回目の質問を終わります。

分かりやすいご答弁をどうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

それでは、水田志保議員の一般質問に答弁させていただきます。

傍聴の方がまたさま変わりされましたので、またちょっと告知を。今日から基山総合体育馆で基山美術館、今日7時までやっています。あしたも朝10時から7時までやっています。キングダムとか非常に珍しいものがありますのでよかつたらせひご覧いただいて、またいろんな方に周知していただければうれしいなと思っております。今日は傍聴ありがとうございます。

それでは、1、安心・安全なまちづくりについて。

- (1) 特殊詐欺対策について。

ア、町内における特殊詐欺の発生件数、被害額を示せということでございますが、令和5年度の特殊詐欺の発生件数は、架空料金請求詐欺が4件、金融商品詐欺が2件、合計6件となっております。被害額については公表されておりません。

また、町内においては設備業者やリフォーム業者を装った電話や訪問があり、被害に遭いそうになったという事案がございました。

イ、主な手口について示せということでございますが、町内で発生した架空料金請求詐欺の手口としては、パソコンなどでインターネットを使用中にウイルスに感染したと表示させ、ウイルス除去費用として電子マネー等をだまし取る事案があっております。

また、金融商品詐欺の手口としては、メールやSNSで高価な物品等を購入すればもうかると信じさせ、金銭等をだまし取る事案が発生しているところでございます。

ウ、関係機関との連携や防止対策の取組、課題について示せということでございますが、鳥栖警察署、佐賀県防犯協会、鳥栖地区防犯協会連合会と連携し、防犯パトロールや防犯のぼり旗などの設置を行い、犯罪防止に取り組んでいるところでございます。

また、鳥栖警察署と連携し、特殊詐欺の防犯対策に関する出前講座を実施し、防犯意識の向上に努めておるところでございます。

さらに、毎月広報きやまで偽電話詐欺、SNS詐欺などの事例や町内の犯罪発生件数及び内容を掲載し、犯罪に巻き込まれないよう周知を行っているところでございます。

課題といたしましては、基山町には高齢者の方が多く、特殊詐欺等の被害者の多くは高齢者であり、中でも独り暮らしの高齢者や高齢者だけの世帯の方が狙われやすいことから、被害に遭わないためにも周知や防犯対策が必要だと思っております。特に基山町の場合は独り暮らしの高齢者が多くなってきていますので、これから特にそうなってくると思います。

また、高齢者だけではなく、学生など若い世代の方が被害に遭うことも増加しており、その対策も必要だと考えているところでございます。

エ、今後の詐欺対策について示せということなんですが、詐欺に関する情報提供や対策について、広報紙、ホームページ、LINEを活用して引き続き周知を行い、青色回転灯積載車での防犯パトロールの強化を図っていきたいと思います。放送ができますんですね。

また、鳥栖警察署と連携し、防犯や特殊詐欺に関する出前講座を開催し、町民の防犯に関する意識向上を図っていきたいと思っております。

（2）自動体外式除細動器、AEDですね、AEDの設置場所について。

ア、町内の設置箇所について示せということでございますが、公共施設の設置場所について、この役場庁舎、保健センター、基山町町民会館、それから総合体育館、多目的運動場の管理棟、それから町営球場、町営テニスコート、合宿所、キャンプ場、葬斎公園、基山町図書館、福祉交流館、多世代交流センター憩の家、基山っ子みらい館、まちなか公民館、基山小学校、若基小学校、基山中学校に設置しております。

また、鳥栖・三養基地区消防事務組合基山分署にも設置されているところでございます。イ、町内のAEDを使用した件数及び場所について過去5年間示せということでございますが、過去5年間では、令和5年度に基山町立図書館で一度使用された実績がございます。ウ、設置場所について基準はあるのかということでございますが、町の基準はありませんが、本町では厚生労働省のホームページに掲載されている一般財団法人日本緊急医療財団作成のAEDの適正配置に関するガイドラインに掲載されているAEDの設置が推奨される施設の具体例、これを参考にして設置しているところでございます。

エ、今後の課題について示せということでございますが、今後の課題については、AEDを使用する際にスムーズに使用できることが重要です。そのため、町では出前講座や春秋の防火訓練を活用して心肺蘇生法の講習会を実施しておりますし、これからもまた実施していくと考えております。

オ、公民館へのAED設置について考え方を示せということでございますが、各区の公民館は地域住民の活動の拠点として重要な施設でありますので、これまでも活動及び建設等の支援を行っているところでございます。

現在各区の公民館にAEDを設置している実績はございませんが、設置場所であったり管理者について区長会と意見交換をして、設置に向けて前向きに検討していきたいと考えております。

## 2、鳥獣被害対策について。

(1) 過去5年間の被害額、面積等の状況を示せということでございますが、有害鳥獣による農物被害について、三神地区農業共済組合のイノシシによる水稻被害報告では、令和元年度が面積193.5アール、被害額198万5,000円、令和2年度が面積260.2アール、被害額270万4,000円、令和5年度が面積24.5アール、被害額26万9,000円、令和4度が被害報告なし、令和5年度が面積12.3アール、被害額8万1,000円となっているところでございます。

この報告以外に、イノシシが集落付近まで出没しており農産物の被害が増加していること、アライグマによる果樹被害が増加していることを農業者からの情報提供で把握しているところでございます。

(2) 本町が有害鳥獣の対象としているものについて示せということでございますが、本町が有害鳥獣の対象にしているものは、イノシシ、アライグマ、アナグマ、タヌキ、猿、鳥類、具体的にはカラス類、ハト類、サギ類、カモ類及び鹿になります。

(3) 鳥獣ごとに被害の状況と傾向について示せということでございますが、農業共済組合の被害報告は減少しておりますけれども、町内の農業者の情報によりますと、イノシシは水稻、野菜などに被害が出ており、ワイヤーメッシュの下を鼻で穴を掘り侵入するという、ワイヤーメッシュの下から鼻で侵入するというケースが見受けられております。また、最近の気候変動等によって行動時間や範囲が広がってきてているというふうな情報が入っております。

アライグマ、アナグマなどの中型獣類では、野菜への被害、特にアライグマは木に登ることができることから、果樹などに被害がでているところでございます。また、アライグマは繁殖力も高く、年々捕獲数も増加してきているところでございます。

猿については人的被害も発生していることから、農産物被害に限らず、生活環境を含め様々な被害を及ぼす可能性があると思っております。

鳥類では、果樹を中心に被害がでております。特にカラスによる被害は増加してきているところでございます。

鹿については今のところ農作物の被害報告はございませんが、県内の目撃情報が増加しておりますし、基山でも何頭かこれまでに見つかっているという状況でございます。ただ、最近では鹿の情報はないところでございます。

(4) 防護対策そして捕獲の方法について示せということでございますが、防護対策としては、田畠や周辺の草刈りの徹底、そして規格外の農産物の放置をなくすことなど、そして鳥獣が近づいてこない環境、そういうことをつくるということが大事であります。また、ワイヤーメッシュや電気柵などの防護柵の設置による侵入防止対策、捕獲を行う捕獲対策などがございます。

基山町においての捕獲対策としては、イノシシやアライグマなどの中型獣類にはわな猟免許所有者による箱わな、そしてくくりわなによる捕獲、カラスなどの鳥類には、第1種または第2種の銃猟免許証所有者による散弾銃や空気銃による捕獲などがあるところでございます。

(5) 今後の対策について示せということでございますが、農地の維持・保全に取り組んでいる集落などが継続的に活動できるように、中山間地域等直接支払制度や多面機能支払交付金による支援を行っていきたいと考えております。

また、侵入防止対策については、ワイヤーメッシュや電気柵の設置に関する国・県の補助

事業の周知、活用を推進しつつ、国・県の補助事業の要件を満たさない場合は町の補助事業による支援を進めていきます。

捕獲対策については、猟友会との連携を強化して、ジビエ解体処理施設の活用促進、貸出し用箱わなの充実を図り、有害鳥獣の駆除を進めていきます。あわせて、狩猟免許取得に関する支援によって狩猟免許者を増やしていくことを考えているところでございます。

以上で1度目の答弁とさせていただきます。

○議長（重松一徳君）

水田議員。

○2番（水田志保君）

1回目の御答弁ありがとうございました。

それでは、2回目の質問に移ります。

1、特殊詐欺対策について。町内における特殊詐欺の発生件数や事案、そして手口を御答弁いただきました。

最近、私の身近な方が被害に遭いそうになり、警察に出動をしていただきました。そのときの状況を伺ったので、ここで御紹介をさせていただきたいと思います。10月30日朝9時30分過ぎです。若い女性の声でAさんの自宅に電話がありました。いつもは留守番電話をしているのですが、友人からの電話を待っていたため電話を取ったそうです。相手、家の何か、詳しくは聞き取れなかったそうですが、予約をしてありますので、そちらに行ってもいいですかとのこと。Aさん、何も予約はしていない、立て込んでいるからごめんなさいと電話を切りました。次の日、昼1時過ぎです。ピンポンとAさんの自宅のインターホンが鳴り画面を見ると、若い男性の姿があり、昨日電話した予約をしている方ですよねと言われました。前日の会話とつながり怖くなり、玄関ドアを開けることなくリビングから110番通報、警察と電話でやり取りをしながらそのまま待機をいたしました。5分ほどで警察が到着いたしましたが、訪ねてきた者は逃げた後。その後は電話がかかってきてはいないそうです。

この住民Aさんは、玄関ドアを開けずに対応をし、すぐに110番通報をしたことで、大事には至りませんでしたが、今昼間1人なので1か月ほどたったけれども、いまだに怖いとおっしゃっておりました。

そのほか、車に乗った2人組、道に蛇がいるから危ないと訪問をしてきました。奥様が対応していると、家の奥にいた御主人が出てこられ、確かに蛇はいたが毒蛇ではなく、気がつ

くといなくなっていたそうです。

そのほか、家の敷地内に車が入ってきて何もすることなく出ていったなど、不審者情報が多く、最近はヤミバイトなど物騒なニュースもあり、昼夜問わず安全が脅かされている状況です。

全国では毎年多く特殊詐欺が発生し多額の被害が生じています。基山町も例外ではなく、詐欺被害が発生しており、公表されている数字以外でも被害に遭われている方がいるのではないかと推察いたします。悪質な訪問販売については、突然自宅に現れる業者から不意打ちの形で勧誘されるため、冷静に考える余裕もないまま、つい契約をしてしまいがちです。特に、独り暮らしの高齢者の女性の場合、自宅を訪問してきた若い男性から乱暴な言葉や強引な勧誘を受けて怖い思いをしたというケースもあります。今後、悪質業者に狙われやすい単身や夫婦のみの高齢者世帯が増加することが見込まれております、先ほどの町長のお話にもございました。町民が安心して暮らしていくための対応が急務と考えます。

犯罪者は対策を考えても、その上その上を考えていきます。昨日ニュースで、今真珠、パールの値段が上がっているということが言われておりました。次は、家の奥にしまっている形見の品の鑑定をしますよと言って家に上がりこむ、こんな詐欺も増えてくるのではないかと思います。そして、今12月ふるさと納税のサイトの詐欺もあっていよいよです。

昨日の末次議員の一般質問にもございました。犯罪ゼロのまちを目指すために、防犯対策や周知、十分に今努力していただいているかと思いますが、今以上の犯罪者がこの町ではやめておこう、犯罪者が嫌がる、そのような対策、目に見えた大きな対策が今必要かと思いますが、いかがでしょうか。

藤田住民課長、お願いいいたします。

○議長（重松一徳君）

藤田住民課長。

○住民課長（藤田和彦君）

今、議員から事例御紹介いただきましたけれども、そういった訪問者等に対しては、まずは鍵を閉めること、またインターほん越しで話すこと、こういったことが大事かと思っております。そういうことの周知は努めてまいりたいと思っております。

周知以外の新たな取組といたしましては、昨日の末次議員からも体験型の訓練みたいなものをということでしたけれども、防犯に関する講習会、研修会みたいなものを開催して、そ

の中で体験型の訓練を導入しまして、実際に体験していただいて防犯対策の意識向上につながっていけばいいかなと思っておりますので、そういったところを来年度にでも開催したいなと思っております。

○議長（重松一徳君）

水田議員。

○2番（水田志保君）

ありがとうございます。

よく家族で話をしますが、家の外に大きな横断幕にうちの家にはお金ありませんとか書いて張っておこうとか、そんな冗談も言っておりますが、昔は犬を外で飼って犬が番犬となつて不審者が入ってこないとか怖がっていたとかそういうこともあったかと思いますが、今はもうワンちゃんもお家にいることが多くなったので、なかなかこういったことも少なくなつてきているのかと思いますので、基山らしい対策でぜひお願いしたいと思っております。

詐欺対策もですが、情報をすぐに共有できる体制と、それから各課や民生児童委員さん、そして安全なまちづくり推進協議会など、各関係団体の横の連携も必要かと思います。高齢者の自宅を戸別訪問される際に、詐欺に注意するように呼びかけを行う、また、対策を説明する、怪しい人が来たなどを聞いたら住民課に情報を共有しホームページや各関係団体の連絡網で流してもらうなど、一体的な対応が犯罪の防止にもつながるかと思います。福祉課、そして健康増進課の管轄になるかと思いますが、よければ代表して、松田福祉課参事、いかがでしょうか、お考えをお聞かせください。

○議長（重松一徳君）

松田福祉課参事。

○福祉課参事（松田美紀君）

生活支援コーディネーターを中心に、今プラチナ社会政策室では訪問を行っております。確かに10月ぐらいからかなりテレビだけではなくて身近なところでそういうお話を聞くことが増えましたので、訪問の際に、不審な電話とか訪問に対して注意喚起を促す説明を私たちでも行うようにしております。そういう話をこちらからすると、何か実はこんなことが前にあったとか、今まで訪問していてもそういう話をされなかった方もそういうお話を少し聞くことがあったので、実際は表に出てきていない部分で起きていることもあったのかなと感じております。

あと、まとめてということですので、健康増進課も、保健師や管理栄養士が保健指導で訪問しておりますが、令和2年度より、高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業ということで、高齢者の部分に関して一体的に取り組むという事業の中で、福祉課のプラチナ社会政策室保険年金係、健康増進課健康増進係、あと地域の基山地区地域包括支援センターや社会福祉協議会のメンバーにて月に1回連携会議を開いております。そういったところでも情報の共有を行っておりますので、そういう体制の連携がでております。業務の中でも地区と担当制を取っておりますので、役割分担をしながら、先ほど議員の御提案にありましたように、住民課にそれをすぐ何か1件でもあったら伝えてそれを共有していくような体制を取っていきたいと思っております。

○議長（重松一徳君）

水田議員。

○2番（水田志保君）

高齢者の方、こういったもし被害に遭ったとかという方はなかなか家族に言えない。実はこういうことがあったとかというお話を聞いていただくだけでも安心される方が多いかと思いますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

あと、昨日の一般質問の中で、緊急通報システム、防犯にも利用できるようにというお話がございました。よければもう少しこの辺りのことを詳しく御説明をお願いしいたします。

○議長（重松一徳君）

松田福祉課参事。

○福祉課参事（松田美紀君）

緊急通報システムですけれども、現在2か所の事業所と契約しております、今お尋ねの分につきましては、今年の10月から実施を開始しました1つの事業所になります、まずそちらのメインとしましては固定電話回線を使わずに利用できるということで、最近固定電話を持たれない方も増えてきておりますので、その部分で導入したものなんですけれども、そちらの事業所の支援内容として、緊急時に警備員とともに状況に応じて救急車または警察が出動するとなっております。体調不良時は消防署への救急車要請で、不審者や悪質な訪問販売の際には警察が出動するというサービス内容となっておりますので、防犯対策としてもサポートできるサービスとして今後周知していきたいと思っております。

○議長（重松一徳君）

水田議員。

○2番（水田志保君）

ありがとうございます。緊急通報システムがあるだけで、自分が1人ではないと安心することにもなるかと思います。全ての方にこの緊急通報システムを採用というのはなかなか難しいかと思いますが、引き続き御対応のほどよろしくお願ひいたします。

6月の一般質問で、防犯カメラ、センサーライト、防犯ガラスなど防犯グッズの補助はありますかということで質問をさせていただいたところ、考えていない、ほかの自治体を調査させていただくという御回答でございました。昨日の末次議員の一般質問にもございました。御答弁の中で、今行っていない、ほかの自治体を調査していくというお答えでございましたが、今の世間の状況、高齢者そして町民の不安を考えると、ぜひ前向きに御検討いただきたいと思っております。

改めて伺います。防犯カメラ、センサーライト、防犯ガラス、防犯フィルム、防犯砂利、自動通話録音装置、そしてインターホンなどの購入補助、そして助成の考えをお聞かせください。

○議長（重松一徳君）

藤田住民課長。

○住民課長（藤田和彦君）

現在犯罪にも、先ほど議員言われましたように、いろいろ種類が、手口がございます。ですので、どのような防犯対策が有効か、効果的かというところにつきましては、警察等にも意見を伺いながら、今後また引き続き検討させていただければと思っております。先ほど申しましたように、まずは自身でできる鍵を閉めるとかインターホン越しに話すとか、そういった自分でできる防犯対策、防犯に対する知識について周知して、啓蒙してまいりたいと思っております。

○議長（重松一徳君）

水田議員。

○2番（水田志保君）

先ほどの私の事例の中の方なんですけれども、やはり1か月ほどたったけれどもいまだに怖いと、センサーライトをついているんですが、もう1つ裏のほうにもつけたいと。ただ、訪問してきたのは昼間だったので、昼間やはり怖いとおっしゃっておりました。警察の方と

お話をした際にやはりこの方もそうだったんですけれども、直接対応をしなかった、玄関のドアを開けなかった、それが1つよかったです、絶対開けずに必ず鍵をかけてチェーンをかけてからの対応をしてほしいとおっしゃっておりました。

6月のときも言いました、6月9日のロックの日ということで、鍵をかける、基本的なことかと思います。田舎あるあるなんですけれども、鍵をかけないというところもございますので、まずは鍵をかける。そして、近所とのコミュニケーションも大事かと思いますが、それだけでもなかなかフォローできることとかもございますので、改めて先ほどの緊急通報システムの利用、そして並行して防犯グッズの購入補助、そして助成も前向きに御検討をよろしくお願いいいたします。

次に移ります。

## （2）自動体外式除細動器（AED）の設置場所についてです。

町内の設置場所について19か所ですか、御回答いただきました。そして、町内でAEDを使用した件数及び場所について、過去5年間1度使用したことがある、図書館で使用なさったということでございました。

さて、今日の前で人が倒れ、心肺蘇生、AEDの使用が必要となった場合、皆さんはすぐに対応ができますでしょうか。私自身講習を受けたことはありますが、いざとなったときにできるかどうかは自信がありません。でも、やらないといけないと思うのでやるとは思うのですが、今私の手元に日本AED財団が発行している冊子、教本がございます。

少しだけ御紹介をこちらもさせていただきたいと思います。2022年10月の発行でございまので、数字は少し古いかもしれませんが、御紹介をさせていただきます。

1年間に約7万人、これは日本で突然心臓が止まり亡くなっている人の数です。この突然の心停止は病気の方や大人だけではなく、いつでもどこでも誰にでも起こり得るということをあなたは知っていますか。一般市民によるAED、突然の心肺停止から命を救う医療機器の使用が認められてから15年以上がたち、町中に設置されているAEDは既に65万台を超えています。あなたはAEDという機械を使うことができますか。大切な家族、友人、同僚が心停止になったとき、自分に何ができるのか考えたことはありますか。皆さんが命について考え、大切な命を守るために自分にどんなことができるのかを知るきっかけになることを願っていますとあります。

令和元年中に緊急搬送された心肺機能停止傷病者は約12万6,000人、そのうち心臓が原因

であるものはおよそ7万9,000件、6割にも及びます。これは交通事故による死亡よりも20倍以上も多い数になるそうです。突然の心停止は中高年に多く発生する一方で、若者にも発生しています。

心停止の多くは自宅で発生することから、誰もが救命処置をできるようになる必要があります。発生場所、書かれておりました、住宅、そして公衆出入り場所、仕事場、道路、その他とあります。

救急車が来るまでにできること、反応を確認する、応援を呼ぶ、呼吸の確認、胸骨圧迫心臓マッサージ、そしてAEDを使うです。心停止になると、時間が1分たつごとに助かる割合は約10%ずつ低下していきます。AEDは日本語にすると、御存じかと思いますが、自動体外式除細動器といいます。心電図を自動的に調べて、電気ショックが必要かどうかを判断し、必要な場合に電気ショックを行います。心停止の人に何もせずにいた場合に比べ、心肺蘇生、AEDによる電気ショックを行うと救命の可能性が多く高まりますとあります。

それでは、ここで、平野総務課長に伺います。町内で、119番通報、救急車を要請した場合、どこから来ていただけますか。

○議長（重松一徳君）

平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

基本的には、基山分署から救急車が出ます。ただ、そこがもし使われていれば、鳥栖署から行くような形になります。

○議長（重松一徳君）

水田議員。

○2番（水田志保君）

それでは、基山分署、何台の救急車の出動が可能でしょうか。

○議長（重松一徳君）

平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

基山分署の救急車は1台でございます。

○議長（重松一徳君）

水田議員。

○2番（水田志保君）

それでは、基山分署、それから鳥栖からも来ていただけるということで、それぞれの基山町内の現地到着までの平均時間をお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

その件、消防署にも確認をさせていただいたんですが、基山町内だけでのというような統計数が出ていなくて、鳥栖・三養基消防全体での平均という数字しかございませんでしたので、それを御紹介しますけれども、令和5年が平均8.24分ですので、8分十四、五秒という結果が出ております。

○議長（重松一徳君）

水田議員。

○2番（水田志保君）

ありがとうございます。公共施設の設置場所、御回答いただきました。17号線バイパスより上、西側が葬祭公園とキャンプ場のみ、人が集まるところではありますが、集落地からは離れています。そして、3号線より東側にはありません。心肺停止症例はいつどこで起こるか分かりません。公共施設等に設置されているAEDを24時間利用できるような仕組みづくりが必要ではないかと思いますが、お考えをお聞かせください。

○議長（重松一徳君）

平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

それにこしたことではないと思います。

○議長（重松一徳君）

水田議員。

○2番（水田志保君）

仕組みづくり、できそうでしょうか。

○議長（重松一徳君）

平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

町として行政としてできる部分は一応今公共施設にはほぼ置いておりますので、ただ夜中が開いているわけではございませんから、町としては夜中の部分については厳しいかと思います。

○議長（重松一徳君）

水田議員。

○2番（水田志保君）

では、24時間ということで、町内の24時間営業のコンビニエンスストア7か所とスーパー1か所に確認をいたしました。現在AEDが設置ありますかと確認したところ、どこもございませんでした。ある店舗のオーナーさんは、コンビニの役割として、コンビニは物を売るだけではなく、防犯や災害時の車の待機場所など安心のためにもコンビニはあるのではないかと思っているとおっしゃっておりました。そして、別のコンビニですが、店内で具合が悪くなる方がいて、救急車を呼ぶこともあるそうです。町と24時間営業のコンビニエンスストアが協定を締結し、24時間使用可能なAEDをコンビニに設置し、緊急時に店舗からAEDを使用者に貸し出すことができるようになっている自治体がございます。全てのコンビニではなくとも、コンビニを1つに絞って協定を結んでいるという場合もあるようですが、そのような設置はお考えはございますでしょうか、できますでしょうか。

○議長（重松一徳君）

平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

現在のところそこまでは考えておりません。

○議長（重松一徳君）

水田議員。

○2番（水田志保君）

社会貢献の一つとして、もちろん費用は町持ちになるかと思いますが、緊急時にあそこのコンビニに行けばAEDがあるよと町民の方に知っていただいて、人の命を守ることができれば、すごくいいと考えますので、よければそういうことも御検討いただきたいなと思っておりますが、いかがでしょうか。（「町長に聞かんね、町長に」の声あり）では、町長よろしいですか、お願いいいたします。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まずは公民館が先かなと思いますが、昨日も話題になりましたが、7つのコンビニのうち、うちが提携結んでいるのは2個だけなので、様々な徘徊とかそういうのも考えられますので、AEDはどこまで本当に使うか、さっきも答弁したように十何か所のうち、これまで5年間で使ったのは1か所、それも救急車が来てから使ったみたいなそんな感じなので、そういう意味でいうと、どこまでやるかという話だと思います。だからあとは、コンビニといろいろ話し合って、コンビニ7つも基本2つを除いては基本基山系の方が経営されているので、話し合いはすごくスムーズにいくと思いますので、それはAEDに限らずまず経営者なんかとそれこそ防犯であったり、防犯も例のあれをあそこで大体振り込むんですよね。コンビニのやつで振り込むのが多いので、犯罪もですね。だから、そういう感じのことをいろいろちょっと、コンビニとやってみましょうかねという、そういう御返事になるかと思います。

○議長（重松一徳君）

水田議員。

○2番（水田志保君）

よろしくお願ひいたします。

続きまして、今後の課題についてでございますが、出前講座や、それから春秋の防火訓練を活用し、心肺蘇生法の講習会、AEDの講習も分かりやすく行っていただいております。AEDについて、町民の認知度について、認識、どのようにお考えでしょうか。

○議長（重松一徳君）

平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

私の感覚でしかありませんけれども、認知度、認識というものはそう高くないと思います。

○議長（重松一徳君）

水田議員。

○2番（水田志保君）

では、認知度、認識高めるためにはどういうことが必要だと思われますか。

○議長（重松一徳君）

平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

町でも出前講座とかやっています、広報とかにも年に何回も載せております、防災係でやっていますけれども、そこら辺のPRをもう少しやって、関心を持っていただいてお申込みをいただければなと思います。毎年お申込みいただいた企業さんでやったりとか、学校とかでやったりとかもしていますので、各地域でやればいいなと思いますし、今後区長さんたちとの協議にもなりますけれども、例えば各区の公民館にAEDを置くようになれば、そこで置いた際にそういったAEDの使い方の講習会とか地区の地元の方を対象にそういうことをやっていくことによって、認知度とか使い方の習得とかそういうのにつながればいいなと思います。

○議長（重松一徳君）

水田議員。

○2番（水田志保君）

ありがとうございます。

では、現在、公共施設に設置しているAEDは町が購入されたものでしょうか、それともリースでしょうか。また、点検はどのようになさっていますか。

○議長（重松一徳君）

吉田財政課長。

○財政課長（吉田茂喜君）

庁舎に設置している分につきましては財政課で導入しておりますので、その分で答えるたいと思いますけれども、庁舎のAED1階正面玄関の中ほどにあるんですけども、そちらにつきましてはリースでAEDをお借りしている状況です。たしか5年リースぐらいだったと思います。リースですので、常に動く状況になっているということが条件になっておりますので、そういった点検につきましては貸していただいているところが行っているところです。

○議長（重松一徳君）

水田議員。

○2番（水田志保君）

心肺蘇生法やAEDの使用に対しての不安をなくすために、ふだんからAEDの使用を正しく理解し訓練をしておくことが必要ではないかと思います。いざというときに使えなければ意味がありませんので、こういったことが必要かと思います。

また、学校での教育も必要かと考えます。この質問をするに当たり、小学校高学年向けAEDの指導教材、命をつなぐバトンというのを、12分ほどの映像だったんですが、見ました。この動画は命の大切さを知るとともに、身近で人が倒れる場面に遭遇した際に自分でもできることがあるという気づきと、行動への動機づけができるなどを意図して作成なさっています。中学校保健体育科障害の防止で学習することになる応急手当ての実際のうち、心肺蘇生について、児童が胸骨圧迫やAEDの使用等の一連の流れを理解することができるようになっていますというDVDでございます。

柴田教育長に伺います。教職員、先生方のAEDの研修、そして訓練はなさっておりますでしょうか。また、学校教育への取り入れは行っていらっしゃいますか。

○議長（重松一徳君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

AEDについては使う可能性もあり、子供たちの命を守るというところで、毎年でありますんが、各教職員が必ず体験するように消防署等から来ていただいて研修を受けるような体制を取っております。

それと、質問とは直接関係ありませんけれども、小中学校のAEDについては以前は事務室前とか校舎内に置いておりましたけれども、土日の例えば少年野球中に事故があるとか、そういったときに使えないじゃないかという御指摘もありましたので、今は屋外においていつでも使える体制になっていますので、先ほどコンビニの話がありましたけれども、学校に行けば誰でも24時間使えるということについては、何らか周知する必要があるのかなというところも感じたところです。

それから、学校教育についてというところがありましたけれども、子供たちに保健体育とかで言葉自体は扱うことがあるものの、扱い方についての教育とかそういった視聴覚教材を使っての教育は現在のところ行っていないので参考にしたいと思っております。

○議長（重松一徳君）

水田議員。

○2番（水田志保君）

ありがとうございます。外に置いてあるということですごくいいと思うんですが、今学校は恐らく閉められているところに入つてお借りすることというのは特に問題はないのでしょうか。

うか。

○議長（重松一徳君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

鍵は校門閉まっておりませんので、各学校とも自由に入ることはできます。

○議長（重松一徳君）

水田議員。

○2番（水田志保君）

ありがとうございます。

では、ここで、東かがわ市のホームページに、女性に配慮したAEDの使用方法と三角巾の配備についてということで載っておりましたので御紹介します。

女性へのAED使用に対する抵抗感についてということです。京都大学等の研究グループが全国の学校の校内で心停止になった子供について、救急隊が到着する前にAEDのパッドが装着されたかどうかを調べました。その結果、小学校、中学校では男女に優位な差はありませんでしたが、高校生になると、男子生徒に比べ、女子生徒のAEDパッド装着率が30%近く低かったことが明らかになったそうです。研究チームでは、女子高校生の場合、近くにいた人たちが素肌を出すことに一定の抵抗があったのはあったのではないかと分析をされています。先ほども御紹介しましたが、AEDによる電気ショックが1分遅れるごとに救命率は10%ずつ低下をいたします。女性に配慮したAEDの使用方法を理解することで、女性にもためらわずにAEDを使用してくださいとあります。

AEDでございますが、パッドを装着する際に服を脱がせる必要がありませんとあります。金属、ブラジャーのワイヤー、ネックレスがパッドに触れないようにしていれば、特にブラジャーを外す必要はありません。服の下で下着をずらして、右の鎖骨の下と左の脇腹辺りに貼ることで対応ができるとあります。完璧ではなくても構わないので、命を助けるために勇気を持って一步踏み出してくださいとあります。

ここで、女性に配慮したということで、三角巾をAEDが置いてあるところに一緒に、中じやなくともいいんですけれども、一緒に置いて、このような三角巾を置いて、どうしても直接パッドをつけるので少し前を開けるということがあるので、その上から分からぬように三角巾を上に載せる。この三角巾は例えればがをした際に止血などにも使うことができま

すので、プライバシーの保護のために三角巾と一緒に配備しているというところも結構あるようでございます。このようなお考えはございませんか。いかがでしょうか。

○議長（重松一徳君）

平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

女性への配慮、プライバシーの保護という趣旨でおっしゃられていると思いますので、すみません、この場で私がやりますともあれなんで、いろんな施設に置いておりますから、今度課長たちの会議の中でも少し議論をさせていただいて、そういったところへの気配りをどうやっていくか、購入して一緒に据えていく、そういうふうな検討してみたいと思います。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

あさってのふ・れ・あ・いフェスタでAEDのまたデモンストレーションもやりますから、そういうときに、詳しいというかやられている人にそういう話も聞いたりして、それから、ちなみにふ・れ・あ・いフェスタでは小学生の糖尿病検査もやりますので、さっきちょっと話題に出ていましたので、いろんなことをふ・れ・あ・いフェスタでやりますので、ぜひ傍聴の皆さんもふ・れ・あ・いフェスタにどうぞおいでください。

○議長（重松一徳君）

水田議員。

○2番（水田志保君）

ありがとうございます。

では、オ、です。公民館へのAED設置についての考え、今はございませんが、設置場所や管理者について区長会と意見交換し、設置に向けて検討したいと考えておりますと御回答いただきました。

公民館のどこに設置するのかなど課題はあるかと思います。町民の命を守るために最善の方法を御検討いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

それでは、2、鳥獣被害対策についてまいります。

17号線バイパスでも車とイノシシの接触があったと末次議員から伺いました。1区のある方は今年16頭捕獲があったそうです。そして、今までなかったバイパスより東側、1区でご

ざいますが、バイパスより東側の山にもイノシシの目撃情報があります。私も一昨日かかつたイノシシを見ました。箱わなの中でしたが、1メートルぐらいありました。威嚇し暴れており、突進してきそうでとても怖かったです。敷地内を荒らされて、御自身で自費で自宅内の場所を工事をなさっている、もう100万円以上かけていらっしゃる方もいらっしゃいます。せっかく作った農作物が駄目になり、落胆されているという方のお話もよく聞きます。

大石産業振興課長に伺います。明らかに以前より増えている現在の状況をどのように捉えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（重松一徳君）

大石産業振興課長。

○産業振興課長（大石 順君）

町長の答弁にもありましたように、共済の被害報告自体はあまり増えていない状況なんですが、農業者さんから聞く状況ではやはり被害は増えているし、議員おっしゃるとおり、17号線より東側、街の中に出でてきていると。先日もけやき台の北部公園、そちらにも出てきていると聞いておりますので、鳥獣被害自体は農業者の意欲、そういうものを失わせて離農につながってしまうと考えておりますので、今年度新たに単独の補助事業は創設しておりますけれども、やはりまだまだ十分でないところもございますので、基山町の農業、ひいては住民の生活を守るために、鳥獣被害対策については今後ますます充実を図っていきたいと考えております。

○議長（重松一徳君）

水田議員。

○2番（水田志保君）

では、4番、少し飛びます。

防護対策及び捕獲方法についてお示しいただいております。ワイヤーメッシュ、電気柵、防護柵ございます。ワイヤーメッシュや電気柵、防護柵は前年度どれくらいの費用がかかつておりますでしょうか。

○議長（重松一徳君）

大石産業振興課長。

○産業振興課長（大石 順君）

令和5年度の防護柵関係については要望がございませんでしたので、実績はございません。

ただ、令和4年度、ワイヤーメッシュになりますけれども、総事業量が2,335メートル、総事業費としまして301万2,150円という形でかかっておりました。ちなみに、令和6年度今年度なんですけれども、まだ施工前ですけれども、ワイヤーメッシュ柵という形で、こちら550メートル、77万7,200円の予定という形でなってございます。

○議長（重松一徳君）

水田議員。

○2番（水田志保君）

鳥獣でございますが、誰でも捕獲していいというわけにはいかないとは思うんですが、捕獲はどのような人ができるのでしょうか。

○議長（重松一徳君）

大石産業振興課長。

○産業振興課長（大石 順君）

まず主に狩猟免許をお持ちの方、そちらの方が基本的にイノシシを捕獲することができまし、カラスだったりアライグマだったり、そういった鳥獣関係ほぼ全般にわたって捕獲することができると、自衛駆除という形で自分の農地だったりそういったところを守るためには許可証によって、中型のアライグマだったりタヌキだったりアナグマだったりそういったところについては、そういった許可証だけで捕獲することが可能でございます。

○議長（重松一徳君）

水田議員。

○2番（水田志保君）

では、捕獲しました、この鳥獣の処理など、その後どうなるのでしょうか。また、捕獲した際の報奨金というのは幾らでしょうか。

○議長（重松一徳君）

大石産業振興課長。

○産業振興課長（大石 順君）

まず、捕獲した後のことなんですけれども、狩猟免許の方についてはもちろん自家消費というか、そういった形でイノシシの場合は処理されることもございますし、基山町が設置しておりますジビエ解体処理施設、そちらに持ち込む方もございますし、埋設というかそういった形で処理される方もございます。基本的に自衛駆除の方については、御自身で基本的に

ほぼ埋設処理でされているか、一般ごみという形で処理される方もございます。

報奨金についてなんですかけれども、報償金の対象者は、狩猟免許取得者といいますか有害鳥獣駆除の対策員になっている方に限りますけれども、イノシシ、基本的には20キログラム以上である成獣については、施設持込みジビエ解体処理場に持ち込む場合は補助金が1万4,000円、自家処理でされる成獣については1万2,000円、まだ子供の幼獣については6,000円となっておりまして、あと中型の鳥獣でアライグマ、アナグマ、タヌキ、この3種類なんですかけれども、そちらは3,000円、カラスなど鳥類が200円という形になってございます。

○議長（重松一徳君）

水田議員。

○2番（水田志保君）

それでは、わな猟免許所持者の方、それから第1種または第2種銃猟免許所有者の方、それぞれ何人の登録がありますか。

○議長（重松一徳君）

大石産業振興課長。

○産業振興課長（大石顕君）

狩猟免許取得者は町内18名いらっしゃいまして、第1種銃猟免許、こちらが散弾銃だったり空気銃、そちらが5名、わな猟の免許取得者が16名で、網猟、網で捕られる免許の方が1名という形、重複があります。第1種をお持ちの方については全て皆さん、わな猟もお持ちという形になっています。

○議長（重松一徳君）

水田議員。

○2番（水田志保君）

基山町では、鳥栖市、みやき町、上峰町と共同で、イノシシやアライグマなどの有害鳥獣による農作物への被害を防止するため、鳥栖・三養基地区鳥獣被害防止計画を策定されているかと思います。従来講じてきた被害そしてその防止対策に基づいた課題は何でしょうか。

○議長（重松一徳君）

大石産業振興課長。

○産業振興課長（大石顕君）

被害防止対策に係る課題ということでございますけれども、捕獲についてはやはり捕獲從

事者の方が高齢化してきているということですね。基山町はある程度若いほうではあるんですけども、構成している広域の対策協議会、県内でも高齢化が進んでおりまして、箱わなの設置だったり、実際に埋設処理だったりについてかなり困難になってきていると聞いております。

また、食肉として活用することがまだまだ少ない状況ですので、そういったところでの活用がまだ必要なのかなというものと、これも高齢化が原因するところもあるんですけども、ワイヤーメッシュ、ほぼ全区域に張られている状態なんですけれども、やはり定期的な点検がなされていないとか、イノシシの破られたままそのままにしているということが課題となっていまして、そういったところの定期的な点検、定期的な草刈り、そういったものを継続してやっていくということが課題なのかなと思っております。

○議長（重松一徳君）

水田議員。

○2番（水田志保君）

では、今後の対策について、今の課題とも関わってくるところあるかと思いますが、捕獲対策として猟友会との連携を強化とございます。9月だったかと思いますが、中村議員の一般質問、ジビエ解体処理施設における取組の中で、宮浦のイノシシ、城戸のイノシシ、園部のイノシシと、住所があるわけではないと思うので。でも、猟友会さんはそれぞれいらっしゃるかと思います。このあたりの連携して各地域をつないでやっていきたいというお話があつたかと思いますが、この話その後何か進捗状況などございますでしょうか。

○議長（重松一徳君）

大石産業振興課長。

○産業振興課長（大石 顕君）

その後、多分初めてだと思うんですけども、私たち産業振興課員と、産業振興課も私ども農林の側とブランド室というどちらかというと販路開拓側との職員たちと、猟友会さん、会員さんで意見交換を初めて交わすことができました。それで、いろんなその中で課題が見えてきましたので、例えばジビエ解体処理施設の活用という形で、持込みについてなかなかエミューとの持込みの調整だったり、土日の対応、冷凍庫の規模だったり、その後の販路、イノシシの販路だったり、そういうところの課題も見えてきましたので、これから猟友会さんとそういったところの課題解決であったり対策について、連携を強化して今後その対策

に生かしていけるようにしていきたいと思っております。

○議長（重松一徳君）

水田議員。

○2番（水田志保君）

では、狩猟免許の取得には大体幾らぐらいかかるのでしょうか。

○議長（重松一徳君）

大石産業振興課長。

○産業振興課長（大石顕君）

免許取得自体はいろいろその中身によって違うようになっているんですけども、こちらで算定するところ、おおよそ新規の取得をした場合で、そのとき一緒にに入る会費とか全て、もうもろ合わせて大体4万5,000円程度なのかなと思っております。

○議長（重松一徳君）

水田議員。

○2番（水田志保君）

では、もう時間もありませんので、イノシシもそうなんですけれども、アライグマも増えています。アライグマの被害について、どのような対策を考えていらっしゃいますか。

○議長（重松一徳君）

大石産業振興課長。

○産業振興課長（大石顕君）

アライグマについてもいろんな情報を得ておりますけれども、今の現時点では小型箱わなはそちらの貸出しで対応しております、そちらもなかなか台数が足りないとかダブったりすることがありますので、今年箱わなをまた増やして、もういつでも貸し出せるような状況で対策をしていきたいなと考えております。

○議長（重松一徳君）

水田議員。

○2番（水田志保君）

ありがとうございます。以前は山林と民家の間に畠があって、そこがクッショニとなり民家まで下りてくることが少なかったのではないかと思います。イノシシのすみかを後退させるために、耕作放棄地対策ももちろん必要ではないかと考えます。

それを含め、最後に伺います。今本腰を入れて対策をしなければ、鳥獣被害はますます大きくなるばかりかと思います。大石課長、鳥獣被害対策への本気の意気込みをお聞かせください。

○議長（重松一徳君）

大石産業振興課長。

○産業振興課長（大石 顕君）

先ほど冒頭でも述べさせていただいたように、有害鳥獣の被害は農業者と農業自体を縮小させるような大きな原因に今後なるかなと思っております。獣友会とも初めて意見交換を交わして新たに補助事業もつくりましたので、それにとどまらず皆さんの御意見とか聞きながら、今の補助事業でもまだまだ改善するところがあると思いますので、そういったところであったり、基山町に限らず広域的にいろんな話を聞いて有害鳥獣対策に力を入れていきたいなと思っております。

○議長（重松一徳君）

水田議員。

○2番（水田志保君）

ありがとうございます。私もできることがあれば、一緒に頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

本当にいろいろ大変かと思いますが、正しく理にかなった対策を行えば被害は確実に減らすことができると思います。獣と人との根比べです。町民の皆さんのが安全に安心して暮らしていただけるように、様々な方面から知恵を出し合った対策に引き続き御尽力いただくようによろしくお願ひいたします。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（重松一徳君）

以上で水田志保議員の一般質問を終わります。

ここで3時40分まで休憩します。

～午後3時29分 休憩～

～午後3時40分 再開～

○議長（重松一徳君）

休憩中の会議を再開します。

ここで副議長と交代します。

○副議長（松石健児君）

重松一徳議長が議員として発言を行いますので、基山町議会会議規則第52条の規定により、副議長松石健児が議長の職を行います。

これより重松一徳議員の一般質問を行います。重松一徳議員。

○13番（重松一徳君）（登壇）

皆さんお疲れさまです。

13番議員の重松です。

傍聴の方は大変ありがとうございます。最後までよろしくお願ひいたします。

今回私は、入札及び契約の適正化について質問したいと思っています。官公庁が行う入札とは物品購入や工事を行う際に、民間企業の力を求めて事業を委託する仕組みで、そこには公平性、そして透明性が求められます。なぜかというと、官公庁、基山でしたら役場で行う事業は全て税金で賄われます。この税金の使い道にも関することでもあります。

令和5年度の決算資料を見ると、請負工事で32件、2億3,309万2,000円、そして業務委託では委託件数が499件、10億5,140万1,187円という、町が行う事業の大部分を民間委託しているという状況であります。

その中には、入札等競争によらない特定事業者との随意契約も含まれ、ほかの入札とも比べて透明性が高く求められます。地方自治法や地方自治施行例でも定められた細かい条件を満たす必要があります。

今回の一般質問は、入札及び契約が公平、公正、そして適正化をされているのか、そしてそれが担保されているのかをただしていきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

質問項目として、1つは、入札を行う際に入札制限価格を基山町は決定していますけれども、どのように決定しているのかを説明ください。

2点目は、電子入札を今採用しています。その実績についてお知らせください。

3点目は、随意契約を行う場合の基準、これについて説明してください。

4番目は、令和6年度基山公園草スキー場保全工事、そして草スキー場の保全管理委託料を随意契約でしています。なぜ随意契約になったのか、その理由も含めて説明をください。

5点目は、町長が入札に立ち会っています。私もほかの自治体の首長が入札に参加しているという例はあまり聞いたことがありません。基山町長がなぜ入札に立ち会っているのか、

その理由について説明ください。

以上で1回目の質問を終わります。

○副議長（松石健児君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

重松一徳議長の一般質問に答弁させていただきます。

まず、1が入札及び契約の適正化について。

（1）入札を行う際に入札最低制限価格はどのように決定しているかということでございますが、基山町では設計金額が130万円を超える工事請負入札を行う場合に、最低制限価格を設定しております。最低制限価格は予定価格に10分の9を乗じた額としているところでございます。

（2）電子入札の実績を示せということでございますが、電子入札につきましては、令和6年1月から運用を開始し、1月から3月までが16件、そして4月から11月までが51件となっているところでございます。

（3）は、随意契約を行う場合の基準は何かということでございます。売買、賃貸、請負などの契約は一般競争入札、指名競争入札、随意契約などの方法で締結するものとされております。随意契約によることができる場合としては、地方自治法施行令に規定があり、性質や目的が競争入札にできない適さないものとするときや、緊急の必要により競争入札に付することができないとき、競争入札に付することが不利と認められるときなどとされているところでございます。

（4）令和6年度基山公園草スキー場保全工事、草スキー場保全管理委託料を随意契約にした理由はなぜかということでございますが、基山公園草スキー場保全工事及び保全管理委託業務については、県からの補助事業の打診が今年の1月にあり、事業内容の内容が2月に決定いたしましたので、当初予算に上程し、3月議会で議決を受けて4月より準備を進めました。

本工事を随意契約にした理由としては、2つございます。

1つは、施工箇所が9月21日に実施したSAGA 2024国民スポーツ大会デモンストレーションスポーツ草スキー大会に間に合わせるために、早急に芝の張り替え工事を行う必要があったことです。山の傾斜や草スキー大会を考慮すると養生期間が3か月程度必要となり、

6月中に工事を完了するためには、4月中に契約を行う必要がありましたので、4月22日に契約を締結したところでございます。

もう一つは、施工、活着、養生、安全面の観点から、雑草が生えにくく少ない継ぎ目で安全面に大変優れているという、この条件に適した特殊な1枚10平方メートルの巨大ロール芝を保有し施工可能な事業者を選定する必要があったということでございます。

また、保全管理については、散水などを町内事業者にも相談しましたが難しいということだったので、工事施工後の芝活着までの土壤の状態、散水や施肥の頻度、それから日光量など育成に関する様々な要因に関与しており、この特殊な芝に精通している工事を施工した業者に契約を行ったところでございます。

(5) 町長が入札に立ち会う理由は何かという問い合わせでございますが、これは基山町の一つの慣習として、私の先代、それから先々代の町長も入札に立ち会っておられたということで、私もまず最初に入札に立ち会うことが当たり前として引継ぎを受けたところでございます。その慣習に準じているところでありますけれども、電子入札が導入される前には大体年間90件ほどの入札に立ち会っておったところでございます。

ちなみに、佐賀県の20自治体で立ち会っているところを聞いたら玄海町と太良町が何か立ち会っていると言っていましたけれども、全部に立ち会っているかどうかは分かりません。

よかったですこととしては、入札の仕組みがよく理解できて、指名業者の方々にじかに接することができて、そのときの緊張感とか入札を身近なものとして感じることができて、適正な運営に対してもより責任が持てたんじゃないかなと思っているところでございます。

また、入札が不落であったり不調であるようなそういうケースもその場で急に起こることがございます。そういうものに直面し、入札制度の問題点や今後の対応等についても知見を深めることができたんじゃないかなと思っているところでございます。

ただ、昨今もう電子入札で、大体入札案件全体の8割程度が今電子入札になっています。今後さらに9割とか9割5分に電子入札の割合が増えていくと思いますので、実質的に私が立ち会うという機会は本当に少なくなるんじゃないかなというふうに思っております。

以上で1答目の答弁とさせていただきます。

○副議長（松石健児君）

重松議員。

○13番（重松一徳君）

では、2回目以降の質問をさせていただきます。簡潔に質問しますので、要領よく回答をお願いいたします。

まず、最低制限価格を設けていると、130万円以上、なぜ130万円かといえば、後で随意契約をお話ししますけれども、130万円以下は随意契約でもできるというのがあるんですね。ですから、こういうのはほとんどが今130万円以上でされていると思いますけれども、請負工事ですね。それが90%で最低制限価格を決定していると言われました。なぜ90%ですか、その90%の根拠は何ですか。

○副議長（松石健児君）

吉田財政課長。

○財政課長（吉田茂喜君）

最低制限価格につきましては、平成27年度より設定をしているところでございます。90%の根拠といたしましては、平成30年度県等の通知等に基づいて90%に行うということで設定をしているところでございます。

○副議長（松石健児君）

重松議員。

○13番（重松一徳君）

例えば1,000万円の予定価格でしたら、最低制限価格が900万円ですね。その幅が約100万円、その100万円で入札参加業者は競争するんですね。もう金額の幅が狭いんですね。ですから、私は今から先の、これは入札の在り方でしょうけれども、総合評価方式をやっぱりもう採用していく時期に来ているんじゃないかと、価格だけの競争ではもうおのずから限度があるんじゃないかというのも思っています。もう公契約条例を締結して公契約条例、例えば事業の下請の事業者の単価だったり、そういうのも公契約で決めていくて、そういうのをクリアする業者に落札してもらうというところまで今きています。基山町ももうそういうところを検討する必要があるのではないかと思っています。

それから、請負工事だけ今やっていますね。例えば業務委託については最低制限価格を設けていませんね。これはなぜ設けていないんですか。

○副議長（松石健児君）

吉田財政課長。

○財政課長（吉田茂喜君）

請負工事に今基山町では入札最低制限価格を設けております。例えば、ほかに物品の購入とかもあるんですけれども、そちらにつきましてはこちらが求める物品の仕様が満たされていれば特に問題はないということで、なるべく安価に取得をしたいということでそういった最低制限価格は設けておりません。

また、設計とかコンサルとかの請負業務につきましては、当時まずは工事から入札最低制限価格を設けて取り組んでいくということで、設計につきましては今後の課題ということで当時しておったところですけれども、現在のところも特に問題はなく入札が執行されているとは判断をしておるところでございます。

○副議長（松石健児君）

重松議員。

○13番（重松一徳君）

問題がないと言えば、入札が終わって結果が出れば、なかなか見えにくい面が出てくるんですね。

先ほど水田議員の中でも緊急通報システムの話がありましたね。緊急通報システム、今年入札あったんですけれども、予定価格が50万2,200円、落札額は24万6,000円、落札率は48%ですね。

先ほど言われたように、請負工事の落札率はほとんどが95%、中にはもう97%、98%近くあるんですね。ところが、こういうふうな業務委託、または設計委託もありますし、基本計画、いろんな計画基山町つくっていますけれども、それも業務委託、60%台が物すごく多いんですね。片方では95%以上、片方では今でも現在でもこういうふうに50%を切るような落札率で、これが本当にいいのかと。先ほど言ったように、総合評価方式を取り入れて、例えば、こういうふうな成果本を求めるような部分の業務委託だったり、こういう業務委託だったりするときにはどういうふうなやり方を基山町に提案しているのかと、金額だけじゃなくて、そういうところも今から先求めなければ、入札改革にはならないんじゃないかなと思いますけれども、吉田財政課長はこの辺どう思われますか。

○副議長（松石健児君）

吉田財政課長。

○財政課長（吉田茂喜君）

工事の入札最低制限価格を設けておるのは、やはり工事の品質維持のために適切な価格を

設定するための制度ですので、やはり採算を度外視した安価で入札されて行われますと、工事の手抜きや下請事業者さんへのしづ寄せ、また安全対策の不徹底などの弊害が発生するおそれがあるということで、そういういた著しい低い価格での入札につきましては排除することとしているところでございます。

ただ、そういういた設計コンサルにつきましては、まだそういうことが起こりにくいということでありますので、町ではまだそういうところでは工事のほうだけ入札最低制限価格を設けさせていただいているところでございます。

○副議長（松石健児君）

重松議員。

○13番（重松一徳君）

請負工事の場合は目に見えますから、ある程度、例えばダンピングしているとか手抜き工事をしているとか、検査なんかである程度指摘できるんですね。ところが、業務委託において、例えば基本計画を策定をお願いしたという場合は成果本でできて、この成果本の中身について、本当に予定価格の60%でとて、これが本当に基山町も100%目指す成果本になっているのかとかというのは物すごく見えにくいんですね。ですから、入札予定価格を決めるときに、基山町は業務委託については、このようなところまで到達するまでのレベルを求めているんだというところを明らかにして、そして予定価格は公表しないにしても、やっぱりきっちとして、あまりにも低い落札業者がいたら、これはどういう理由でこの落札金額になったのかという調査をすべきなんですね。それこそ、福岡市でもいろんな60%、50%を切るような工事が出てきて、ダンピング、それこそ手抜き工事の問題になったときには、徹底的にそこを調査したんですね。見積書を出させるんですね、なぜこうなったのかと。基山町は、今の場合にはそれこそ工事についてはほとんどそういう問題はないにしても、そういう業務委託の入札等については私は大変問題があると思っています。ここも1回調査すべきではないのかと。なぜこういうふうな落札金額になったのですかというふうな見積書の提出を求める。これは私はすぐにでも入札改革でやるべきだと思いますけれども、財政課長はどう思われますか。

○副議長（松石健児君）

吉田財政課長。

○財政課長（吉田茂喜君）

入札の際には入札額と同時に入札の内訳書というものを提出いただいておりまして、財政課では入札額の内容につきましてはチェックをしている状況でございます。

○副議長（松石健児君）

重松議員。

○13番（重松一徳君）

チェックしているということですので、ここはやっぱりきちっとしたルール化をしていくべきではないのかと、この入札、契約についてはした、これについてはしないみたいなのよりもきちっとした基山町は入札については競争入札、一般競争、指名も含めて、やっぱりしていくべきではないのかと。基山町ではプロポーザル方式も採用していますから、それだったらある程度は出てくるんです、金額じゃなくて、それぞれの業者がプロデュースしてのところでの入札になりますから、よろしくお願ひいたします。

電子入札についてはもう実績として組まれているという形で報告がありました。この電子入札は全ての入札項目に対応してされているのか、請負工事、業務委託含めて、賃借、貸借含めてされているのか、お願ひいたします。

○副議長（松石健児君）

吉田財政課長。

○財政課長（吉田茂喜君）

電子入札につきましては、令和6年1月から導入をしているところでございます。今電子入札で対応している案件といたしましては、工事案件と設計コンサル案件についてでございます。それにつきましては全て電子入札で実施を行っている状況でございます。ただし、物品の購入と一般競争入札の案件につきましては、以前の紙入札で実施しているところでございます。

○副議長（松石健児君）

重松議員。

○13番（重松一徳君）

分かりました。今からそういうふうな形になってくるんだろうなと私も思います。

次の質問になりますけれども、それこそ随意契約なんですね。随意契約は何が問題かというと、競争入札していないんですね。特定業者と基山町が直接契約を結ぶと。ですから、ここには不正があつたらいけないということについて、いろんな規制がありますね。基山町は、

契約規則の第3節随意契約第27条から28条、29条ありますけれども、それを遵守して随意契約されていますか。

○副議長（松石健児君）

吉田財政課長。

○財政課長（吉田茂喜君）

契約規則に基づいて随契を行っているところでございます。

○副議長（松石健児君）

重松議員。

○13番（重松一徳君）

先ほど言った130万円というのが、随意契約の先ほども言った契約規則の第27条に、政令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める額は次の各号に定める契約の種類に応じた当該号に額を定めるとなっています。工事または製造の請負は130万円、結局130万円の工事は随意契約でもいいですよとなっています。先ほど張り芝の工事、基山スキー場、言いました。あれは、令和6年度の予算で工事費が800万円、そして保全管理費が100万円の予算を組まれていました。800万円ですから、130万円をオーバーしているんですね。なぜ草スキー場の芝張り工事、これは指名競争入札じゃなくて随意契約にされたのか、この理由をもう一度説明ください。

○副議長（松石健児君）

佐藤産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐藤定行君）

こちらの工事については、9月21日の国スポーツモンストレーション競技の草スキー大会が9月21日と大会が決まっておりましたので、それから逆算していくと、どうしても工期等を考えると、養生期間が3か月間ぐらい、草スキー、施工箇所の斜面やそりで芝の上を滑ること、そういうことを考えると養生期間をどうしても3か月程度取る必要がありました。そのため、9月21日から逆算すると、6月20日程度には工事が終わらないといけないということになり、それから工事期間が2か月程度を考えると、4月中にはどうしても契約をする必要がありましたので、先ほど言わされた随意契約の緊急に契約をする必要があるということで、随意契約の167条の2第5項、緊急があるということで随意契約をさせていただいております。

○副議長（松石健児君）

重松議員。

○13番（重松一徳君）

9月に草スキー大会があるのは私ももう早くから分かっていたんですね。令和6年の3月の議会の中で、予算するときからもう9月にはあるんだというのは分かっていたんですね。ですから、早く、これは4月新年度になればすぐに入札をして業者を決めてしなければならないというのは、私も計算上分かるんですよ。それが随意契約になるという根拠には全くなきません。なぜかというと、この地方自治法の施行令167条の2、先ほど言った第1項ですね、第1号から第9号まであります。緊急の必要により競争入札に付することができないときというのは、これは災害とかもうどうしても間に合わないと、すぐにでもしなければならないと、災害復旧しなければならない、土砂の搬出をしなければならないと、そういうときにはもう随意契約でもいいですよと、130万円以上、国の場合250万円とかありますけども、それよりも高くとももうすぐにこういう工事をしなければならない場合は随意契約でもいいんですよというのがあります。また、競争入札に付することができないと不利と認めるときとかいうのは、1か所の工事の中で、例えば附帯工事がやっぱり新たに出てきたとか、どうしても入札を別にするよりも一体的にこの業者にさせたほうがいいとか、いろんなこういう条件のときにはもう随意契約でさせてもいいですよというのがあります。

今回の場合は、4月から始まってすぐに業者を決めれば、当然5月、6月中には工事できます。養生期間を置いても間に合うはずなんです。これは随意契約をしたと言われましたね。どこの業者と随意契約をされましたか、町内の業者ですか。

○副議長（松石健児君）

佐藤産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐藤定行君）

業者については町内の業者ではなく、早急に施工ができるビッグロール芝というのを所有している業者と随意契約を行っております。

○副議長（松石健児君）

重松議員。

○13番（重松一徳君）

ですから、その業者はどこの業者ですか。

○副議長（松石健児君）

佐藤産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐藤定行君）

業者さんについては日向芝さんとなっております。

○副議長（松石健児君）

重松議員。

○13番（重松一徳君）

今言われました日向芝、これ宮崎県の業者ですね。基山町のこういう芝張りの仕事、ロール芝と言われました、ロール芝というのは1メートル幅で、長く切って、普通造園業者さんが使う張り芝工事で使う、それと全然大きさは違うんですけども。別に工事はそれが特別難しいというわけではありませんよ。なぜこれを宮崎の業者にさせなければなりませんか。基山の例えば造園業者、もうちゃんとそういう施工するぐらいの技術は十分持った業者の方が十分いらっしゃるんですよ。どうしても随意契約をしなければならないというのがあれば、どうして基山町の業者じゃないんですか。

○副議長（松石健児君）

佐藤産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐藤定行君）

この芝については特殊なビッグロール芝ということで、なかなか入手が困難で、すぐに注文しても入るかどうかが分からぬということで、そういったときにもし契約をした後に注文でビッグロール芝が入らないとなると、9月の21日に工事が終わらない可能性があるということで随意契約をさせていただいております。

○副議長（松石健児君）

重松議員。

○13番（重松一徳君）

このロール芝を扱う業者は九州でその1か所だけですか。それこそ、造園会社の方もいらっしゃいますし、私も一級造園の施工管理技士の資格を持って、今までこういう造園の仕事をしたことはあるんですけどもね。わざわざ宮崎の業者に頼まなければならないような特殊的な、これは難しい工事ですか。十分私は町内業者でもできる仕事なんだと、ロール芝は、これは購入すればいい。宮崎の業者だけでなく、これはほかにも鳥栖とか久留米とか近く

の造園の生産の業者、もう注文すれば十分これは対応する製品ではないんですか。どうして  
もこの宮崎の業者しか駄目な芝だったんですか。

○副議長（松石健児君）

佐藤産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐藤定行君）

注文して納入できるということが、この施工された業者さんは自分のところで保有し施工  
もできるということでしたので、その業者さんに随意契約をさせていただいております。

○副議長（松石健児君）

重松議員。

○13番（重松一徳君）

それはどっちから話が来ました。業者のはうから話が来たんですか。それとも、役場のは  
うからお宅はこういう技術を持って、芝を持ってあるから、この工事してくださいとお願い  
したんですか。いや業者の方から、ぜひ私の業者にさせてくださいという形で来たんですか。

○副議長（松石健児君）

佐藤産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐藤定行君）

業者さんが自分のところでそういう芝を保有してあるということが分かりましたので、  
うちのはうからそういう工事ができるかどうかを確認しております。

○副議長（松石健児君）

重松議員。

○13番（重松一徳君）

先ほどから言っていますけれども、随意契約というのは物すごく規制があるんですよ。今、  
令和7年度、令和8年度の入札参加の募集をされていますね。ホームページでも載せていま  
すね。その中でどのように書かれていますか。基山町では入札によらない随意契約の相手方  
にも原則入札参加資格審査申請が必要ですので、御注意くださいと書かれていますね。この  
宮崎の業者、私は、1回も基山町の仕事をしたという実績もありませんし入札に呼んだとい  
う実績もないと思いますよ。その宮崎の業者、日向芝という業者は、基山町に入札参加資格  
の申請をされていますか。

○副議長（松石健児君）

吉田財政課長。

○財政課長（吉田茂喜君）

基本的には随意契約を行う場合、見積書の提出依頼につきまして、本町に指名願の提出をされている事業者から選定することとしまして、そこから見積書提出により競争を行った上で事業者を決定している、随意契約の場合ですね。今回の施工業者につきましては、指名願の提出はございませんでしたけれども、大型ロール芝を取り扱っていること、施工を行うこと、また傾斜地での施工実績があるということから、見積り依頼を行っているというような状況でございます。

○副議長（松石健児君）

重松議員。

○13番（重松一徳君）

それでは、まず、基山町の造園業者、今入札参加されているのが4業者だと思いますけれども、その4業者に、こういうふうに緊急に基山スキー場の芝張り工事をしなければならないという形で本来は相談をするのが当たり前じゃないですか。そして、こういうふうにロール芝というふうな特殊な芝と言われましたけれども、私から見れば全然特殊でも何でもないと思うんですけどもね。そういうのを使って、短期間の工事でできますけれども、基山町内の業者の方で、これを受けてもらうことができますかとか、まず相談するのが当たり前と思いますけれども相談されました。

○副議長（松石健児君）

佐藤産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐藤定行君）

町内の業者さんには特別相談等については行っておりません。

○副議長（松石健児君）

重松議員。

○13番（重松一徳君）

そこが問題なんですよ、そこが。随意契約で一番しては駄目なのが。なぜかといえば、今まで私も入札で質問したときには、基山町はローカル発注でしていくんだと、基山町の仕事はなるべく基山町の業者にお願いするんだというのがずっと原則で、それはそれで私も大事なんだと実は思っているんです。今度のは全く分からぬ宮崎の業者が自分のところがこう

いう芝を生産していますから、してくださいと、基山町の町内業者には全然相談もせずに勝手に決めたと。これは官製談合、役場が、担当者が、一定の特定の業者と勝手に結んだ契約、これ官製談合じゃないですか。正式に何も表に出ていない中で決めたんじゃないんですか。これどう思われますか。

佐藤産業振興課参事に聞くのは酷かなと思っているんですね。4月から今の担当ですから。もともと先ほど説明もありましたように、これは1月から打診があって、2月にはこういう事業内容で決定したという形で説明がありましたけれども、これは大石産業振興課長が担当した部分なのではないんですか。大石産業振興課長のほうから答弁をお願いします。

○副議長（松石健児君）

大石産業振興課長。

○産業振興課長（大石 顕君）

私が3月までは主にこの事務自体は所管しておりましたので、それまでは私が担当という形で思っております。

○副議長（松石健児君）

重松議員。

○13番（重松一徳君）

では、なぜこういうふうに今ずっと佐藤参事が説明しましたけれども、何も間違っていないと、今回の随意契約は正式なルールにのっとって正式にやったんだと言い切れますか。

○副議長（松石健児君）

大石産業振興課長。

○産業振興課長（大石 顕君）

私のほうでも、今回の事業については2024国スポのデモンストレーションの草スキー大会ということで、きっちりとした形、また事故がない形、安全性等そういったことを含めて、また早急にやる必要があったと考えております。今まで何度も芝張りの保全工事はやってございますけれども、やはりどうしてもなかなか成果的に厳しいところもあったりもしてございましたので、今回きちんとしたやり方で、すみません、今回そういった新たなやり方で工事を施工したいと考えてございましたので、こういった形でふだん使わない、私のほうでは特殊なビッグロールと考えておりますので、そこを緊急的にやらせていただいたと考えております。

○副議長（松石健児君）

大石課長、官製談合ではないかという重松議員の質疑がありましたけれども、それに対し  
ての答弁をお願いします。

大石産業振興課長。

○産業振興課長（大石 順君）

それについては、特にそういった何かもともと、どういったらいいですか、こちらで契約  
の規則に基づいて、緊急的だと考えておりますので、官製談合ではないと考えております。

○副議長（松石健児君）

重松議員。

○13番（重松一徳君）

先ほど基山の草スキー場芝張り工事なかなか難しいんだと、過去に芝張り工事2回か3回  
したのは知っているんですよ、草スキー場が芝が剥げたから。そのときには地形を変えたら  
駄目なんだということで、それこそ張り芝の小さい芝をずっと張ってました、全部人力  
だったんですね。ですから、竹串で芝をとめたとしても、カラスが芝の裏のミミズを取つた  
りして芝を剥いだりとか、それこそモグラが掘ったりとかして、なかなか活着できなかつた  
んですね。しかし、それは地形を変えたらいけないということで機械を入れなかつたんですね。  
今回の工事は、重機を入れて、下地をならして、その上にロール芝を張ったんですね。  
施工的にはより簡単な方法で実はしているんですよ。天然の地形ががたがたしているところ  
にとにかくきちっと芝を張って枯れないようにするという、そっちのほうがよっぽど難しい  
んです。今度の場合は機械を入れて、地形をきれいにして、大きなロール芝、ロール芝も機  
械で引っ張ってするような芝ですから人力ではなく、だから建設機械を入れてしているんで  
すけれども。そして、難しいと言うけれども、ロール芝が難しいというだけであって工事施  
工そのものはより簡単になっているんですよ。問題は、ロール芝というのは購入すればいい  
んですよ、造園会社だからといって、自分のところで芝を持ったりとか植木を持ったりして  
いるところは1軒もないですよ、少しは持っているんですけども。ほとんどがこういう公  
共工事の場合は、仕様書に基づいて、芝だったり植木、低木から高木から購入するんです、  
規格品を購入して、そしてそれの植栽工事をやるんですね。難しいのは芝だけだったでしょ  
う。だから、芝を基山町内の業者が購入すれば、この仕事は簡単にできるような内容の工事  
だったのではないのかと思うんですね。その芝はわざわざ宮崎県の業者じゃなくても、こう

いうロール芝を扱っている業者は、生産業者はほかにもあったんじゃないのかというところなんですね。これについてもう1回説明ください、なぜ宮崎の業者なのか。

○副議長（松石健児君）

佐藤産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐藤定行君）

ロール芝を保有しているところは、九州では施工した業者さんと、ほかにも鳥取や愛知とか九州外にもロール芝を持ってあるところは幾つかあったと思っております。それで、ロール芝を保有し施工できる業者さんがそこの宮崎の業者さんでしたので、そこで随意契約をさせていただいております。

○副議長（松石健児君）

重松議員。

○13番（重松一徳君）

この理屈は、私は通用しないと思いますよ。そういうことを言いよったら、もともと生産しているとか何とかというところしかもう工事ができないみたいになるじゃないですか。製造業もそうですよ、自分のところができない工事については、一部分とかでは協力会社とか下請会社の協力を得ながら、そして施工会社が最終的に責任持ってやっていくんですよ。造園業者が仕事を取れば、そこが例えば、言うように日向芝しかこの材料がないなら、日向芝さんにお願いして購入すればいいじゃないですか、日向芝さんは生産、販売、工事もされています、販売もされているんですよ。販売せずに、自分が造っているところ、自分の工事にしか使わないというふうな業者じゃないですよ。基山町に来てもらう、わざわざ宮崎県の業者が基山町に来て仕事をする、これは、本当私に言わせれば、町内業者をばかにしていると思うんですね。そしておまけに、保全についてはお願いしたけれども断られましたと、断るのは当たり前じゃないですか。植栽工事とかこういう芝張り工事は、施工業者が最終的に、例えば仮補植とかいろいろありますけれども、1年間ぐらいは管理するんですよ。今回の業者は宮崎の業者がして、そしてその後の散水とか保全管理だけ基山町の業者にしてくださいと頼まれても、基山町の造園会社が断るのは当たり前ですよ。もし何か枯れたりとかしたときに、どちらの責任になるかも分からぬんじゃないですか。必ず施工業者が一定期間管理するというのが当たり前なんですよ。そういうところも全く無視してから、今回の場合はやっているんじゃないですか、やった原因が地元の業者に相談をしていないんだと、なぜ地元の業

者に相談をまずしなかったのかと、地元の業者がどうしても自分のところではできないとなれば、それは最終的にはなったかもしれませんけれども、まず手順が違うんじゃないですか。そこをもう1回説明ください。

○副議長（松石健児君）

大石産業振興課長。

○産業振興課長（大石 順君）

契約前の話ですけれども、3月議会が終わりまして、議会の途中にいろいろと試行錯誤しているときに、やはりどうしても私の中ではやはり緊急すぐにしなくちゃいけないというところもありまして、そのとき別の相談をしているところの兼ね合いとかありますと、この日向芝さんと話をさせていただいたときに、やはり仕入れとかそういったところを踏まえて直接この事業者さんにやっていただくほうが一番早くで安全にできるというふうな形で思っておりましたので、そこで進めさせていただきました。

○副議長（松石健児君）

重松議員。

○13番（重松一徳君）

もう少し言えば、この日向芝といわれました会社、基山町でライチをしているミキファームきやまさん、そこが経営者が同じなんですね。ミキファームきやまさんは基山町でライチの生産をしていると、しかしそれが基山町のこの公共工事に何の影響がありますか。もし、ライチをされているミキファームきやまさんが、皆さんに、私のところはこういう芝も扱っていますから、こういう仕事をさせてくださいとお願いに来たんですか。先ほど業者の方からお願いがあったからと説明されましたね。業者の方から来られたんですか、ミキファームさんから。

○副議長（松石健児君）

大石産業振興課長。

○産業振興課長（大石 順君）

こちらでもミキファームさん自体は芝生自体を専門的にやっているということは存じ上げておりましたので、やはりまず災害復旧であったり特殊な工事施工等も行っていることを知っておりましたので、そういったところも含めてこちらに御相談させていただいたというか、緊急にきちんと国スポのデモンストレーションができるように芝生の施工をしたいという形

で、お話をこちらのほうからしました。

○副議長（松石健児君）

重松議員。

○13番（重松一徳君）

ここは大事な中身なんですよ。どちらが話を持ってきたのか、この契約結ぶまでに。なぜかといえば、これは官製談合の疑いがあるんだと。では官製談合とは何かといえば、国や地方自治体が事業の発注の際に行われる競争入札において、発注機関側の公務員、皆さん側が入札談合に関与して不公平な形で落札業者を決める、そういうことが官製談合と言われるんですよ。普通の談合というのは入札参加業者がその中で話をしたとか価格協定をしたとかいうのが表に出たりよくしますけれども、官製談合というのは、皆さん側が特定業者と話をして決めたということになるんですよ。決めたことが基山町の例えれば業者に不利益を与えたんだと、そこと契約を結ぶことによって本来入札に落とさなければならない部分の工事が自分たちが取れなかつたと、不利益を被ったとなるんですよ。それも含めて問題なんだと言われていますけれども、そういう認識は持ちませんか。

○副議長（松石健児君）

大石産業振興課長。

○産業振興課長（大石 顕君）

私については、草スキーの工事についてやっぱり緊急的に的確に実施することが必要と考えておりましたので、談合というような認識はございません。

○副議長（松石健児君）

重松議員。

○13番（重松一徳君）

ここで私が言っても違うとなれば、どこでこれをきちっとしなければならないかという問題になるんですね。一つの方法として、住民監査請求なんですね。執行部と議会で議論していろんな問題を解決するけれども、どうしてもできない、専門的なところにお願いしなければならない、佐賀県基山町の監査委員さんに対して住民監査請求という方法しかなくなるんですよ。そこできちっとこの問題については明らかにすべきなんだと、そこまでしなければならないんだというのが、この入札を伴う一連の皆さん方の仕事は全てが税金で賄われているんだというところなんですよ。だから公平にしなければならない、公開しなければならな

いという部分なんですね。どちらが話をよーと持ってきたか分からぬけどもいつの間にか特定業者と契約を結んで、そして仕事ができましたと、よかつたよかつたというわけにはいかないというのが、税金で仕事をしている皆さんは物すごく、私はまず理解しておかなければならぬことではないのかと思うんですよ。

緊急であったというのは私も理解できます。9月の11日の草スキーワークショップに間に合わせなければならぬと。しかし、4月から4、5、6、7、8、9、約半年間ある中で養生期間を3か月間取らなければならぬにしても、十分地元業者と話をして、落札、入札にするのか随意契約にするのかも含めて話をして、そして完成まで持っていく期間は十分あつたでしょう。そこを全く皆さん無視して、特定業者とおまけに全然基山には関係ない特定業者とされたというところが問題なんだというふうな認識を持ってもらいたいと思いますけれども、町長はどう思われますか。

○副議長（松石健児君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まず、その前に1点確認なんですが、私の認識と違っていたのが、いわゆる平らにするよりもそのまんまでしたほうが大変で、そのまんまでしてくださいと言われたので前はそういうふうにしましたとおっしゃったんですが、それは重松議長がその工事をされたということでしょうか。いや、私はこれは平らにしてやらないと駄目なんです、いいかげんなそのまんまの形でやつたら何回やっても駄目になるんですという、そういう説明を受けて、その認識の下に今回の業者になっておりますので、そこがまず全然違うので、しかも、平らにしたほうがはるかに安いとおっしゃったので、それも間違いないでしょうか。その2点まず、私はそうじゃないと思っていたので、今回の業者選定した理由もそこに一つあると思っておりますので、そこがまず第一お聞きしたいのが一つです。

それから、ほかの基山町の業者には事前に確認、正式な確認はしていませんが、やっぱり外の業者を今回使うということがある程度決まってきた段階では一応こういうことになってるのでという何ていうかな、お話を私から少しはさせていただいたつもりでございますんで、そこは全く基山町の業者の方が寝耳に水に今回のプロジェクトがあったとは思っていません。

それから、現実にこれまでの工事は全部今駄目になっていて、今した工事は今回きれいな

状態でまだもっているという現実があるということも、ぜひ御理解していただきたいなと思いますので、まず、問い合わせに対してお答えしていただければと思います。

○副議長（松石健児君）

重松議員。

○13番（重松一徳君）

私が工事に関与するわけないじゃないですか。基山町が今まで基山の草スキー場の張り芝を剥げているからと言ったときには、地形を変えたら駄目なんだという形で小さい芝を張り合わせてしたけれども、どうしてもカラスが芝をひっくり返したりいろいろで十分活着できずに剥げかけたりしたんだと。今回の場合は、そういうふうに……（「違います」の声あり）過去はですよ。（「いや」の声あり）ちょっと待ってください、私が発言していますから。というふうな形で今回の場合は、草スキー場をしなければならないという形で機械を入れてしたでしょう。しかし、そういうふうにすれば、基山町の業者でも実は十分できたんだと。問題はこのロール芝が基山町の業者が手に入れることができなかつたのかという中身で、それは難しいと言われていますけれども、難しいことはないんだと。皆さんのが仕様書でそういうふうに書けば、落札した業者は芝を購入してするんですから、宮崎の業者は販売もしているんですから。ですから、今回の場合は、なぜこういうふうに飛び越えて特定の業者と随意契約したのかというのが、全然説明になっていないんだという形です。

芝張りは確かに機械を入れて何かすればきれいになりますし、ロール芝ですから、例えばサッカー場とか広い芝生公園とかは今こういうロール芝なんかをどんどん使ってやっているんです、全然継ぎ目がありませんし、それこそもう展着さえすれば、結構早くきれいに整備されますから、サッカー場なんかも今ほとんどそうですよ。ですから、その工事そのものが私は駄目と言っているんじゃない。その工事は十分地元の造園会社でもできる工事なんだと、わざわざ随意契約して、よその業者にさせるような工事じゃないんだということを言っているんですね。ですから、今回の場合の工事がなぜ随意契約になったのかという説明が大変不十分なんだというところです。

もう1回町長お願いします。

○副議長（松石健児君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まずは、地形を変えなくてやるほうが大変でお金もそっちのほうがかかるんだみたいな、先ほど説明があったので、それは違うんじゃないですかということに対しては違うということでおろしいですよね。はい。

それで、先ほど言いましたように決まる前にこういう方向で今動いているからという、仁義の切り方だと思いますが、そういう話は造園協会さんにさせていただいたので、もし造園協会さんがそのときに、もしできるんだったら、それならうちができるとおっしゃったと思いますので、そこはある程度担保されている話ではないかと思います。

現実に、やっぱり九州でも1戸しかないと聞いていますので、ここしか扱っていないと聞いておりまますので、そういう意味でいうと、なかなかほかのところではできなかつたんではないかなど、話をそういうふうに聞いて、では随契でやらないと仕方がないし、一応県の補助金だったので県にも確認して、随契でやっていいですか補助金なんで大丈夫ですかと聞いたら、県も大丈夫だということだったので、とにかく9月21日の国スポを少しでもきれいに成功するようにという一念でやっておりますので、ぜひ御理解していただければなと思います。

○副議長（松石健児君）

重松議員。

○13番（重松一徳君）

この随契で、私はずっと入札結果の情報は目を通しています。いつ出るのかなと草スキー場の芝張り工事、とうとう出てこなかつたので聞いたら、いや随契でしたという話でしたから、実はびっくりして。8月中にはこの問題私も聞いていたんですけども、国スポの草スキー大会がある前にこの問題を言うのが基山町にとっても何もプラスにならないし、みそつけたくないなというのもあって、私は9月議会ではしなかつたんですけども。しかし、これはきちとやっぱり指摘をしておくべきなんだと、今から先の基山町の入札、そして契約の在り方の適正化をしていくべきなんだと思って今回しています。

なかなか質問時間の関係もあって、十分満足できる回答が得られませんけれども、私は住民監査請求をしたいと思っています。その中ではっきり出てくるだろうと、これは佐賀県から補助事業ですから、佐賀県の住民監査請求、そして基山町に対して住民監査請求をお願いして、やっぱりきちとすべきなんだと思います。

なぜかといえば、今から先大変これは出てくる問題でもあると思っています。随契そのものは私は駄目と言っているわけじやありません。例えば、基山町がごみ収集を公衆社さんに

お願いして、しています、随意契約です。もう公栄社しかこの仕事をする業者はいない、そして、入札金額に落札といいますか、随意契約の金額については、議会の予算資料としてきちんと人件費から車の使用料から含めて全部出してもらうんです、それを基に議会側はこれについては随意契約でもいいですよという形でしているんですね。今回の場合、落札金額も実は私はまだ聞いていませんけれども、あります。予定価格を決めるためには、2者から見積りをまず取らなければならぬと、この随意契約で、あるんです、そういう手続もされたかどうか全然分からぬ、問題ですね。こういう問題に対してきっちと答えるだけの自信ありますか。財政課長、どうですか。

○副議長（松石健児君）

吉田財政課長。

○財政課長（吉田茂喜君）

議論の中でも話し合っていますけれども、私としてもやはり入札では指名競争入札と一般競争入札あるんですけども、指名競争入札ではやはりこの大型ロール芝の期限内での仕入れから施工、こちらにはやはり対応できない可能性があった。また入札が不落となつた場合にはやはり事業実施がさらに困難になつてしまふ可能性もあるとその当時は判断しておりました。

また一般競争入札で行うとすれば、やはり公告から契約まで、こっちはもう本当1か月以上を要しますので、4月中の契約にも間に合わない5月に入つてしまつて、それこそ9月21日の草スキー大会にはもう本当に間に合わないような状況になると、その当時判断をしていたところでございます。

ですので、やはり隨契になつてしまふのは仕方がないというか随意契約という選択をしたところでございます。

○副議長（松石健児君）

重松議員。

○13番（重松一徳君）

なかなかここで何度言っても一致点が見いだせないと思います。

5番目で、町長の入札に立ち会うのを聞きましたけれども、私はこういう契約とか入札とかいうのはきっちとした、福岡市とか大きなところは契約課とかこういうあってから、全部全てそこでしているんですね。基山町の場合は財政課が中心になって入札とか契約はされる

んでしょうけれども、やっぱりきっちとして、財政課の中に入札契約担当をきっちと指名してから、そちらがもう責任持つてすると、町長はやっぱりもう立ち会うべきではないと思っていますので、これまた、検討していただきたいと思います。（「理由は」の声あり）公平性が保てないんだと、全部町長が工事を発注するんですね。発注する方がその場にいて入札するというやり方が本当にいいのかと。だから、私は福岡市の入札ですと福岡市に行っていましたけれども、契約担当課の人が入札から全てするんですね。工事完了は全く役場の福岡市の外郭部隊の人が計算もするぐらいもう徹底しているんですね。役場の業務とはまた切り離したところでやる。ですから、私はそういうふうに思っています。町長が違うと言わればそれはそれでいいでしょうけれども、私は公平性を担保するためにもきっちとここは分けたほうがいいと思っています。

○副議長（松石健児君）

答弁は求めませんか。

○13番（重松一徳君）

もういいです。

私も、30代過ぎから福岡市で共同で造園会社を立ち上げて、そして福岡市の入札に参加してきました。最初入札申請して仕事に呼ばれるまで3年かかりました。それぐらい福岡市の場合には業者も多いし競争もある中で、福岡市が1回、それこそ談合問題で福岡の造園会社がたたかれて、大手が潰れるなどしました。その関係で、私の小さい会社なんかはもろに不渡手形をつかまされて、その関係で私はもう1週間以上不眠状態で突発性難聴になって、1年間ぐらい仕事ができない状況で、今でも私の右の耳はもうほとんど聞こえません。やっぱりこういう契約とか何とかというので一歩間違えば、本当会社の将来、人生さえも左右するんだというのを私はずっと見てきました。ですから、皆さんはそういう立場で仕事をしているんだと、工事がうまく進んだからどうにか済んだからよかったですじやなくて、そういう一連の工事の中でいかに公平性を担保していくのかというのを常に考えていただきたいというのをお願いして、私の一般質問を終わります。

○副議長（松石健児君）

以上で重松一徳議員の一般質問を終わります。

議長の発言が終わりましたので、会議規則第52条の規定により、議長と替わります。

○議長（重松一徳君）

本日は、以上をもって散会とします。

～午後4時43分 散会～